

募集要項等に関する質問書(令和4年8月24日一部回答修正(No.419、No.428))

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	募集要項	1	I			本募集要項の位置付け	実施方針時の質問回答の内容と募集要項等に相違がある場合、募集要項等が優先されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	募集要項	4	II	1	(7)	施設概要	開館年度:令和8年度中(予定)とありますが、公園の開場も同時と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	募集要項	4	II	1	(7)	施設概要	開館年度:令和8年度中(予定)とありますが、憩いライブラリ、交流スペース、歴史・郷土ミュージアムとも同時の開館と考えてよろしいでしょうか。	三施設一体での同時供用開始(開館)を想定しています。
4	募集要項	4	II	1	(7)	施設概要	開館年度:令和8年度中(予定)とありますが、開館準備期間中の業務費用等を見込む必要がありますので、目標とされている時期等をご教示いただけませんか。	開館の具体的な時期につきましては、競争的対話の内容も踏まえて、今後、市において検討します。
5	募集要項	4	II	1	(7)	⑥施設概要 開館年度	令和8年度中とありますが市側の想定されるスケジュールがあればご提示ください。協議とありますが、基本的には事業者側の提案を尊重頂けるという理解でよろしいでしょうか。仮にそうでなかった場合、開業期間変更に伴う費用の増加(維持管理など)は、別業務を縮小する含め市と協議の上調整するという理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。
6	募集要項	4	II.	1	(7)	事業の内容における供用開始日	「提案に基づき、PFI事業者と市の協議で決定する。」とのことですので、事業契約締結後の協議によって、提案済の供用開始日に変更が生じた場合、開館準備業務に係る対価(サービス対価C)の取扱いをご教授願います。	No.4の回答を参照してください。 あわせて、事業契約書(案)第43条も参照してください。
7	募集要項	4	II.	1.	(7) ①	施設概要	施設の開館年度において令和8年度中を予定されていますが、開館年度の変更可能性の有無をご教示ください。また、提案書における事業スケジュールの提案は可能でしょうか。	開館年度の変更は想定していません。あわせて、No.4の回答を参照してください。
8	募集要項	4	II.	1.	(7) ①	施設概要	供用開始は令和8年度中とあり、提案によって約1年の供用開始時期のズレが生じる可能性があります。出来る限り早く供用開始した方がご評価いただけるという事ではないという理解でよろしいでしょうか。	令和8年度中の開館(供用開始)を想定しており、年度中の開館(供用開始)の提案であれば、具体的な日付の早さは評価に影響しません。あわせて、No.4の回答を参照してください。
9	募集要項	5	II	1	(7)	事業期間	事業期間は、事業契約締結日から、本施設供用開始日の15年度の応当日までとありますが、維持管理・運営期間は15年1日ということでしょうか。	募集要項「II.1.(7)③」の前段を下記のとおり訂正します。 本事業の事業期間は、事業契約締結日から、本施設の供用開始日の15年後の応当日の前日までとする。 あわせて、新旧対照表及び募集要項の修正版を参照してください。
10	募集要項	5	II	1	(7)	事業期間	「本事業の事業期間は、事業契約締結日から、本施設の供用開始日の15年度の応当日までとする。」とありますが、事業期間は15年と1日という理解で宜しいでしょうか。	No.9の回答を参照してください。
11	募集要項	5	II	1	(7)	③事業期間	「本事業の事業期間は、事業契約締結日から、本施設の供用開始日の15年度の応当日までとする。」とありますが、「～本施設の供用開始日の15年後の応当日まで」の誤字ではないでしょうか。	No.9の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
12	募集要項	5	Ⅱ	1	(7)	必須事業	PFI事業者が行う主な必須業務として、「施設を支える方々とのネットワーク構築」が統括マネジメント業務及び開業準備業務(共通及び歴史・郷土ミュージアム)の3か所に記載されておりますが、記載か所が分けられている以上、明確な業務区分があり、それを基にモニタリングされると思料されます。統括マネジメント業務で求められる役割と開業準備業務で求められる役割の違いについてご教示ください。	業務要求水準書に記載のとおり、統括マネジメント業務における「施設を支える方々とのネットワーク構築」は、本施設の整備コンセプトを実現するため、市民を含めた多様な主体が運営に参加できる仕組みづくりを行い、また、全期間を通じて市民等の運営への活動をサポートし、あわせて管理していただくことを目的としています。 開館準備業務における「施設を支える方々とのネットワーク構築」は、事業期間のうちとくに開館(供用開始)前の個別の活動を実施していただくことを目的に、具体的な業務について要求水準を設定しています。
13	募集要項	9	Ⅱ	1	(7)	任意事業	自主事業と民間提案事業の違いは、事業の目的以外は、事業の実施場所が施設内であるか施設外であるかの違いであるという理解でよろしいでしょうか。	自主事業は、対象施設の運営に資する事業であり、その場所は対象施設又は対象施設用地内を想定しています。また、民間提案事業(附帯事業)は、対象施設の運営と直接関連しない場合も含めた対象施設の利用促進・魅力向上に資する八王子らしさを発揮する事業であり、その場所は対象施設又は対象施設用地内若しくは対象施設用地以外を想定しています。 なお、対象施設用地以外を使用する場合、使用を想定している場所に適用される法令・基準等、各種基準、指針等を個別に確認し、市と協議の上で実施してください。なお、イベントにおける自主事業と民間提案事業の違いについては、No.418を参照してください。
14	募集要項	10	Ⅱ	1	(7)	図1 本事業における特定事業の構造等	前回の質疑回答にて、飲食施設の整備費はサービス対価に含まれるという回答がありましたが、ミュージアムショップや民間提案余地の整備費もサービス対価に含まれるという理解で良いでしょうか。	カフェ、ショップ等は必須事業における附帯事業として実施するため、躯体部分の整備費用はサービス対価に含まれます。なお、建物内の事業者提案余地の躯体部分の整備費用については、業務要求水準を充足し、サービス対価の上限額に含まれる限りにおいて、御提案の事業内容が採択された場合にはサービス対価に含まれます。
15	募集要項	12	Ⅱ	1	(7)	(ア)設計・建設業務の対価	「市は、建設業務の対価の一部に国及び東京都の補助金を活用することを想定しており、これらの収入の対象となる額(補助対象額)においては、施設引渡し時に一括してPFI事業者を支払うことを予定している。」と記載ありますが、資料IVサービス対価の算定及び支払方法の通り、サービス対価Aは対象となる金額が各年度毎に支払われる理解でよろしいでしょうか。	募集要項「Ⅱ.1.(7)⑥ア(ア)」を下記のとおり訂正します。 本施設の設計・建設業務に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、PFI事業者の提案金額を基に、市とPFI事業者との間で締結する事業契約において予め定める額を割賦方式により、市への本施設引渡し後、PFI事業者を支払う。なお、市は、建設業務の対価の一部に国及び東京都の補助金を活用することを想定しており、これらの収入の対象となる額(補助対象額)においては、建設業務の開始後、各年度ごとに一括してPFI事業者を支払う。 あわせて、新旧対照表及び募集要項の修正版を参照してください。
16	募集要項	12	Ⅱ	1	(7)	⑥PFI事業者の収入	開館準備業務の支払いは供用開始後一括とありますが、開館準備業務に関して銀行等から借入が困難であり、出資金等でまかなうには額が大きく、仮に出資金から拠出した場合、出資金に対する配当が増大することとなり、余計な費用がかかります。ついては、四半期ごとの支払いになりませんかでしょうか。	開館準備業務において、契約直後から四半期ごとに支払いを行うこととします。提案するキャッシュフローに反映してください。 募集要項「Ⅱ.1.(7)⑥ア(イ)」を下記のとおり訂正します。 本施設の開館準備業務に要する費用で、PFI事業者の提案金額を基に、市とPFI事業者との間で締結する事業契約において予め定める額であり、事業契約締結後、開館準備業務期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払う。 あわせて、新旧対照表、募集要項及び「サービス対価の算定及び支払方法」の修正版を参照してください。
17	募集要項	12	Ⅱ	1	(7)	⑥PFI事業者の収入	開館準備業務の支払いは供用開始後一括とありますが、開館準備期間は昨年度の案より「施設整備後～」と変更されています。一方、開館準備責任者は事業契約後速やかに届出とあります。事業契約時点から統括マネジメント業務や開館前広報を期待されているのであれば、SPCの資金繰りおよび委託先保護の観点から、開館準備の支払いは実働に応じて四半期毎の支払い条件としていただきたい。各担当会社の持出で対応するには金額や期間の面でかなり条件が厳しいです。	No.16の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
18	募集要項	13	Ⅱ	1	(7)	⑥PFI事業者の収入	「減免対象に伴う負担は指定管理者たるPFI事業者が負う」とありますが、減免対象者や団体の基準の決定は貴市が実施するため、事業者では減免による収入源のリスクはコントロールできません。減免による減収分は貴市が補填していただくことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。なお、集いの拠点施設における使用料等の減免の取扱いについては、本市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」により、各施設において設置目的等を勘案しながら、今後制定する条例において減免基準を設けることを想定しています。あわせて、業務要求水準書別添資料19「減免の考え方について」も参照してください。
19	募集要項	13	Ⅱ.	1.	(7) ⑥イ	利用者等から得る収入	「PFI事業者の利益((カ)を除く。)が、自ら想定した利益水準を超過した場合、超過額合計額に一定の割合(還元率)を乗じた金額を市に納付する」とありますが、具体的な還元率の想定がございましたらご教示ください。	還元率については、本事業の事業期間を通して実現可能な事業者の御提案を期待しており、その率は、市との合意により実施契約に約定することを想定しています。なお、優先交渉権者決定基準の「別表 加算審査の審査項目及び配点」においては、事業収支計画に関し、「事業収支計画で想定した利益が妥当な水準となっており、そこから利益が上振れする場合の水準も考慮して、還元率が適切に設定されているか」を評価のポイントとしています。
20	募集要項	13	Ⅱ	1	(7)	市の収入	⑦市の収入(ア)において、「PFI事業者は、・・・商品の販売による収入を市に支払う」とありますが、当該収入は一旦SPCの収入として計上するというのでしょうか。販売はPFI事業者に委託とありますので、PFI事業者の収入とはせず、預り金として処理すると考えてよろしいでしょうか。	市の刊行物及びグッズ等の販売収入については、PFI事業者の収入とはせず、別途締結する収納事務委託契約に基づき、指定管理者は販売代金の収納を行うとともに、市へ販売代金の納付を行っていただきます。販売に係る費用の実費分を販売手数料として市から指定管理者に後日支払うことを想定しています。あわせて、事業契約書(案)、業務要求水準書「Ⅶ. VII-4. (14)イ」、「Ⅶ. VII-4. (14)ウ」及び業務要求水準書別添資料6「施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について」を参照してください。
21	募集要項	13	Ⅱ	1	(7)	⑦市の収入(ア)	図録、所蔵作品に係る商品の販売を構成員のショップ事業者が行う場合、PFI事業者が販売収入をショップ事業者から徴収し市に支払うという理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。 あわせて、No.20の回答を参照してください。
22	募集要項	13	Ⅱ	1	(7)	⑦市の収入(イ)	ミュージアムショップ、飲食施設の事業者が、構成員または協力企業、第三者のテナントの場合、PFI事業者がショップや飲食施設の事業者から使用料を徴収し、市に支払うという理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
23	募集要項	13	Ⅱ	1	(7)	⑦市の収入(イ)	実施方針には、「ミュージアムショップ、飲食施設等などの各賃料は、八王子市行政財産使用料条例による資料～」とありますが、本募集要項には行政財産使用料条例と言う文言がなく、何を基準に設定されるのでしょうか。テナントの誘致および収支計画、重要な数字のため具体的にお示しいただきたい。	ミュージアムショップ、飲食施設等の各使用料は、既存の条例や今後制定する条例を含めた市の規程等に基づき設定することを想定しています。 なお、各使用料については、競争的対話の内容も踏まえて今後市において検討します。
24	募集要項	13	Ⅱ	1	(7)	⑦市の収入(ウ)	第三者が自主事業を行なう場合、使用料は第三者が市に直接支払うのでしょうか。PFI事業者が第三者から徴収し(預かり)、市に支払うのでしょうか。PFI事業者が第三者から徴収し、売上として計上した上で市に支払うのでしょうか。	使用料については、売上として計上せず、別途締結する収納事務委託に基づき、使用料の収納を行うこととしています。自主事業を行う場合については、許可を受けた者が、PFI事業者、第三者であるかに関わらず、申請に基づき、指定管理者たるPFI事業者が行為許可の事務手続きを行い、許可を受けた者から使用料の収納を行うとともに、市へ使用料の納付を行っていただきます。 あわせて、事業契約書(案)、業務要求水準書「Ⅶ. VII-1. 6. (1)②カ」、及び業務要求水準書別添資料6「施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について」を参照してください。
25	募集要項	13	Ⅱ.	1	(7)	自主事業及び民間提案事業の実施に対する収入の減免	今後、市が制定する「八王子駅南口集いの拠点の設置及び管理に関する条例(仮称)」において規定される減免規定には、本事業者募集における提案内容が反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	御提案も踏まえ、本市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」により、各施設において設置目的等を勘案しながら、本市がPFI事業者に対して自主事業及び民間提案事業を実施する施設の利用料の減免を検討する場合があります。
26	募集要項	13	Ⅱ.	1	(7)	自主事業及び民間提案事業の実施に対する収入の減免	「八王子駅南口集いの拠点の設置及び管理に関する条例(仮称)」の制定時期をご教授願います。	令和5年度(2023年度)末を想定しています。
27	募集要項	13	Ⅱ.	1	(7)	事業スケジュールにおける開業準備期間	本施設の開館(供用開始)日は、「みんなの公園」、「憩いライブラリ及び交流スペース」、「歴史・郷土ミュージアム」の3施設一体との理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
28	募集要項	13	Ⅱ.	1	(7)	事業スケジュールにおける開業準備期間	本募集要項では、「施設整備後から開館(供用開始)日」との記載となっておりますが、事業契約書(案)別紙2での開館準備業務期間は、「事業契約締結日から本施設の供用開始日の前日」と規定されております。どちらが正しいでしょうか。	6月27日に公表した募集要項の新旧対照表を参照してください。開館準備業務業務の終期は、開館(供用開始)日の前日とします。
29	募集要項	14	Ⅱ	1	(7)	事業の内容	事業スケジュールについて、既存施設解体撤去作業は、PFI事業エリアの工事と並行して実施する予定ですか？	既存施設解体撤去は、設計・建設期間終了までであれば行うことができます。
30	募集要項	14	Ⅱ	1	(7)	⑨事業スケジュール(予定)	開業準備期間の開始時期は施設整備後とありますが、事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	6月27日に公表した募集要項の新旧対照表を参照してください。開館準備業務期間の始期は、事業契約締結日とします。
31	募集要項	14	Ⅱ	1	(7)	⑨事業スケジュール(予定)	「※展示に関する工事の一部については、開館準備や確認申請等に支障がない範囲で令和8年度にかかることは可とする。」とありますが、仮に令和8年度にかかる場合、本施設の引渡も遅くなる理解でしょうか。また、その場合サービス対価の支払も遅れのでしょうか。	施設の引渡しは令和8年3月で、竣工検査もその時点で実施するものとします。なお、「令和8年度にかかることを可とする」展示に関する工事の一部とは、移動可能な什器の搬入など軽微なものを想定しており、当該部分の工事完了時点での本施設の引渡しとなります。
32	募集要項	14	Ⅱ	1	(7)	⑨事業スケジュール	既存施設解体撤去期間が事業契約締結日でなく、「令和5年3月」と変更されていますが、理由があれば教えてください。また事業契約では事業契約締結日が始期となっています。	6月27日に公表した募集要項の新旧対照表を参照してください。既存施設解体撤去期間の始期は、事業契約締結日とします。
33	募集要項	14	Ⅱ	1	(7)	⑨事業スケジュール	開館準備期間(施設整備後～)と変更されていますが、施設整備前の開館準備業務(事前広報など)はすべて統括マネジメント業務に含まれると理解すれば良いでしょうか。一方、事業契約書では始期:事業契約締結日のままとされています。	統括マネジメント業務は、事業契約締結後から事業期間終了までの全ての業務を包括することを想定しています。
34	募集要項	14	Ⅱ.	1.	(7) ⑨	事業スケジュール	開業準備期間は施設整備後とありますが、施設の引き渡し後という理解でよろしいでしょうか。	No.30の回答を参照してください。
35	募集要項	14	Ⅱ.	1.	(7) ⑨	事業スケジュール	既存施設解体撤去期間は令和5年(2023年)3月～令和7年(2025年)度(予定)とありますが、事業契約の議決日以降であれば着工が可能であり、この期間内に解体工事が完了すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照してください。
36	募集要項	14	Ⅱ.	1.	(7) ⑨	事業スケジュール	展示に関する工事の一部を令和8年度にかかることが可能とありますが、その場合の引き渡しの考え方をご教示ください。またその場合、補助金申請時期に影響はしないという理解でよろしいでしょうか。	建物の引渡しは令和7年度末に行い、展示等に関する工事の一部を令和8年度に行うことを想定しています。なお、展示に関する工事は補助金の対象事業とはしない予定ですので、補助金申請時期には影響はしません。
37	募集要項	17	Ⅳ	1	(4)	複数応募の禁止	【この質問は、応募しようとする企業の個別の意思決定に関するものであるため、個別に回答します】	【この質問は、応募しようとする企業の個別の意思決定に関するものであるため、個別に回答します】
38	募集要項	17	Ⅳ	1	(4)	複数応募の禁止	なお書きにおいて、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、PFI事業者の業務等を受託することは可能とありますが、PFI事業者の業務等を直接受託できるのは、事業契約を締結したPFI事業者の構成員又は協力企業に限られていると思いますので、選定されなかった応募者の構成員、協力企業が受託できるのは、下請け又は再委託により受託することは認めるということでしょうか。	御理解のとおりであり、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、PFI事業者から委託等により業務を受託することを妨げるものではありません。
39	募集要項	18	Ⅳ	2	(1)	共通の参加資格要件	⑩に「本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。」とありますが、ここでいうアドバイザーとは、応募者にて起用する「提案」に関連するアドバイザーと理解して宜しいでしょうか。	応募者が、本事業の選定に応募する過程でのアドバイザーとして起用していないことを求める趣旨です。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
40	募集要項	18	IV	2		参加資格確認基準日	参加資格確認基準日はいつでしょうか。	募集要項の定義集に記載のとおり「参加資格確認書類の受付締切日」を指します。
41	募集要項	23	V	2		選定スケジュール	令和4年8月と9月に競争的対話が予定されていますが、時期を1ヶ月程度早めて頂くことはできますでしょうか。競争的対話で事業内容に大きな変更等が生じた場合、提案内容やコストに反映させることを考慮すると、令和4年11月4日締切の提案書類提出に間に合わない可能性があります。	原文のとおりとします。競争的対話を受けて募集要項等に修正がある場合、できる限り早期に公表します。なお、競争的対話の状況を踏まえ、募集要項等に、契約条件の著しい変更が生じる場合には、スケジュールの修正を検討する余地があります。
42	募集要項	23	V	2		仮契約の締結	基本協定の締結から事業仮契約の締結まで年末年始を挟んで1ヶ月程度しかないため、特別目的会社の設立、登記等を経ての事業仮契約に間に合わない可能性がありますので、基本協定の締結前に、特別目的会社の設立手続きに着手しても宜しいでしょうか。	基本協定の締結に先立ち特別目的会社を設立することを妨げるものではありません。なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定による八王子市議会の議決を得たときに、市とPFI事業予定者が締結する事業仮契約が本契約として成立します。
43	募集要項	23	V	2		選定スケジュール(予定)	競争的対話の実施から、提案書類の受付までの期間で要求水準書の変更がある場合は、入札書類の作成が間に合わないことが予想されます。その場合は入札書類の受付が延期されるのでしょうか。	現時点では提案書類の受付期間は変更しません。あわせて、No.41の回答を参照してください。
44	募集要項	23	V	2		選定スケジュール(予定)	競争的対話の8月の実施日は、参加資格確認結果の通知と同時に通知いただくと考えてよろしいでしょうか。	第1回競争的対話は8月16日(火)若しくは8月17日(水)のいずれかを想定しており、第2回競争的対話は9月中旬頃を想定しています。なお、第1回競争的対話については、参加資格確認結果の通知と同時に実施日を通知します。 募集要項「V. 3. (8)①」を下記のとおり訂正します。 第1回 令和4年8月16日(火)若しくは8月17日(水) 第2回 令和4年9月中旬頃 あわせて、新旧対照表及び募集要項の修正版を参照してください。
45	募集要項	23					競争的対話の実施から、提案書類の受付までの期間で要求水準書の変更の可能性のある場合は、入札書類の提出日延期をするなど、ご検討いただけないでしょうか。	No.43の回答を参照してください。
46	募集要項	27	V	3	(8)	競争的対話の実施	提案書提出までの期間を踏まえ、全2回予定されている競争的対話における計画に係る要求水準の変更はないと考えて宜しいでしょうか。	No.43の回答を参照してください。
47	募集要項	27	V	3	(6)	③提出部数	提案書類の提出書類の部数が、35部と非常に多く、印刷や製本等の事業者負担が大きいため、部数を減らして頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
48	募集要項	27	V	3	(8)	競争的対話の実施	参加資格確認通知の送付を受けた応募者に対して、応募者から対話内容の事前提出や資料作成期間などを含め、十分な期間を設けていただきたい。対話は8月下旬、9月下旬を想定すれば良いでしょうか。	No.44の回答を参照してください。
49	募集要項	27	V	3	(8)	競争的対話の実施	対話の議題は、応募者が事前に提出する対話内容に沿って実施するとあります。一方、提案書記載要領に対話する内容の想定が示されていますが、応募者側から対話したい内容を提示できるということでしょうか。	応募者が事前に提出する対話内容は、様式5-1、5-2、5-3に示す事項についての詳細の内容とお考え下さい。
50	募集要項	27	V	3	(8)	競争的対話の実施	競争的対話の詳細については～～代表者に対して連絡するとありますが、いつ頃連絡をいただけますでしょうか。	No.44の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
51	募集要項	28	V	3	(9)	提案内容に関するヒアリングの実施	ヒアリングでの資料は提案書の内容に限定され、動画及び模型等の使用は不可との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
52	募集要項	28	V	3	(8)	競争的対話の実施	「競争的対話の内容は書面にて記録を行い、募集要項等の一部を構成し、同等の効力を有する」とありますが、8月ないし9月の対話の結果として、施設整備費および維持管理・運営費のコスト積算・算出に影響する変更がありえるということでしょうか。 (その場合、提案書類の提出が不可能になるおそれがあります。)	競争的対話の結果、提案価格の上限を変更することはありません。あわせて、No.41の回答を参照してください。
53	募集要項	28	V	3	(8)	競争的対話の実施	競争的対話の結果は「募集要項等の一部を構成し、同等の効力を有するものとする」とありますが、この段階で募集要項等の内容に追加・変更が生じ、提案の根本に齟齬が生じた場合、その修正などの作業が提案日までに間に合わない可能性が生じます。したがって、募集要項等の大きな追加・変更が生じる際には、提案締切日の延長も含め検討いただけないでしょうか。	No.43の回答を参照してください。
54	募集要項	28	V	3	(8)	競争的対話の実施	対話の内容は、募集要項などの一部を構成し、同等の効力を有するものがありますが、対話時点では検討中の要素多分に含まれるため、今後事業者側で検討を詰めていく上、変更が前提と思いますが、同等の効力とはどのような意図でしょうか。重点対話時点で要求水準を超えるような記載があったとしても入札時に予算の関係等でなくなる提案もあろうかと考えます。	競争的対話の内容のうち、応募者が実際に提案を行った内容については、事業契約締結時に募集要項等の一部を構成するものとして取り扱います。
55	募集要項	28	V	3	(8)	競争的対話の実施	④その他、応募者から積極的な提案を評価すること～～評価会議に報告されるとありますが、優先交渉権者決定基準には、重点対話の姿勢などに関する審査項目がありません。提案時での積極性は評価はされるものの、重点対話自体は直接審査に影響しないということでしょうか。	御理解のとおりであり、競争的対話の内容は提案審査の対象となりません。競争的対話は、本事業にふさわしい提案を求めるとともに、本事業に関心を有する民間事業者の理解を促す目的で実施します。
56	募集要項	28	II.	1.	(8) ④	その他	「競争的対話の内容は評価委員に報告」とありますが、競争的対話は事業者の提案をより理解いただくためのことであって、競争的対話の内容自体は評価の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
57	募集要項	29	5	4		提案価格の上限	「提案価格の上限及び施設整備費・維持管理運営費の割合については、変更する場合がある」とありますが、時期によっては提案書提出期限までに提案内容及びコストの再検討が追いつかないと考えます。例えば競争的対話の結果として業務要求水準書の内容及び上限価格の変更があっても対応しかねますので、その点ご勘案いただけますでしょうか。	競争的対話の結果、提案価格の上限を変更することはありません。あわせて、No.41の回答を参照してください。
58	募集要項	29	V	1		提案価格の上限	「提案価格の上限及び施設整備費・維持管理運営費の割合については、変更する場合がある。」とありますが、いつ公表されるのでしょうか。事業収支の立て付けに影響がでるため、割合の条件は無しにさせていただきたいです。	6月27日に公表した募集要項の新旧対照表を参照してください。
59	募集要項	29	V	1		提案価格の上限	税別の提案価格の上限はないという理解でよろしいでしょうか。	6月27日に公表した募集要項の新旧対照表を参照してください。 提案価格の上限は、18,052,202千円(消費税及び地方消費税額を含む。)です。費目により課税されるものと不課税のものがありますが、課税対象となる費目の割合は応募者の個別の積算によることから、上限額は消費税及び地方消費税額を含んだ額で示しています。
60	募集要項	29	V	2		提案価格の上限	施設整備費及び維持管理運営費の提案価格の上限に占める割合は、事業者提案により配分を変更することは可能でしょうか。また、開業準備費は施設整備及び維持管理・運営のどちらに含まれますでしょうか。	御理解のとおりです。 あわせて、最新の募集要項を参照してください。 開館準備費用は業務要求水準書「V.」の開館準備業務に関するものであり、サービス対価の算定及び支払方法の記載も参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
61	募集要項	29	V	2		提案価格の上限	提案価格の上限に関しては、令和4年2月4日に公表された実施方針等に関する質問への回答No.21において、「イニシャルコスト・ランニングコストの想定割合をあわせて公表」とご回答いただいておりますが、今回公表されている施設整備費・維持管理運営費の割合はあくまでも目安であり、施設整備費の上限額を9,858,725,520円、維持管理運営費の上限額を7,746,141,480円としているわけではないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 あわせて、最新の募集要項を参照してください。
62	募集要項	29	V	2		提案価格の上限	6月14日の説明会において、ZEB Readyを要求水準とすべく補正予算について対応中とのことでしたが、貴市公表資料によると、特定財源849,000千円増、一般財源401,665千円減、差引447,335千円増となっております。特定財源分は施設整備費等としての増額、一般財源分はエネルギーコスト等の削減分と料料されますが、これを踏まえた提案価格の上限及び施設整備費・維持管理運営費の割合が公表されると考えてよろしいでしょうか。	最新の募集要項を参照してください。
63	募集要項	29	V	2		提案価格の上限	昨今、建設物価の急騰が続き、提案価格の上限を検討した時期と現時点までの期間にも急激な物価上昇が続いております。令和4年4月26日(国不建第56号)に国土交通省 不動産・建設経済局長の通知「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」にある通り、適正な施設整備費となるよう提案価格の上限の見直し(上積み)をお願いいたします。	最新の募集要項を参照してください。
64	募集要項	29	V	2		提案価格の上限	施設整備費と維持管理・運営費の割合は、サービス対価A+BとC+Dの割合と理解すればよいでしょうか。	サービス対価の算定及び支払方法に記載のとおり、設計・建設業務の対価はサービス対価A及びBであり、統括マネジメント・維持管理・運営業務の対価はサービス対価C及びDです。
65	募集要項	29	V	2		提案価格の上限	ここでいう施設整備費は、サービス対価A・Bの費用で設計業務・建設業務・割賦金利が含まれており、維持管理・運営費は開館準備業務、維持管理業務、運営業務の費用から利用料金分を控除した額のことかと思いますが、統括マネジメント業務、SPC設立費、SPCのランニング費用(管理費、出資金配当など)については、これらに含まれているのか、それ以外かお教えいただけないでしょうか。	統括マネジメント業務、SPC設立費、SPCのランニング費用(管理費、出資金配当など)については、サービス対価C及びDに含まれます。
66	募集要項	29	V.	2.	-	提案価格の上限	提案価格の上限に占める施設整備費及び維持管理・運営費の割合について、根拠となる算出方法をご教示ください。	本市において、本業務で求める要求水準を実現するために必要と考えられる費用を算出したものです。
67	募集要項	29	V.	2.	-	提案価格の上限	什器備品等をリース契約にした場合、施設整備費ではなく、維持管理・運営費として扱われる理解でよろしいでしょうか。	什器・備品等のリース契約に伴う費用については、事業者において適切と判断する費用に組み込んでください。
68	募集要項	29	V.	2.	-	提案価格の上限	提案価格の施設整備費、維持管理運営費の割合について、割合のズレはどの程度許容頂けますでしょうか。また、割合についての評価はどのようにお考えかご教示ください。仮に割合のズレが生じたとしても、妥当性を示せばご評価いただける理解でよろしいでしょうか。	最新の募集要項を参照してください。
69	募集要項	30	VI	3	(2)	特別目的会社の設立等	会計監査人設置会社とすることが求められていますが、会計監査人による監査が義務付けられているのは資本金5億円以上の大会社であり、本事業の特別目的会社は、本事業以外の事業を実施することができない特定目的会社であることから、会計監査人設置会社とすることは、かかる労力、費用対効果からも不向きと思われるので、公認会計士等による監査を実施することでも良いとしていただけませんか。	会社法上、会計監査人の資格は公認会計士又は監査法人に限られています。本事業では、特別目的会社が会計監査人を設置することを求めます。事業契約書(案)第129条では、本事業を実施する主体である特別目的会社が会社法上の監査を受けることを求めており、この監査は、会計監査人による監査を求める募集要項の内容を事業契約上で規定したものです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
70	募集要項	30	VI	3	(1)	特別目的会社の設立等	特別目的会社の本店所在地は、本事業の期間を通して八王子市内に置くこととする、とありますが、本施設を所在地としてもよろしいでしょうか。	特別目的会社の本店所在地を本施設の事業用地として登記することを妨げるものではありません。
71	募集要項	30	VI.	3	(2)	会計監査人の設置	会計監査人の設置目的は、PFI事業者の計算書類に対する信頼性確保だと推察致します。しかし、事業契約書(案)第129条により「公認会計士又は監査法人による計算書類の監査」が規定されておりますことから、公認会計士又は監査法人しか選任できない会計監査人の設置は、貴市要求および事業費の使途目的の重複になりますが、会計監査人の設置を求める意図をご教授願います。	No.69の回答を参照してください。
72	募集要項	31	VI.	4	(1)	契約の手續	①契約の条件において、「事業契約の締結後、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する議会の議決を得る予定である。」とありますが、指定管理者の指定に係る議決の時期をご教示ください。	令和5年度(2023年度)末を想定しています。
73	事業契約書(案)	1	1	4	3	総則	「貴市は、本契約に基づいて生じるPFI事業者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きいため、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
74	事業契約書(案)	4	12	3	(3)	表明保証及び誓約	第12条第3項第3号及び4号は、同条第2項において規定されるべきものと考えますが、如何でしょうか。	事業契約書(案)第12条第2項及び第3項を下記のとおり修正します。 2 PFI事業者は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を市に対して誓約する。 (1)本契約を遵守すること。 (2)PFI事業者は、市の事前の承認なしに、本契約上の地位及び権利義務並びに本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。 (3)市の事前の承認なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。 (4)代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。 3 市が前項第2号の承認を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。 (1)市は、本契約に基づきサービス購入費の減額ができること。 (2)市がPFI事業者に対して本契約に基づく金銭支払請求権(違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。)を取得した場合には、当該請求権相当額をサービス対価から控除できること。 あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。
75	事業契約書(案)	4	13			契約の保証	履行保証保険契約の締結当事者は、PFI事業者だけでなく業務受託者になることも認めていただけますでしょうか。	原文のとおり、PFI事業者が履行保証保険契約を締結するものとしてください。
76	事業契約書(案)	4	13			契約の保証	履行保証保険契約の締結当事者が業務受託者で可能となった場合、それぞれの業務範囲で複数の業務受託者が履行保証保険契約を行うと考えてよろしいでしょうか。	No.75の回答を参照してください。
77	事業契約書(案)	4	1章	13条	2項	契約の保証	履行保証保険は構成員または協力企業が契約者となることは可能でしょうか。	No.75の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
78	事業契約書(案)	5	1	15	1	運営計画書の策定及び提出	<p>前回の質疑回答で「Q:運営計画の策定とありますが、運營業務についての計画でしょうか。または設計・建設・維持管理も含めた事業全体を対象とするものでしょうか。」</p> <p>「A:事業全体を対象とする運営計画を示しています。」とありましたが、今回の事業契約書上では、長期運営計画は施設引渡し6ヵ月前までに提出とあり、事業全体のものではないですが、一方、要求水準書では事業契約書締結後30日以内と事業全体を指すものとも思えますが、どちらが正しいでしょうか。</p>	<p>事業契約書(案)第15条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項を下記のとおり訂正します。</p> <p>第15条 PFI事業者は、本契約締結後30日以内に業務要求水準書及び提案書類に基づき、市と協議のうえ、設計・建設業務、維持管理及び運營業務等に係り、事業期間全体にわたる長期運営計画を作成し、市に提出して、書面による確認を受けなければならない。</p> <p>2 PFI事業者は、業務要求水準書、第1項の長期運営計画及び提案書類に基づき、市と協議のうえ、5年単位での中期運営計画を作成し、当該中期運営計画に係る最初の事業年度の6ヶ月前までに市に提出して、書面による確認を受けなければならない。ただし、初回の中期運営計画は、長期運営計画の市による承認後60日以内に提出しなければならない。</p> <p>3 PFI事業者は、各年度の開始より前の市と合意した日までに、業務要求水準書、第1項の長期運営計画、第2項の中期運営計画及び提案書類に基づき、市と協議のうえ、各年度の設計・建設業務、維持管理及び運營業務等に係る年間運営計画を作成し、市に提出して、書面による確認を受けなければならない。</p> <p>5 市は、第1項から第3項までの確認又は第4項の承認を行ったことを理由として、設計・建設業務、維持管理及び運營業務等の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。</p> <p>6 PFI事業者は、市の確認を受けた運営計画書に従い、設計・建設業務、維持管理及び運營業務等を実施するものとする。ただし、PFI事業者は、常に運営計画書に従って業務を実施したことのみをもって、設計・建設業務、維持管理及び運營業務等の不具合その他の業務要求水準書の未達の責任を免れることはできない。</p> <p>あわせて、新旧対照表、業務要求水準書及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。</p>
79	事業契約書(案)	6	1	15	2	運営計画書の策定及び提出	<p>中期計画は、供用開始日から5年後及び10年後の各応当日よりそれぞれ6ヶ月前までに確認を受けなければならないとあります。一方、要求水準書では5年単位での中期運営計画を策定し、当該計画開始年度の6ヵ月前までに提出すること。ありますが、どちらが正しいでしょうか。</p>	No.78の回答を参照してください。
80	事業契約書(案)	7	19	3		建設用地	<p>「土地の使用目的に制限が課されている」とありますが、具体的な制限の内容をご教示ください。</p>	<p>都市公園法で許容される施設とするとともに、国から無償にて貸付を受けた敷地内で、年間を通じて公園(建物含む)の管理費用を越えて相当の利益を上げる施設を設置しないこととして下さい。なお、業務要求水準書「Ⅷ. 2.」及び業務要求水準書別添資料3「国有地取得区域・無償貸付区域について」を参照してください。</p>
81	事業契約書(案)	7	第1章	第19条	3	建設用地	<p>国から取得した用地と無償貸付を受けた用地で、土地の使用制限に差があるとも読み取れますが、本事業に影響を及ぼすものではないとの理解で良いでしょうか。</p>	No.80の回答を参照してください。
82	事業契約書(案)	8	1	20	5	許認可等の手続	<p>貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。</p>
83	事業契約書(案)	9	2	23	3	市の請求による業務要求水準書の変更	<p>貴市に要求水準変更に伴う増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。</p>
84	事業契約書(案)	10	第3章	第26条	1	統括マネジメント業務従事職員の確保等	<p>統括マネジメント業務に従事する者(統括マネジメント従事職員)とは、統括マネージャー及び事務職員を指すと考えてよいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
85	事業契約書(案)	11	4	27	6	本施設の設計	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
86	事業契約書(案)	11	4	27	10	本施設の設計	「(1) 貴市の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し若しくは供用開始が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、貴市は、PFI事業者と協議の上、引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する。」とありますが、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
87	事業契約書(案)	11	4	27	10	本施設の設計	設計業務に起因して増加費用が発生した場合の措置として、「市の責めに帰すべき事由」「事業者の責めに帰すべき事由」「法令の変更又は不可抗力」の3通りが設定されていますが、要求水準書p.71に記載のある、公開承認施設の承認条件について、文化庁などとの協議の結果設計変更の必要が生じた場合の増加費用については、いずれに該当しますでしょうか。提案段階で具体的な費用を見込むことは困難であり、適正な設計業務を行う中で増加費用分は事業者の責めに帰すべき事由ではない理解すればよいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
88	事業契約書(案)	13	5	30	5	本施設の建設	「(1) 貴市の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し若しくは供用開始が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、貴市は、PFI事業者と協議の上、引渡予定日若しくは供用開始日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する。」とありますが、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
89	事業契約書(案)	15	5	35	2	建設に伴う各種調査	貴市に損害または増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
90	事業契約書(案)	16	5	37	5	本件工事に伴う近隣対策	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
91	事業契約書(案)	16	5	37	6	本件工事に伴う近隣対策	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
92	事業契約書(案)	17	5	38	1	備品等の調達	「備品の調達は、業務要求水準書及び提案書類に従い、市に所有権を移転する方法又はリース(本契約期間の終了日を超える場合は所有権移転リースとする。)のいずれかとする」とありますが、業務要求水準書79ページでは「必須事業にて必要となる什器・備品については、原則、PFI事業者が所有するもの、又は、PFI事業者においてリース契約を結び借り受けるものとする」とあり、本条文にはPFI事業者が所有することへの定めがありません。どちらが正ですか。	事業契約書(案)第38条第1項を下記のとおり訂正します。 PFI事業者は、本契約等に従い、備品を調達し、本施設に設置する。備品の調達は、業務要求水準書及び提案書類に従い、PFI事業者が備品の所有権を保有する方法又はリース(本契約期間の終了日を超える場合は所有権移転リースとする。)のいずれかとする。ただし、任意事業の実施のために備える備品の所有権はPFI事業者が保有し、又はリースにより調達するほか、任意事業を実施する構成員又は協力企業が保有し、又はリースにより調達することもできるものとする。 あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。
93	事業契約書(案)	17	38	1		備品等の調達	任意事業の実施のために備える備品の所有権は、PFI事業者、構成員又は協力企業が保有し、又はリースにより調達することができるとありますが、任意事業を構成員等からの再委託先又はテナントが実施する場合には、備品等の所有又はリースについては、当該再委託先又はテナントによる調達も認めていただけますでしょうか。	基本的にはPFI事業者、構成員又は協力企業が所有し又はリースにより調達することを前提としますが、もし再委託先又はテナントが所有しリースにより調達することによらなければ実施が難しい場合には、市とPFI事業者との間で協議の上、当該所有もしくは調達を認める可能性があります。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
94	事業契約書(案)	17	5章	38条	1項	備品等の調達	「市に所有権を移転する方法またはリースのいずれかとする」とありますが、任意事業を除く全ての備品を貴市へ所有権を移転する認識でしょうか。それとも建物と付加一体の備品は貴市へ所有権を移転し、その他の備品は実施方針回答No.346の通りPFI事業者または構成員・協力企業による所有との認識でしょうか。	業務要求水準書「IV.8.(3)⑨」に記載のとおり、必須事業にて必要となる什器・備品については、原則、PFI事業者が所有するもの、又は、PFI事業者においてリース契約を結び借り受けるものとします。ただし、建物と付加一体の備品については、建物と同様に市の所有物とします。また、任意事業にて必要となる什器・備品については、所有区分を含め、PFI事業者の提案に委ねるものとします。あわせて、No.92の回答を参照してください。
95	事業契約書(案)	18	5	40	5	本件工事の中止	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
96	事業契約書(案)	19	5	43	5	引渡予定日、供用開始日の変更	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
97	事業契約書(案)	20	5	45	3	臨機の措置	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
98	事業契約書(案)	22	5	51	2	市による本施設の所有権の取得	「貴市が前項の規定により施設完成確認書を交付した後、PFI事業者は目的物引渡書を交付することにより市に本施設の引渡しを行い、貴市は、引渡予定日に本施設の所有権を取得する。」とありますが、目的物引渡書の雛形は制定されますでしょうか。	事業契約を締結したPFI事業者に対して目的物引渡書(案)を交付することを想定しています。
99	事業契約書(案)	22	5	51	2	市による本施設の所有権の取得	「貴市が前項の規定により施設完成確認書を交付した後、PFI事業者は目的物引渡書を交付することにより市に本施設の引渡しを行い、貴市は、引渡予定日に本施設の所有権を取得する。」とあります。目的物引渡書の交付から貴市による承認まで具体的にどの程度の期間を想定されていますでしょうか。(事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。)	目的物引渡書の交付から市の承認までは、できるだけ速やかに承認する予定です。なお、目的物引渡書をもって市は所有権を移転したものとみなす予定です。
100	事業契約書(案)	22	5	51	3	市による本施設の所有権の取得	貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
101	事業契約書(案)	22	5	52	1	本施設の契約不適合	「ただし、PFI事業者若しくは建設企業が当該契約不適合があることを知っている場合又は当該契約不適合が事業者若しくは建設企業等の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができ、その期間は10年間とする。」とありますが、この場合の当該請求は、本施設の引渡しを受けた日から2年以内ではなく、引渡しから10年間との理解でよろしいでしょうか。	ただし書き以降の場合には、市は、本施設の引渡しを受けた日から10年間は当該請求を行うことができます。
102	事業契約書(案)	22	52	1		本施設の契約不適合	第52条は「第5章 本施設の建設」に含まれることから、第1項の契約不適合範囲は、施設の建設に限定され、設計業務は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	契約不適合は、本施設の建築に必要な設計業務と建設業務を対象としています。
103	事業契約書(案)	23	6	54	1	開館準備業務従事職員、維持管理業務従事職員及び運営業務従事職員の確保等	運営業務については業務開始日の6ヶ月前までに名簿を提出する、とありますが、やむを得ない交代も想定されます。提出後の変更も可能でしょうか。	やむを得ない場合、速やかに市と協議の上で変更を認めることもあります。なお、当該職員が開館準備業務責任者、維持管理業務責任者、運営業務責任者、その他有資格者の変更にあつては、本事業の遂行にあたってとくに業務要求水準の規定を充足する必要があるため、市と事前に必ず協議を行ってください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
104	事業契約書(案)	23	6	54	1	開館準備業務従事職員、維持管理業務従事職員及び運営業務従事職員の確保等	「ただし、開館準備業務については、PFI事業者は、事業契約締結日以降できる限り速やかに、開館準備業務従事職員、維持管理業務従事職員及び運営業務従事職員の名簿を市に提出すること」とありますが、ここは開館準備業務に限定されているので、開館準備業務従事職員の名簿のみで足りると考えますが、いかがでしょうか。	<p>事業契約書(案)第27条に下記のとおり第13項及び第14項を追加します。</p> <p>13 PFI事業者は、設計業務に従事する者(以下「設計業務従事職員」という。)の名簿を、設計業務開始日の6ヶ月前までに市に提出しなければならない。</p> <p>14 設計業務従事職員に異動があった場合には、異動後の設計業務従事職員の名簿を、速やかに提出することとする。</p> <p>事業契約書(案)第30条に下記のとおり第8項及び第9項を追加します。</p> <p>8 PFI事業者は、建設業務に従事する者(以下「建設業務従事職員」という。)の名簿を、建設業務開始日の6ヶ月前までに市に提出しなければならない。</p> <p>9 建設業務従事職員に異動があった場合には、異動後の建設業務従事職員の名簿を、速やかに提出することとする。</p> <p>事業契約書(案)第54条を下記のとおり訂正します。</p> <p>(開館準備業務従事職員の確保等) 第54条 PFI事業者は、開館準備業務に従事する者(以下「開館準備業務従事職員」という。)の名簿を、本契約締結日以降できる限り速やかに市に提出しなければならない。</p> <p>2 開館準備業務従事職員に異動があった場合には、異動後の開館準備業務従事職員の名簿を、速やかに提出することとする。</p> <p>事業契約書(案)第66条に下記のとおり第4項及び第5項を追加します。</p> <p>4 PFI事業者は、維持管理業務及び運営業務に従事する者(以下「維持管理業務従事職員及び運営業務従事職員」という。)の名簿を、運営業務(任意事業を除く)については業務開始日の6ヶ月前までに、維持管理業務及び任意事業については業務開始日の1ヶ月前までに、それぞれ市に提出しなければならない。</p> <p>5 維持管理業務従事職員及び運営業務従事職員に異動があった場合には、異動後の維持管理業務従事職員及び運営業務従事職員の名簿を、速やかに提出することとする。</p> <p>あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。</p>
105	事業契約書(案)	23	6	54	1	開館準備業務従事職員、維持管理業務従事職員及び運営業務従事職員の確保等)	運営業務については、業務開始日6カ月前までに名簿を提出とありますが、6カ月前ではすべての従事職員は採用されていない可能性があるため、6カ月前時点での配置状況を提示すればよいでしょうか。	採用計画によって具体的な従事者名が記載できない場合には、業務要求水準を充足する限りにおいて、当該業務に従事する職員の氏名に代えて役職、人数および有資格者の場合にはその資格を添えて提出してください。
106	事業契約書案	24	6	57		維持管理業務・運営業務開始の遅延による違約金	「～遅延した日数に応じ、サービス対価を元本として年2.5%～」と規定されている「サービス対価」は、資料IVに規定されたA・B・C・Dのどの部分に該当するのか事業契約書案に明示願います。	原文のとおりとします。 サービス対価B(設計業務の対価すべて、及び建設業務の対価のうちサービス対価Aを除いた割賦支払分)、サービス対価C(開館準備業務に係る対価)、サービス対価D(統括マネジメント・維持管理・運営業務に係る対価)のいずれを元本とするかは、遅延の原因その他の個別の事情によって判断されます。
107	資料I 事業契約書(案)	27	7	69	2	第三者の使用	構成員及び協力企業以外の第三者が、第三者のグループ会社に再委託した場合も、PFI事業者は、市に対し、速やかにその旨を届け出なければならないでしょうか。	PFI事業者が、事業契約書(案)第69条第1項に基づき、構成員及び協力企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせた業務について、当該第三者がそのグループ会社に再委託する場合は、当該第三者と、当該第三者のグループ会社の法人格が異なるため、同条第2項に規定する他の第三者に相当します。そのため、御質問の場合にあっても、同条第2項に基づく届出を行ってください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
108	事業契約書(案)	28	第7章	第71条	1	セルフモニタリング	該当期間中の維持管理及び運営業務の実施状況及び財務状況が対象と記載されています。第6章の開館準備においては同様の記載がないため、開館準備期間中はセルフモニタリングは必要ではないという理解でよいでしょうか。	<p>セルフモニタリングは、業績等の監視及び改善要求措置要領において記載のとおり、開館準備業務においても求めています。維持管理及び運営業務等は、統括マネジメント業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び任意事業を総称していることから、第71条を下記のとおり訂正します。</p> <p>PFI事業者は、四半期ごとに該当期間中の維持管理及び運営業務等の実施状況及び財務状況について、市及びPFI事業者が協議し別に定める評価票により、セルフモニタリングを行い、業務報告書とともに各四半期終了後翌月末日までに市に提出しなければならない。</p> <p>あわせて、新旧対照表、事業契約書(案)及び募集要項の修正版を参照してください。</p>
109	事業契約書(案)	29	7	73	4	文書の管理・保存、情報公開	情報開示請求があった当該対象文書の中に、利用者・従事者の個人情報、並びに公開により事業者に不利益をもたらす情報(個別契約金額、事業者の独自ノウハウに関する情報等)等がある場合は、当該対象文書の開示の可否及び開示する場合の開示可能箇所について、事業者との間で協議をしていただけると理解してよろしいでしょうか。	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、八王子市情報公開条例では、第8条各号において公文書の公開義務を定めていますので、あわせてご参照ください。</p>
110	事業契約書(案)	29	第7章	第75条	4	利用料金	本施設の利用料金の収納に関する業務について、別途収納事務委託契約を締結するとありますが、利用料金の収納に関する業務とは具体的に何を指すのでしょうか。	<p>収納に関する業務については、行為許可を受けた事業の使用料及び刊行物・グッズ等の売払代金に関して、市と指定管理者は別途委託契約を結び、収納事務を行っていただくことを想定しています。使用料については、許可を受けた者が、PFI事業者、第三者であるかに関わらず、申請に基づき、指定管理者たるPFI事業者が行為許可の事務手続きを行い、許可を受けた者から使用料の収納を行うとともに、市へ使用料の納付を行っていただきます。売払代金については、市主体で作成し販売する刊行物及びグッズ等の販売代金の収納を行うとともに、市へ売払代金を納付していただきます。販売実績の報告及び今後定める販売手数料の請求を受け、市は販売手数料を収納事務委託契約受託者に支払うことを想定しています。</p> <p>事業契約書(案)第75条第5項及び第6項を削除し、第4項を下記のとおり訂正します。</p> <p>4 利用料金の収納に関する業務については、そのすべてをPFI事業者の責任及び費用負担で行う。利用料金の未収納については、市はその責めを負わない。</p> <p>また、事業契約書(案)に第76条を下記のとおり追加します。</p> <p>(使用料等) 第76条 市とPFI事業者は、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、本施設の使用料及び物品売払代金の取扱いについて、別途収納事務委託を締結するものとする。 2 PFI事業者は、会計事務規則の定めに従うほか、業務要求水準書等及び市が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、収納業務を実施するものとする。</p> <p>あわせて、新旧対照表、事業契約書(案)、業務要求水準書及び業務要求水準書別添資料6「施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について」を参照してください。</p>
111	事業契約書(案)	30	7	77	2	指定管理者の指定の取消し等	「(2)第95条第2項各号に定める事由のうちいずれかに該当するとき。」とありますが、第95条第2項各号の記載が見当たりません。ご確認いただけますでしょうか。	<p>事業契約書(案)第77条を第78条に繰り下げます。</p> <p>事業契約書(案)第78条第2項第2号を下記のとおり訂正します。</p> <p>(2)別紙8に定める事由のうちいずれかに該当するとき。</p> <p>あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。</p>
112	事業契約書(案)	31	7	79	2	備品の管理	事業期間中及び事業期間終了時点での備品の修理及び更新については、PFI事業者が劣損の度合いと所要経費、使用頻度等を合理的に判断し、必要に応じて実施すると理解してよろしいでしょうか。	<p>事業契約書(案)第79条を第80条、第93条を第94条、第94条を第95条に繰り下げます。</p> <p>備品の修理及び更新は、事業契約書(案)第80条第2項に記載のとおり、業務要求水準書に従って実施していただきます。あわせて、事業契約書(案)第94条及び第95条も参照してください。</p>

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
113	事業契約書(案)	32	7	80	1	本施設の修繕・更新	「PFI事業者が貴市の責めに帰すべき事由により本施設の修繕又は更新を行った場合、貴市はこれに要した費用を負担する。」とありますが、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第80条を第81条に繰り下げます。 御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。
114	事業契約書(案)	32	80	1	本施設の修繕・更新	PFI事業者は、運営計画書に基づき、本施設の修繕及び別途定める更新を自己の責任及び費用において実施する。とありますが、PFI事業者が実施する修繕は、業務要求水準書114ページの「修繕に関する用語について」に記載の「修繕」、「経常修繕」であり、業務要求水準書115ページ「計画修繕(大規模修繕)」は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第80条を第81条に繰り下げます。 事業契約書(案)第81条で定める修繕ですが、業務要求水準書「VI. 4. (4)」のとおり、事業期間中の経常的修繕と計画修繕(大規模修繕)を含めた長期修繕計画を、自己の責任及び費用において実施してください。 なお事業契約書(案)第81条の「運営計画書」を「長期修繕計画」に修正します。 あわせて、新旧対照表、事業契約書(案)及び業務要求水準書の修正版、並びに、No.297及びNo.308の回答を参照してください。	
115	事業契約書(案)	32	80	1	本施設の修繕・更新	PFI事業者は、運営計画書に基づき、本施設の修繕及び別途定める更新を自己の責任及び費用において実施する。とありますが、「別途定める更新」について、具体的内容を教えてください。	事業契約書(案)第80条を第81条に繰り下げます。 「別途定める更新」を「更新」に修正します。 あわせて、新旧対照表及び事業契約書の修正版を参照してください。	
116	事業契約書(案)	32	80	2	本施設の修繕・更新	運営計画書に基づく本施設の修繕についてはPFI事業者の責任及び負担にて実施されることが規定されておりますが、第2項に規定される運営計画書にない修繕・更新又は本施設に重大な影響を及ぼす修繕又は更新を行う場合の費用は、貴市に別途ご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第80条を第81条に繰り下げます。 御指摘の場合、事業契約書(案)第81条第2項に規定される長期修繕計画書にない修繕・更新又は本施設に重大な影響を及ぼす修繕又は更新が、PFI事業者の責めによる場合にはPFI事業者が当該費用を負担し、市の責めによる場合には市が当該費用を負担し、法令の変更又は不可抗力による場合には第11章又は第12章に従うことを想定しています。 御指摘の修繕又は更新が必要となる場合には、事前に市と届出を行い、帰責事由等も含め協議したいと考えております。	
117	事業契約書(案)	32	第7章	第8条	3	任意事業の内容及びその収入の帰属	前項の料金については、任意事業を実施する構成員又は協力企業の収入とすることを妨げないとあります。PFI事業者の収入としなかった場合、利益の還元対象とならないという理解でよいでしょうか。あるいは還元対象となる場合、どのような考え方でPFI事業者の利益を計上し還元すればよいでしょうか。	事業契約書(案)第82条を第83条に繰り下げます。 任意事業を実施する際に、PFI事業者がサービスの提供を受ける者から料金を徴収しなかった場合には、利益がないものとみなし、還元の対象にはなりません。 なお、還元の方法等については、競争的対話を通して応募者と対話したいと考えておりますので、皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。
118	事業契約書(案)	32	7	83	1	展示物の盗難又は破損	「貴市は、PFI事業者の賠償すべき損害の額をサービス対価から控除することができる。」とありますが、控除の対象はサービス対価C、D(統括マネジメント・維持管理・運営業務の対価)のみであり、サービス対価A、B(設計・建設業務の対価)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第83条を第84条に繰り下げます。 展示物の盗難又は破損について、当該盗難又は破損が開館準備業務に起因する場合には、事業契約書(案)第84条第1項に定めるサービス対価はサービス対価Cであり、統括マネジメント・維持管理・運営業務に係る対価に起因する場合には、事業契約書(案)第84条第1項に定めるサービス対価はサービス対価Dと考えています。 ただし、当該盗難又は破損が設計・建設業務に起因すると合理的に判断された場合には、サービス対価にはサービス対価A及びサービス対価Bが含まれる趣旨です。
119	事業契約書(案)	32	7	83	1	展示物の盗難又は破損	「市は、PFI事業者の賠償すべき損害の額をサービス対価から控除することができる。」とありますが、サービス対価A、B(設計・建設業務の対価)は控除の対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	No.118の回答を参照してください。
120	事業契約書(案)	33	7	84	1	資料の盗難及び紛失	「サービス対価から控除するものとする」とありますが、控除の対象はサービス対価C、D(統括マネジメント・維持管理・運営業務の対価)のみであり、サービス対価A、B(設計・建設業務の対価)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No.118の回答を参照してください。
121	事業契約書(案)	33	7	84	1	資料の盗難及び紛失	「サービス対価から控除するものとする」とありますが、サービス対価A、B(設計・建設業務の対価)は控除の対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	No.118の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
122	事業契約書(案)	35	90			プロフィットシェアリング	プロフィットシェアリングについて規定されていますが、ロスシェアリングについても規定していただけますでしょうか。	事業契約書(案)第90条を第91条に繰り下げます。原文のとおりとします。
123	事業契約書(案)	35	8	91	1	サービス対価の変更等に代える業務要求水準書の変更	ここでいう「特別の理由」とは、具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。	事業契約書(案)第91条を第92条に繰り下げます。現時点で具体的に想定しているものはございませんが、市とPFI事業者との協議により、業務要求水準書の変更が合理的と判断された場合には、事業契約書(案)第92条第2項が適用される可能性があります。
124	事業契約書(案)	35	9	92	1	契約期間	ただし書き以降について、効力存続期間の定めがありませんが、どのようにお考えでしょうか。	事業契約書(案)第92条を第93条に繰り下げます。事業契約書(案)第93条に定めるのとおり、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲において、本契約の規定の効力が存続します。
125	事業契約書(案)	36	9	95		PFI事業者の債務不履行による契約解除	任意事業及び附帯事業の不履行による解除は、本事業の解除事由に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第95条を第96条に繰り下げます。任意事業及び附帯事業の実施は、事業者からの提案に基づき本事業の契約条件となります。事業契約書(案)第3条を参照してください。ただし、任意事業及び附帯事業の営業が一時的に困難となり、かつ、代替措置を講じるなど、本施設の本来事業の運営に影響がない範囲において事業者からの提案を充足しようとする場合については、市との協議により、必ずしも契約解除の要件たる債務不履行とみなさない場合があります。このような状況が予見される場合もしくは実際にこのような状況となった場合には、速やかに市に協議の申出を行ってください。
126	事業契約書(案)	37	9	95	1	PFI事業者の債務不履行による契約解除	2号に「PFI事業者又は構成員若しくは協力企業が本事業又は本事業に係る募集及び選定手続に関して、重大な法令の違反(基本協定書第11条第6項に規定するものを含む。)をしたとき」とありますが、事業契約の契約解除要件の対象となるのは事業契約締結後の事象であり、本事業に係る募集及び選定手続に関する事象までを対象とするのは不合理と考えます。本号の削除をご検討いただけますでしょうか。	事業契約書(案)第95条を第96条に繰り下げます。事業契約書(案)第96条第1項については原文のとおりとします。
127	事業契約書(案)	38	9	99	2	1	貴市にお支払いいただくサービス対価のうち施設整備費の残額については、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストも含む。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第99条を第100条に繰り下げます。指定管理者の指定を取り消すために要すると評価できるものである限りにおいて、事業契約書(案)第100条第2項に示す賠償の対象となります。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
128	事業契約書(案)	38	99	2	(1)	市の債務不履行による指定管理者の指定の取消し	施設整備費の残額を支払時点までの金利とともに一括払いにより支払われる場合、特別目的会社から金融機関へ支払う繰り上げ返済に係るブレイクファンディングコストも貴市にてご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	No.127の回答を参照してください。
129	事業契約書(案)	39	101	1		法令変更による指定管理者の指定の取消し	本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合とありますが、多大な費用の具体的な目安を教えてください。(施設整備期間、維持管理運営期間で異なる場合はそれぞれの期間で)	事業契約書(案)第101条を第102条に繰り下げます。多大な費用が示す規模については、個別具体的な事情を勘案して市が判断を行います。
130	事業契約書(案)	39	101	1		法令変更による指定管理者の指定の取消し	施設整備費の残額を支払時点までの金利とともに一括払いにより支払われる場合、特別目的会社から金融機関へ支払う繰り上げ返済に係るブレイクファンディングコストも貴市にてご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第101条を第102条に繰り下げます。指定管理者の指定を取り消すために要すると評価できるものである限りにおいて、事業契約書(案)第102条第1項に示す支払の対象となります。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
131	事業契約書(案)	40	103	1		不可抗力による本施設の完成引渡し後の指定管理者の指定の取消し	施設整備費の残額を支払時点までの金利とともに一括払いにより支払われる場合、特別目的会社から金融機関へ支払う繰り上げ返済に係るブレイクファンディングコストも貴市にてご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第103条を第104条に繰り下げます。指定管理者の指定を取り消すために要すると評価できるものである限りにおいて、事業契約書(案)第104条第1項に示す支払の対象となります。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
132	事業契約書(案)	42	10	110	1	本施設の引渡し前の解除	貴市が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第109条を第110条に繰り下げます。御理解のとおりです。
133	事業契約書(案)	42	10章	109条	1項	本施設の引渡し前の解除	出来高には貴市の確認を受けた設計図書、金融費用及びSPC諸経費等も含まれる認識で宜しいでしょうか。	No.132の回答を参照してください。
134	事業契約書(案)	42	10	109	3		貴市より買受代金を一括払いによりお支払いいただく場合でも、金融機関からの借入に対して返済日までの金利や合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)が必要となります。支払日までの期間の金利や合理的な金融費用をお認めいただけませんかでしょうか。	事業契約書(案)第109条を第110条に繰り下げます。指定管理者の指定を取り消すために要すると評価できるものである限りにおいて、事業契約書(案)第104条第1項に示す支払の対象となります。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
135	事業契約書(案)	42	10	110	2		貴市より買受代金を一括払いによりお支払いいただく場合でも、金融機関からの借入に対して返済日までの金利や合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)が必要となります。支払日までの期間の金利や合理的な金融費用をお認めいただけませんかでしょうか。	No.127の回答を参照してください。
136	事業契約書(案)	42	10	111	1	本施設の引渡し前の解除	貴市が取得する出来形部分には、当該の出来形を構築するうえで必要であった費用(事前調査費、設計費、SPC会社経費、金融費用など)も含まれると理解してよろしいでしょうか。	No.132の回答を参照してください。
137	事業契約書(案)	43	10	111	1	損害賠償、違約金等	違約金算定時の「サービス対価」は、以下の認識でよろしいでしょうか。 (1)サービス対価A・Bの合計 (2)1事業年度のサービス対価C・Dの合計(設計・建設業務の対価であるサービス対価B(割賦支払)は含まない)	事業契約書(案)第111条を第112条に繰り下げます。 事業契約書(案)第112条第1項を下記のとおり訂正します。 本契約が第96条、第97条又は第98条により解除されたとき、PFI事業者は、市の請求により、次の金額の違約金を速やかに市に支払わなければならない。ただし、別紙8又は基本協定第11条第8項に基づき代表企業、構成員又は協力企業が違約金を支払ったときは、当該違約金の額を控除する。 (1)本契約が第51条第1項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、サービス対価A及びサービス対価Bの合計の100分の10に相当する金額 (2)本契約が第51条第1項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価C及びサービス対価Dの合計(供用開始後に解除された場合は、次年度におけるサービス対価C及びサービス対価Dの合計)の100分の10に相当する額 あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。
138	事業契約書案	43	10	111	1	損害賠償、違約金等	「～本施設の引渡しの前に解除されたときは、サービス対価の100分の10に相当する金額」と規定されている「サービス対価」は、資料IVに規定されたA・B・C・Dのどの部分に該当するのか事業契約書案に明示願います。なお、同条2項では「当該解除が生じた事業年度のサービス対価(供用開始後に解除された場合は、次年度におけるサービス対価)の100分の10に相当する額」と事業契約書案に明示されています。	No.137の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
139	事業契約書(案)	43	10	111	1	損害賠償、違約金等	「本契約が第51条第1項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価(供用開始後に解除された場合は、次年度におけるサービス対価)の100分の10に相当する額」とありますが、このサービス対価はサービス対価B、C、Dが対象になるということでしょうか。	No.137の回答を参照してください。
140	事業契約書(案)	43	10	111	1	損害賠償、違約金等	債務不履行リスクは、必須の附帯事業(カフェ・ミュージアム)が一時的に営業できなくなった場合も契約解除の要件になるのでしょうか。本来事業が運営できている場合は契約解除せず、違約金等も発生しないようにしていただきたいです。	No.125の回答を参照してください。
141	事業契約書(案)	43	10	111	1	損害賠償、違約金等	「(1)本契約が第51条第1項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、サービス対価の100分の10に相当する金額」とありますが、この条文のサービス対価とはA・Bということでしょうか。	No.137の回答を参照してください。
142	事業契約書(案)	43	10	111	1	損害賠償、違約金	本施設の引渡し前に契約解除となった場合の違約金は「サービス対価の100分の10に相当する金額」とありますが、この金額は、第13条(契約の保証)第1項第1号に記載の金額と同額との理解でよろしいでしょうか。	No.137の回答を参照してください。
143	事業契約書(案)	43	10	111	1	損害賠償、違約金	本施設の引渡し後に契約解除となった場合の違約金は「当該解除が生じた事業年度のサービス対価」とありますが、この金額は第13条(契約の保証)第1項第2号に記載の金額と同額との理解でよろしいでしょうか。	No.137の回答を参照してください。
144	事業契約書(案)	43	111	1	(1)	損害賠償、違約金等	「本施設の引渡しの前に解除されたときは、サービス対価の100分の10に相当する額」とありますが、本サービス対価とは設計・建設業務の対価を指すものと理解してよろしいでしょうか。	No.137の回答を参照してください。
145	事業契約書(案)	43	10章	111条	1項	損害賠償、違約金	第51条とありますが、第96条の誤りではないでしょうか。	事業契約書(案)第111条を第112条に繰り下げます。 事業契約書(案)第112条第1項における「本施設の引渡し」は第51条第1項が指す事象であり、原文のとおりとします。
146	事業契約書(案)	43	10章	111条	1項	損害賠償、違約金	第51条とありますが、第97条の誤りではないでしょうか。	事業契約書(案)第111条を第112条に繰り下げます。 事業契約書(案)第112条第1項における「本施設の引渡し」は第51条第1項が指す事象であり、原文のとおりとします。
147	事業契約書(案)	43	10	110	6	損害賠償、違約金等	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第111条を第112条に繰り下げます。 御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
148	事業契約書(案)	43	10	111	7		「PFI事業者が第95条第2項の各号のいずれかに該当したときは」とありますが、第95条第2項が事業契約書(案)にありません。	事業契約書(案)第111条を第112条に繰り下げます。 事業契約書(案)第112条第7項は、別紙8「八王子市の契約からの暴力団等排除措置に関する特約」に違背した場合を企図したものであり、本項を下記のとおり訂正します。 7 PFI事業者が別紙8のいずれかに該当したときは、市が本契約を解除するか否か、又は第58条に定める指定管理者の指定を取り消すか否かにかかわらず、市は、本契約の契約金額の100分の10に相当する額の違約金を市が指定する期間内に支払うことをPFI事業者に請求できるものとする。 あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
149	事業契約書(案)	43	10	111	7	損害賠償、違約金等	第111条第7号において、「PFI事業者が第95条第2項各号のいずれかに該当したときは、市が本契約を解除するか否か、又は第58条に定める指定管理者の指定を取り消すか否かにかかわらず、市は、本契約の契約金額の100分の10に相当する額の違約金を市が指定する期間内に支払うことをPFI事業者に請求できる」旨規定されております。 第111条第1号と区別して同号のような規定を設ける例は殆ど無く、また、事業規模及び設定されている率を考慮すると違約金額が高額になると考えられます。それにより、当該違約金が事業者にとって過大な負担となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めることにつながり、貴市のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。 また、国土交通省公表の「PFI事業における契約書例」においても、「絶対額としての違約金の額があまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」と示されています。また、内閣府公表の「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」においても「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある」と示されています。 以上を踏まえ、第111条第7項の削除をご検討頂きたく存じます。	No.148の回答を参照してください。
150	事業契約書(案)	43	10	111	7	損害賠償、違約金等	第95条の事由に抵触し、貴市から違約金の支払請求を受けた場合、違約金はPFI事業者又は構成企業等(構成企業及び協力企業)のいずれかの者が完納すればよく、PFI事業者と構成企業等(構成企業及び協力企業)の両者が支払う必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第111条を第112条に繰り下げます。 請求に対する違約金は、PFI事業者に支払っていただきますが、PFI事業者自らが支弁するか、当該違約金を帰責企業に求償するかは問いません。 なお、別紙8「八王子市の契約からの暴力団等排除措置に関する特約」第2条第2号の定義もあわせて参照してください。
151	事業契約書(案)	43	10	111	7	損害賠償、違約金等	「第95条第2項各号」ではなく、「第95条各号」ではないでしょうか。	No.148の回答を参照してください。
152	事業契約書(案)	43	10	110	7	損害賠償、違約金等	「(2)第95条第2項各号に定める事由のうちいずれかに該当するとき。」とありますが、第95条第2項各号の記載が見当たりません。ご確認いただけますでしょうか。	No.148の回答を参照してください。
153	事業契約書(案)	43	10	110	7	損害賠償、違約金等	当該規定を談合等にかかる違約金の定めと想定した場合、基本協定書(第11条)においても、同様の主旨で談合等にかかる解除事由および違約金の定めがあり、構成企業及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっております。 責任分担は同協定書上で手当てされている点や、SPCに過大な違約金負担(約17.6億円)を課すことは円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達実施にあたっての負担となる点を鑑み、当該条項を削除頂けないでしょうか。	No.148の回答を参照してください。
154	事業契約書(案)	43	10	111	7	損害賠償、違約金等	仮に談合等の違約金の定めと想定した場合、同様の趣旨が基本協定書第11条に記載されており、構成企業及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっています。責任負担は同協定書上で手当てされている点、そもそもSPCに過大な違約金(約17億円)を課すことは、円滑な資金調達実施にあたっての負担となる点を鑑み、削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
155	事業契約書(案)	43	111	7		損害賠償、違約金等	「PFI事業者が第95条第2項各号のいずれかに該当したとき」とありますが、第1項の誤植でしょうか。	No.148の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
156	事業契約書(案)	43	10章	111条	7項	損害賠償、違約金	募集及び選定手続きの違反については、基本協定書にも同様の規定があり、事業契約書と基本協定書で違約金の支払いが二重に課せられておりますので、基本協定書を優先し、事業契約書においては削除をするか基本協定書と趣旨が異なるのであれば、違約金の設定を事業契約書111条1項と同額に変更お願い出来ますでしょうか。なお、現状の違約金設定の場合、プロジェクトファイナンスで資金調達する際に金融機関よりSPCに事業契約書記載の違約金相当分の資金手当を求められますが、契約金額の100分の10という過大な設定の違約金の規定がある場合、当該違約金分(約17億)の資金リザーブが必要となり、違約金への手当をすることが非常に難しく、金融機関からの資金調達が困難になりますので、ご検討お願い致します。	事業契約書(案)第111条を第112条に繰り下げます。 事業契約書(案)別紙8については、原文のとおりとします。 なお、御指摘も踏まえ、事業契約書(案)第112条第1項及び基本協定書(案)第11条第8項を下記のとおり訂正します。 事業契約書(案)第112条第1項 本契約が第96条、第97条又は第98条により解除されたとき、PFI 事業者は、市の請求により、次の金額の違約金を速やかに市に支払わなければならない。ただし、別紙8又は基本協定第11条第8項に基づき代表企業、構成員又は協力企業が違約金を支払ったときは、当該違約金の額を控除する。 基本協定書(案)第11条第8項 本協定に関し、第6項又は前項各号のいずれかに定める事由が生じた場合であって、市がその請求をしたときは、事業契約の締結又は解除の有無にかかわらず、優先交渉権者は、市の請求に基づき、優先交渉権者が提案したサービス対価の額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第6項若しくは前項各号のいずれかに定める事由又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置に関する特約に定めるいずれかの事由が生じた場合において、事業契約の規定に基づき特別目的会社が市に対して違約金を支払ったときは、当該違約金の額を本項に定める違約金の額から控除する。 あわせて、新旧対照表、事業契約書(案)及び基本協定書(案)の修正版を参照してください。
157	事業契約書(案)	43	10章	111条	7項	損害賠償、違約金	募集及び選定手続きの違反については、基本協定書にも同様の規定があり、事業契約書と基本協定書で違約金の支払いが二重と解釈できます。基本協定書を優先し、事業契約書においては削除をするか基本協定の違約金の設定を事業契約書111条1項と同額に変更お願い出来ますでしょうか。プロジェクトファイナンスで資金調達する際に金融機関よりSPCに違約金相当分の資金手当を求められますが、契約金額の100分の10という過大な設定の違約金の規定があると、当該違約金分の資金リザーブが必要となり、違約金への手当をすることが非常に難しく、金融機関からの資金調達が困難になります。	No.156の回答を参照してください。
158	事業契約書(案)	43	11	110	1	法令の変更による費用・損害の取扱い	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第113条を第114条に繰り下げます。 御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
159	事業契約書(案)	44	11	113	1	法令変更による費用・損害の取扱い	3号に「消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更(役務、物品の調達に係る消費税及び地方消費税の変更を除く。)」とありますが、()内はサービス対価外の貴市による調達のことを指していると理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第113条を第114条に繰り下げます。 事業契約書(案)第114条第1項第3号については、御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
160	事業契約書(案)	45	10	115	1	不可抗力による増加費用・損害の取扱い	「引渡しまでの期間中に不可抗力が生じた場合には、PFI事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用及び損害の額が同期間中の累計で、サービス対価の100分の1に至るまではPFI事業者が負担」とありますが、このサービス対価はサービス対価Aのことでしょうか。	事業契約書(案)第115条を第116条に繰り下げます。 事業契約書(案)第116条第1項第1号を下記のとおり訂正します。 不可抗力により、PFI事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生する場合には、以下のとおりとする。 (1)本契約締結から本施設の第51条第1項に基づく引渡しまでの期間中に不可抗力が生じた場合には、PFI事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用及び損害の額が同期間中の累計で、サービス対価A及びサービス対価Bの合計の100分の1に至るまではPFI事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、PFI事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用及び損害の額から控除する。なお、PFI事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、PFI事業者がすべて負担する。 あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。
161	事業契約書(案)	45	10	115	2	不可抗力による増加費用・損害の取扱い	引渡し後は、「当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価(引渡し後初年度の場合は、本施設の供用開始後2年度目の維持管理及び運営業務等の対価の合計)の100分の1に至るまではPFI事業者が負担」とありますが、このサービス対価はサービス対価Dが対象でしょうか。	事業契約書(案)第115条を第116条に繰り下げます。 事業契約書(案)第116条第1項第2号を下記のとおり訂正します。 (2)本施設の第51条第1項に基づく引渡し後に不可抗力が生じた場合には、PFI事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用及び損害の額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価C及びサービス対価Dの合計(引渡し後初年度の場合は、本施設の供用開始後2年度目のサービス対価C及びサービス対価Dの合計)の100分の1に至るまではPFI事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、PFI事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、PFI事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、PFI事業者がすべて負担する。 あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。
162	事業契約書(案)	45	12	115	1	不可抗力による増加費用・損害の取扱い	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第115条を第116条に繰り下げます。 御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
163	事業契約書(案)	46	12	116	5	第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第116条を第117条に繰り下げます。 御指摘の点については、費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方であるPFI事業者に対して負担することを規定しています。
164	事業契約書(案)	52	別紙1			運営業務費	「維持管理業務費」と規定されたもの、とありますが、「運営業務費」のことでしょうか。	事業契約書(案)別紙1「9 運営業務費」の定義を下記のとおり訂正します。 市がPFI事業者を支払うサービス対価のうち、本施設の運営業務の実施による対価をいい、別紙3において「運営業務費」と規定されたものをいう。 あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。
165	事業契約書(案)	52				別紙1 定義集	9 運営業務費について、維持管理業務及び「維持管理業務費」とあるのは、運営業務及び「運営業務費」と読み替えればよろしいでしょうか。	No.164の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
166	事業契約書(案)	55				別紙1 定義集	46統括マネジメント企業について、「設計業務」とあるのは「統括マネジメント業務」の誤りではないでしょうか。	事業契約書(案)別紙1「46 統括マネジメント企業」の定義を下記のとおり訂正します。 本契約に定める統括マネジメント業務をPFI事業者から直接受任又は請け負う企業である、[]をいう。 あわせて、新旧対照表及び事業契約書(案)の修正版を参照してください。
167	事業契約書(案)	60				別紙5 PFI事業者が付保する保険等	PFI事業者が付保する保険について記載がありますが、市側で付保される保険についてご教示いただけないでしょうか。	市で加入する保険は、建物損害保険及び市施設の契約不適合に起因する事故等の賠償責任保険を想定していますが、具体的な内容は、事業契約の締結後にPFI事業者に対して示します。
168	事業契約書(案)	60				別紙5 PFI事業者が付保する保険等	事業契約書(案)では、「PFI事業者＝選定事業者が設立する特別目的会社」と定義されておりますが、保険付保の主体(契約者)は特別目的会社に限らず、特別目的会社から建設業務等、本事業の各業務を受託する構成員または協力企業でも可能との理解でよろしいでしょうか。 ※特別目的会社による付保の場合、過去の業務実績がないために、保険料が既存企業が付保する場合に比べ高額となり、効率的な事業費(貴市予算)の使い方に合致するか懸念されるため。	御質問の場合には、別紙5で求める条件を充足する限りにおいて、保険者をPFI事業者の代表企業又は構成員とすることについて事前に市に申出を行い、協議を行ってください。なお、協力企業が保険者となることは想定していません。
169	事業契約書(案)	60				別紙5 PFI事業者が付保する保険等	(1)建設工事保険(2)第三者賠償責任保険の保険契約者が建設企業でも可能となっておりますが、複数の企業で業務を実施する場合、特別目的会社からの発注業務範囲毎の複数契約とすることは認められるのでしょうか。	御質問の場合には、別紙5で求める条件を充足する限りにおいて、保険者をPFI事業者の代表企業又は構成員とすることについて事前に市に申出を行い、協議を行ってください。なお、協力企業が保険者となることは想定していません。
170	事業契約書(案)	61	別紙5	2		維持管理及び運営業務等に係る保険	維持管理及び運営業務に係る保険について、保険の保険期間が運営開始日となっているものが複数ありますが、これは供用開始日との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
171	事業契約書(案)	61	別紙5	2		維持管理及び運営業務等に係る保険	維持管理及び運営業務に係る保険について、保険契約者がPFI事業者となっておりますが、維持管理企業や運営企業が保険契約者となることも可能でしょうか。	御質問の場合には、別紙5で求める条件を充足する限りにおいて、保険者をPFI事業者の代表企業又は構成員とすることについて事前に市に申出を行い、協議を行ってください。なお、協力企業が保険者となることは想定していません。
172	事業契約書(案)	64				別紙4 PFI事業者が付保する保険等	(4)ボランティア保険について、貴市で現在加入されている保険会社をご教示ください。	事業契約の締結後にPFI事業者に対して示します。
173	事業契約書(案)	69				別紙7 保証書	例えば、公園建設と施設建設を別の企業が担当する場合、公園建設企業が建物の保証まで受け入れることが難しいことから、SPCからの発注業務毎に保証書を提出する形としてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)別紙7については、協定締結後に設立する特別目的会社を保証人として提出していただくこと想定しています。
174	事業契約書(案)	71	別紙8	3条	3項	八王子市の契約からの暴力団当排除措置に関する特約	暴対法違反に関する違約金については、基本協定書にも同様の規定があり、事業契約書と基本協定書で違約金の支払いが二重に課せられております。更に事業契約書においては第77条等でも暴対法関連の規定があり、これらも違約金のトリガーとなっておりますので、基本協定書を優先し、事業契約書においては削除をするか基本協定書や事業契約書の他の条文と趣旨が異なるのであれば、違約金の設定を事業契約書111条1項と同額に変更お願い出来ますでしょうか。なお、現状の違約金設定の場合、プロジェクトファイナンスで資金調達する際に金融機関よりSPCに事業契約書記載の違約金相当分の資金手当を求められますが、契約金額の10分の1という過大な設定の違約金の規定がある場合、当該違約金分(約17億)の資金リザーブが必要となり、違約金への手当をすることが非常に難しく、金融機関からの資金調達が困難になりますので、ご検討お願い致します。	No.154の回答を参照してください。
175	事業契約書(案)	71	別紙8	3条	3項	八王子市の契約からの暴力団当排除措置に関する特約	暴対法違反に関する違約金については、事業契約書と基本基本協定書で違約金の支払いが二重に課せられているように思えます。基本協定書を優先し、事業契約書においては削除をお願い致します。	No.154の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
176	業務要求水準書	3	I	2	(1)	事業期間(予定)	「展示に関する工事の一部については、開館準備や確認申請等に支障がない範囲で令和8年度にかかることは可とする」とありますが、仮に一部の工事が令和8年度となった場合、施設引渡しは該当の工事が完了する時点として、事業契約書第47条に関する竣工検査もそのタイミングで行われるという理解で良いでしょうか。	No.31の回答を参照してください。
177	業務要求水準書	3	I	2.	(4)	本施設の整備コンセプト	「市民が八王子のシンボルとして誇れる施設」とありますが、意匠性の高い施設をご期待されておりますでしょうか。昨今の急激な物価上昇により、意匠性の高い施設計画がご提示いただいた上限価格及び施設整備費の割合では実現が難しい現状にあります。「シンボルとして誇れる施設」について、期待レベルをご教示いただけないでしょうか。	本用地に100年以上、八王子医療刑務所が存在したことや、駅近くの市街地の中にある広大な用地であることを踏まえ、建物だけでなく、ランドスケープも含めたシンボル性の高いデザインを求めています。 またシンボル性が一過的なものではなく、時間とともに美しく馴染む景観となること等、市民が愛着を感じ魅力が高まる景観デザインとし、市民の誇りとなる「ここにしかない未来のシンボル」となる拠点を目指しており、PFI事業者の提案に期待しています。
178	業務要求水準書	6	I	2	(6)	事業の範囲	開館準備業務【歴史・郷土ミュージアム】の業務に、備品等の設置業務の記載がありませんが、什器備品リストでは、いくつかの備品の「準備する時期」の区分が「開館準備業務」となっています。これらの備品の整備は開館準備業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。オープン時に常設展示及び企画展示で使用する備品については、「準備する時期」の区分が「開館準備業務」となります。
179	業務要求水準書	8	I	2	(6)	事業の範囲	事業用地内に存在する市道は貴市にて廃道され、舗装はPFI事業者にて撤去することとされておりますが、廃道部分に埋設されているインフラは継続使用されると考えてよろしいでしょうか。	廃道部分のインフラは、令和5年5月までを目途に、市の負担において撤去を進めています。ただし、水道本管及び給水管は、刑務所建物解体工事で使用することを考慮し、令和6年度初旬に市負担で撤去する予定です。
180	業務要求水準書	9	I	2	6	図 I-1	新設道路は公道となるという理解でよいでしょうか。	御理解のとおり、市道となります。
181	業務要求水準書	11	II	1	(2)	建蔽率	八王子市都市公園条例上の建築面積の基準について、以下の解釈で宜しいでしょうか。条例上の解釈についてご教示ください。 尚、計画に大きく関わるため、令和4年7月22日より先行して回答を頂くことは可能でしょうか。 ①建築基準法上は用地Gは別敷地で、用地A～Fを合わせた敷地面積を建築面積算定の基準とするが、都市公園法上は用地Gを加えた52,047㎡を建築面積算定の基準とするという理解で宜しいでしょうか。 ②集いの拠点は第7条の4第2項の10%で5,204㎡、大屋根広場は第7条の4第4項の10%で5,204㎡(実際は要求水準から500㎡程度)、その他施設は第7条の3の2%で1,040㎡、併せて11,418㎡を建築面積の限度とするという理解で宜しいでしょうか。 ③大屋根広場を集いの拠点に付随したものとし、構造上一体あるいは水平投影が重なるものとして計画した場合、建築基準法上は1棟となり、全体で建築面積を算定することになるかと思えます。都市公園条例上は敷地内の建築面積を制限する(空地を確保する)という趣旨ととらえ、建築基準法上の1棟、別棟に関わらず、用途別の投影面積で区分して建築面積を判断するという理解で宜しいでしょうか。(例:建築基準法上の建築面積は5,704㎡だが、都市公園法上は水平投影面積として明確に区分して集いの拠点5,204㎡と大屋根500㎡で算定する) ④任意事業の民間収益施設を計画する場合は③と同様に建築基準法上の1棟、別棟に関わらず、用途別の投影面積で区分して建築面積を判断するという理解で宜しいでしょうか。一方、民間収益施設が集いの拠点に組み込まれ、水平投影で明確に区分できない場合は全体で第7条の4第2項の10%となり、5,204㎡を限度とするという理解で宜しいでしょうか。	①御理解のとおりです。 ②御理解のとおりです。参考に八王子市都市公園条例上の建築面積は、本体建物+大屋根広場+その他で約11,448㎡ですが、大屋根広場は要求水準から500㎡程度としておりますので、約6,744㎡が建築面積の限度となります。 ③八王子市都市公園条例の扱いとしては、本体建物と大屋根広場が構造上一体の場合は、1棟の建築物として、許容建蔽率10%で建築面積が約5,204㎡となります。構造上一体ではない場合(庇等で水平投影が重なる場合も含む)は、別棟とみなし、本体5,204㎡と大屋根500㎡となります。 ④八王子市都市公園条例の用途の区分の扱いは、上記③を参照して下さい。なお民間収益施設が本体建物に組み込まれ、水平投影で明確に区分できない場合は御理解のとおりです。
182	業務要求水準書	11	II	2		開館時間・開館日	「本事業の実施にあたっては、下記を原則として、PFI事業者の提案を受け協議により定めるものとする。」とありますが、各種メンテナンスや展示入替作業等に伴う閉館日の設定について、事業者側でご提案させていただいた内容について、原則事業者側の主張を尊重いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	休館日・閉館日は、業務要求水準書「II. 2.」に記載の開館日を原則として、PFI事業者の提案を受け協議により定めることを想定しておりますので、必ずしも、提案された日を閉館日として設定できるとは限りません。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
183	業務要求水準書	11	Ⅱ	2		開館時間・開館日	「開館時間の始期は各施設で統一を図ること」とありますが、季節により延長等を行う場合の延長等開始日を統一するという理解でよろしいでしょうか。	開館時間の始期は各施設で統一を図るため、季節による開館時間の延長等がその始期の変更を伴う場合は、その開始日も各施設で統一する必要がありますが、終期のみ変更する場合は、その開始日を各施設で統一するかどうかはPFI事業者の提案に委ねます。
184	業務要求水準書	11	Ⅱ	2		開館時間・開館日	開館時間、開館日は事業者の提案を受け、協議により定めるとありますが、年末年始以外に、施設・設備の適切な維持管理をによる安全性向上を目的としたメンテナンス日や運営サービス向上のための全スタッフ研修日など休館日を適宜設定できるということで良いでしょうか。	No.182の回答を参照してください。
185	業務要求水準書	11	Ⅱ	2	(2)	みんなの公園	みんなの公園は終日開園とのことですが、常駐スタッフは決まった時間(例:8時～17時)の勤務で問題ないですか？	みんなの公園を適正に維持管理できる範囲で、PFI事業者の提案に委ねます。ただし、御提案いただいた内容については市と協議の上決定させていただきます。
186	業務要求水準書	12	Ⅱ	2	(6)	サービス施設	開館時間のうち、事業者提案とするとありますが、営業時間の最低時間はないということでしょうか。	サービス施設の営業時間の最低時間については、業務要求水準書「Ⅶ.Ⅶ-5.1.(1)①」に、歴史・郷土ミュージアム及び憩いライブラリの開館時間中は営業していることとしています。該当箇所を確認してください。また、御質問の業務要求水準書「Ⅱ.2.(6)」については、6月27日付に公表した業務要求水準書の新旧対照表を参照してください。
187	業務要求水準書	15	Ⅱ.	4.	(2)	特別目的会社の設立	「八王子市内に設立」とありますが、SPCの住所は本事業で整備する施設内に設定することも可能でしょうか。	特別目的会社の本店所在地として、本施設の事業用地を登記することを妨げるものではありません。
188	業務要求水準書	16	2	4	2	特別目的会社の設立	イ(イ)契約又は覚書等の写しについても、本事業に関連したものに限定されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
189	業務要求水準書	17	2	4	4	経営管理に関する事項	②ア 長期運営計画について、事業契約書(案)第15条1項ではその提出が「本施設の完成引渡日の6ヶ月前まで」となっています。事業契約書(案)が正と理解してよろしいでしょうか。	No.78の回答を参照してください。
190	業務要求水準書	17	2	4	4	経営管理に関する事項	②イ 中期運営計画について、事業契約書(案)第15条2項には初回の定めがありません。事業契約書(案)が正と理解してよろしいでしょうか。	業務要求水準書「Ⅱ.4.(4)②イ」を下記のとおり訂正します。 イ 中期運営計画 ・5年単位での中期運営計画を策定し、当該計画開始年度の6か月前までに提出すること。ただし、初回の中期運営計画は、長期運営計画の市による承認後60日以内に提出すること。中期運営計画には、施設整備に関し実施する業務、ブランディングや広報、修繕、事業プログラム、及び多様な主体が運営に参加できる仕組みづくりやその運営等、市が実施する業務も踏まえ、PFI事業者が具体的に想定する内容等が含まれるものとする。なお、長期運営計画を逸脱しない範囲内において、市の承認を前提として期間中の中期運営計画の変更を可能とする。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。また、No.78の回答も参照してください。
191	業務要求水準書	17	Ⅱ.	4.	(4) ②イ	運営計画の策定	長期運営計画、中期運営計画、年間運営計画それぞれに記載すべき項目について、ご教示ください。	記載する項目は、要求水準書を充足する限りにおいて、PFI事業者の提案に委ねます。
192	業務要求水準書	18	Ⅱ	4	4	オ 年報(アニュアル・レポート)	アニュアル・レポートを作成して公表するとありますが、冊子として作成するのでしょうか。または、ホームページ上で公開する程度でよいのでしょうか。	ホームページ上で公開するとともに、冊子として作成することを想定しています。
193	業務要求水準書	20	Ⅱ	4	(5)	実施体制	「開館準備期間のうち施設引渡し後の期間及び維持管理・運営期間を通じて、統括マネージャーは集いの拠点に常駐」とありますが、運営業務責任者が施設に常駐するため、統括マネージャーは常駐しなくてもよろしいでしょうか。	統括マネージャーは、開館準備期間のうち施設引渡し後の期間及び維持管理・運営期間を通じて、常駐としてください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
194	業務要求水準書	20	Ⅱ	4	(5)	実施体制	統括マネージャーは施設整備期間と運営期間に分けて選任してもよろしいでしょうか。	統括マネージャーは、業務要求水準書「Ⅲ. 1. 」に示す統括マネジメント業務の目的(施設全体の連続性を図り、契約、設計及び建設から運営に至るまで、包括的にマネジメントする)を事業期間を通して実現していただくことから、施設整備期間と運営期間に分けて選任することは、原則として、認められません。
195	業務要求水準書	20	Ⅱ	4	(5)	③責任者の配置	開館準備業務責任者について事業契約後速やかに届け出とありますが、P2の開館準備は施設整備後とあるので、業務開始30日前までに届け出の間違いででしょうか。	届け出時期については、原文のとおりとします。 開館準備業務の始期については、業務要求水準書の修正版を参照してください。
196	業務要求水準書	20	Ⅱ	4	(5)	③責任者の配置	統括マネージャーと業務責任者とは兼務可能でしょうか？	統括マネージャーと業務責任者との兼務は、不可です。
197	業務要求水準書	21	Ⅱ	4	(7)	①施設のあり方	1項目目に、「本施設が通常の性能を発揮できる範囲においては、消耗品等は必ずしも新品であることを求めるものではない。」とありますが、消耗品等とは、事業終了時に引き渡すすべての消耗品等(什器・備品を含む)が対象と考えてよろしいでしょうか。	消耗品等には、什器・備品は含まれません。
198	業務要求水準書	21	Ⅱ	4	7	② 引き継ぎ等	「新旧事業者は、業務引き継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを、業務の引継ぎ後速やかに市に提出すること。」とありますが、市を介さずに業者に直接引継ぎを行わせるのでしょうか。	PFI事業者は、本事業の終了に際して、市に対し、本施設を継続使用できるよう、操作要領、申し送り事項等の資料を提供して必要事項を説明することとしてください。業務要求水準書「Ⅱ.4.(7).②」に追記します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
199	業務要求水準書	22	Ⅱ	4	(8)	費用負担	「維持管理及び運営業務の対価は、本施設の開館後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払う。」とありますが、維持管理業務は引渡後より発生するため、引渡後からの支払としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 維持管理業務の始期については、開館(供用開始)日となっておりますので、あわせて、業務要求水準書「Ⅰ.2.(1)」も参照してください。
200	業務要求水準書	22	Ⅱ	4	11	地域との連携及び協働	PFI 事業者は、本事業における維持管理・運営業務等の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した施設運営を心掛けて、事業期間中はもちろんのこと、開館準備業務から事業期間終了後も良好な関係を築けるよう十分に配慮すること。とあるが、具体的にどのような配慮を期待しているか例をお示しください。	地元町会の町会イベントや町会活動、事業への理解促進のための情報提供などを想定しております。 あわせて、業務要求水準書「Ⅶ-1.6.(4)⑫」及び「Ⅶ-3.4.(3)」を参照してください。
201	業務要求水準書	24	Ⅲ	2	2	事業の調整等に関する事項	「統括マネージャー」は市との連絡窓口となることと記載されていますが、「総括責任者」が市との総合窓口となる提案も可能でしょうか。20頁には、「総括責任者と統括マネージャーの兼務は可とし、PFI事業者の提案に委ねるものとする。」ともあるため、両担当者の役割・スキームの建付けは事業者側である程度自由に提案できるものと理解してよろしいでしょうか。	総括責任者と統括マネージャーの役割等は、業務要求水準書「Ⅱ.4.(5)③」に示すとおりであり、両責任者を兼務する場合は、集いの拠点に常駐し、同一の者が各責任者及び他の職員を指揮監督しつつ、市職員との連絡調整を行うなど、両責任者の役割を充足する必要があります。
202	業務要求水準書	26	4	3	3	地域資源・周辺施設との連携	「周辺施設」とは、具体的にどの施設を指しますか？	一例として、八王子市全体の魅力創出の観点から「高尾山」や「八王子城跡」等の周辺施設に誘うことや、賑わいづくりの観点からは「東京たま未来メッセ」等が考えられますが、PFI事業者の提案を期待します。
203	業務要求水準書	26	Ⅲ	4	(3)	ブランディング業務	「④広報 ア パンフレット作成」に関して、パンフレットの仕様や部数は事業者判断に委ねるという理解でよろしいでしょうか。開館前に想定される内覧会やオープニングセレモニーの市が期待される規模によって仕様や部数なども変わると考えられるため、初年度と平年ベースで差があるようでしたら、初年度の規模感がわかる具体的な数値(頒布部数、来賓イメージなど)や考えをお示しください。	パンフレットはA3表裏1枚とし、1,000部程度印刷することを想定しています。 また、オープニングセレモニーにおける来賓の人数は、100人程度を想定しています。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
204	業務要求水準書	26	Ⅲ	4	(3)	ブランディング業務	「④広報 イ ホームページ作成」に関して、各種貸室利用の予約ができるようにすることとありますが、ホームページ内で完結させる方法と別途予約システムにリンクを飛ばす方法が考えられますが、手法は事業者提案に委ねると考えてよいでしょうか。	別途予約システムにリンクを飛ばす方法を想定しています。
205	業務要求水準書	26	3	4	3	ブランディング業務	④イ ホームページ作成の中で、「本事業での貸室や有料自習スペース、メイカースペース・大屋根広場等のシステム構築により生じる一部改修費用については、PFI 事業者の負担となる」とありますが、貴市が構築する予定のシステムのメーカー、導入時期、要件定義等詳細が分かりませんと、見積りができません。詳細をお示しいただけますでしょうか。	新たなシステムの導入時期は令和6年度を想定していますが、システムのメーカーや要件定義などは未定であるため、詳細をお示しできません。なお、現在の本市の予約システムを参考にお示しします。 https://shisetsu.city.hachioji.tokyo.jp/ あわせて、No.338の回答を参照してください。
206	業務要求水準書	26	Ⅲ	4	(3)	ブランディング業務	④広報のイ ホームページ作成において、「市内全域の貸室等の施設予約システムについては、今後、市が新たなシステムを構築する予定があるが、本事業での貸室や有料自習スペース、メイカースペース・大屋根広場等のシステム構築により生じる一部改修費用については、PFI 事業者の負担となる」とありますが、次のような理解でよろしいでしょうか。 ・市が構築した予約システムに、当事業の予約の機能を追加するシステム改修の費用をPFI事業者が負担する。 ・PFI事業者は、市の予約システムを用いて予約管理を行うことができる。 ・利用者は、当事業のホームページから市の予約システムにリンクで遷移し、利用状況を確認することができる。	御理解のとおりです。
207	業務要求水準書	26	Ⅲ	4	(3)	ブランディング業務	「④広報 イ ホームページ作成」に関して、市内全域の貸室等の施設予約システムが今後新たなシステムを構築する予定があり、集いの拠点関連貸室の予約システム構築に生じる一部改修費用についてはPFI事業者の負担となるとありますが、本施設の貸室予約システムは、市内全域の貸室等の施設予約システムに組み込むという主旨でしょうか。その場合、市のシステムの仕様により改修費用が大きく振れることが想定されるため、想定される改修費に関して参考額をご提示ください。または入札価格に見込むべき参考額をご提示いただけないでしょうか。	主旨については御理解のとおりです。改修費用についてはNo.205の回答を参照してください。
208	業務要求水準書	27	Ⅲ	4	(4)	①基本的な考え方	PFI事業者は実施する全ての業務について、統括マネジメント業務の一部としてセルフモニタリングを実施するとあります。全てとは、設計・建設業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務、付帯事業、任意事業を指していると考えてよいでしょうか。	御理解のとおりです。
209	業務要求水準書	29	Ⅳ.	2.	(1) ①ア (イ)	建設業務	「解体工事前に八王子消防署等が解体建物の一部を活用し、消防活動訓練(数日)を行う予定」とありますが、想定されている開催時期や日数、その他訓練概要についてご教示いただけないでしょうか。提案前に全体工程に影響がないことを確認したいと考えております。	詳細については、契約後に八王子消防署と調整して決定しますが、日数としては概ね2週間程度を想定しております。また、開催時期については、解体作業を行う前に実施できればと考えております。いずれも解体工程に影響が出ない範囲で調整させていただきます。
210	業務要求水準書	30	Ⅳ	4	(1)	基本方針	「※環境負荷低減に資する高機能な建物の要求内容は、変更する見込みである。」とありますが、変更内容はいつ頃公表される予定でしょうか。	6月27日に業務要求水準書を一部修正し公表しましたので、最新の業務要求水準書を参照してください。
211	業務要求水準書	30	Ⅳ.	4	(1)	基本方針	①集いの拠点(共通)において、「※環境負荷低減に資する高機能な建築物の要求内容は変更する見込みである。」とありますが、要求内容を緩和する方向で変更する見込みという理解でよろしいでしょうか。その場合、変更内容をお示しいただけるのはいつ頃となるでしょうか。	No.210の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
212	業務要求水準書	30	IV	4	(1)	基本方針	環境負荷低減に資する高機能な建築物の要求内容に関して、提案書に反映すべき内容として、要求水準書が再提示される予定であるという理解で良いでしょうか。その場合、いつ頃再提示されますでしょうか。	No.210の回答を参照してください。
213	業務要求水準書	31	IV	4	(2)	埋蔵文化財調査に関するデータ	「用地Aの一部は、…令和4年度の解体工事(市が直営で行う)の前に遺構を調査するため、」とありますが、用地Aで市が直営で行う解体工事の対象についてご教示ください。	「令和4年度の解体工事(市が直営で行う)前に」というのは、官舎用地の解体工事のことであり、用地Aで市が直営で行う解体工事はありません。業務要求水準書「IV.4.(2).③.1」を訂正します。あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
214	業務要求水準書	32	IV	4	(2)	設計条件	みんなの公園に関して、イベント時等に想定される最大来館者数の参考資料等はございますでしょうか。もしくは来館者数に関して制限があればご教示ください。	最大来館者数の参考資料等はございません。PFI事業者の提案に委ねます。
215	業務要求水準書	32	IV	4	(2)	設計条件	活動展示室内の木造舞台に関して、木造舞台の建物自体に照明や音響設備が設置できるものと考えてよろしいでしょうか。	照明機器や取付部材等の重量等により、木造舞台への取付場所等に配慮が必要となります。なお舞台の壁や屋根等に照明機器や音響機器の固定は想定しておりません。具体的な照明や音響設備の設置については、募集要項「Ⅲ. 2. (1)⑨」に定める者との調整が必要となります。参考に過去の公演時の写真を守秘義務対象開示資料として示します。あわせて、業務要求水準書別添資料26「木造舞台概要資料」の修正版を参照してください。
216	業務要求水準書	33	IV	4	(2)	設計条件 ④施設内容 ア整備対象施設 (エ)歴史・郷土 ミュージアム	活動展示室に、木造舞台を設置し…整備する。とあり、添付資料26のうち木造舞台01_図面には、「鼠木戸については、集いの拠点への設置は必須ではないが、有効に活用できる提案をすることは可能である。」とあります。木造舞台参考_01の写真に掲載されている、鼠木戸の上部に設置されている幟や櫓幕、梵天・檜についても、必須ではないとの同様の理解で宜しいでしょうか。	鼠木戸及び鼠木戸の上部に設置されている幟や櫓幕、梵天・檜の設置については、御理解のとおりです。また、鼠木戸及び鼠木戸の上部に設置されている幟や櫓幕、梵天・檜の有効活用については、活動展示室の使い方に応じて御活用ください。
217	要求水準書	33	4	イ	(イ)	駐車場台数	「バス乗降所の設置は行わない」とあるが、路線バスのバス乗降所の設置は行わないという理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。あわせて業務要求水準書「IV.7.(10).③」を参照してください。
218	要求水準書	33	4	イ	(イ)	駐車場台数	「位置については来園者駐車場の中に含むことも可とする」とあるが、これは230台程度整備する中の台数に含まれるという理解でよいでしょうか。	位置については230台程度整備する駐車場と一体的に整備することも可能ですが、台数については230台とは別に確保する必要があります。
219	要求水準書	33	4	イ	(イ)	駐車場台数	「公用車両は来園者の車両と同様の出入口」とあるが、同様というのは、駐車場ゲート等の何らかの設備を設置するという理解でよいでしょうか。	業務要求水準書「IV.6.(1).③.ア」に記載のとおり、「平常時の車両出入口は、来園者車両、公用車両、サービス車両共通」としてください。
220	業務要求水準書	34	IV	4	(2)	④施設内容 イ施設規模 (イ)駐車台数	駐車台数230台程度には、公用車駐車場6台は含まれていないと考えてよろしいでしょうか？	No.218の回答を参照してください。
221	業務要求水準書	34	IV	4	2	設計条件	「(イ)駐車場台数」に「警視庁との計画協議を行っている」と記載がありますが、協議の中で駐車場に配置が必要な警備員のポスト数について、警視庁の見解があればお示しください。見解が無い場合、配置を見込んでいないため、配置が必要になった場合の費用について協議できますでしょうか。	警備員のポスト数について警視庁の見解はありませんでした。配置が必要になった場合の費用については、PFI事業者で負担をお願いします。
222	業務要求水準書	34	IV.	4.	(2) ④イ (イ)	駐車台数	「230台で警視庁との計画協議を行っている」とありますが、貴市と警視庁との協議の結果、必要台数が増減する可能性は、どの程度考えられますでしょうか。現時点の協議状況をご教示ください。	警視庁との協議は230台で終了しています。
223	業務要求水準書	34	IV	4	(2)	設計条件	屋外トイレを本体建物と一体的に整備した場合、屋外トイレの面積は8000㎡に含まない部分と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
224	業務要求水準書	35	IV.	4.	(2) ④イ (ウ)	駐輪台数	「シェアサイクルスペース」とありますが、その運営主体についてご教示ください。	シェアサイクルの運営主体は市となります。
225	業務要求水準書	35	IV.	4.	(2) ④イ (ウ)	駐輪台数	「屋根付き」とありますが、屋根を付けないメリットがあれば屋根付きはない計画もお認めいただけますでしょうか。	業務要求水準書「IV.4.(2).④.イ.(ウ)」に記載のとおり、公用及び職員用自転車置場は屋根付きとしていただきます。
226	業務要求水準書	35	IV.	4.	(2) ④イ (ウ)	駐輪台数	「環境に配慮した舗装を採用すること」とありますが、具体的に使用を期待されている材質等がございましたらご教示ください。	一例として、ヒートアイランド現象の緩和を期待して、保水性舗装を採用することなどが考えられますが、PFI事業者の提案に委ねます。
227	業務要求水準書	35	IV	4	(2)	設計条件	面積の考え方で延べ面積は8,000㎡を確保するものとありますが、建設物価等の急激な上昇が続いており、予算内に収めるためには効率的な設計をおこない、コンパクトでライフサイクルコストに優れた施設の提案が必要と考えます。延べ面積、エリア面積、室面積の下限の撤廃をお願いいたします。	延べ面積、エリア面積、室面積の下限の撤廃は行いません。なお「サービス対価の算定及び支払方法」に記載のとおり、提案による建設費が物価変動により不相当となった場合、市と事業者の協議により変更額及び変更時期を決定します。
228	業務要求水準書	35	IV	4	(2)	設計条件	建物全体の延べ面積である8000㎡に受水槽置場、エレベーターシャフトは含まないと考えてよろしいでしょうか。	受水槽置場が建築基準法上の床面積に参入するものであれば、8,000㎡に参入してください。またエレベーターシャフトは8,000㎡に含まれます。
229	業務要求水準書	35	IV	4	2	(オ)面積の考え方及び変更	「延べ床面積は8,000㎡を確保するもの」とありますが、各室諸元表に記載のエリア及び室面積は記載の通り確保したうえで、全体の延床面積を8,000㎡より下回る提案とすることは可能でしょうか。	全体の延床面積の8,000㎡は確保してください。
230	業務要求水準書	35	II	1	(2)	設計条件	「エリア面積は、95%以上の範囲内で確保する」「室面積は、記載のあるものはそれに従い、95%以上105%以下の範囲内で確保する」と記載がありますが、延べ面積に関しては減少分の規定がありません。延べ面積が8000㎡を下回る場合の下限は、エリア面積及び室面積同様に95%以上と理解すればよいでしょうか。	No.229の回答を参照してください。
231	業務要求水準書	35	IV.	4.	(2) ④イ (オ)	面積の考え方	「延べ床面積(収蔵庫2層部分を除く)は8,000㎡を確保するもの」とありますが、要求水準を全て満たすことを前提に、延べ床面積の下限値を95%として提案することもお認めいただけますでしょうか。	No.229の回答を参照してください。
232	業務要求水準書	38	IV.	5	(3) ①ア	耐震性	性能を満たすことを前提に、効率的かつ効果的な構造の在り方として、構造変更に係る提案も可能でしょうか。	業務要求水準書に示している耐震性以上のものであれば、提案は可能です。
233	業務要求水準書	38	IV.	5	(3) ①エ (ア)	耐風性	「稀に発生する暴風」について、どのような風の想定がご教示ください。	建築基準法施行令第87条第2項に定める、「その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて三十メートル毎秒から四十六メートル毎秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速」の風としてください。
234	要求水準書	47	6	(1)	③	敷地内動線	「駐車場出入口は、交差点から離し、1か所とすること」とあるが、1か所とは、入口、出口を各々1か所ずつという理解でよいでしょうか。なお、出入口として1か所とする場合、交通混雑が発生する可能性があるため、入口、出口を離すことも可能としてよいでしょうか。	これまでの本市と警視庁の協議においては、入口・出口を一体とし、とちのき通り沿いに1ヶ所設ける、と指導されています。事業者において実施する警察協議の結果、合意が得られた場合はこの限りではありません。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
235	業務要求水準書	47	IV	6	(1)	②各種機能配置	建物は原則的にA～C用地のいずれかに配置するとありますが、一部DからF用地への建築を提案することは可能でしょうか。上位計画や経緯等による意図の有無も含めてご教示いただけますでしょうか。 尚、計画に大きく関わるため、令和4年7月22日より先行して回答を頂くことは可能でしょうか。	原則的に、「プロムナード:とちの木通り沿いの用地D～Fに整備する」とこと「駐車場:用地D～Gに整備する」を想定しており、これら機能やその他要求水準書で示している事項が満足できる前提であれば、一部DからF用地への建築を提案することは可能です。 なお、廃道により、市道八王子74号線の一部がなくなりますが、近隣の方々より歩行者の南北の通り抜けの要望があるため、通り抜けができるようにして下さい。なお、直線である必要はありません。 業務要求水準書「IV.6.(1).③」に追記します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
236	業務要求水準書	47	IV.	6.	(1) ②	各種機能配置	「Gの駐車場については他用途との兼用」とありますが、他用途について想定されている利用について、より具体的にご教示の程よろしくお願い致します。	運動が楽しめる空間として使うことができるようにするなどを想定しておりますが、具体的な運動種目等はPFI事業者の提案に委ねます。 ただし、周辺地域住民の生活環境に十分に配慮を行い、プライバシー保護や騒音対策に配慮してください。
237	業務要求水準書	49	IV	6	(3)	什器・備品	AEDについて、「屋外で利用できる位置に1基以上設置すること。」とありますが、これは屋内への設置を前提にされていることと思料されます。屋外で利用できる屋内のいずれかの箇所にAEDを設置した場合、これは「フロア毎に1基以上設置すること。」も同時に満たすと考えてよろしいでしょうか。	AEDを屋外に設置する場合には、屋外設置1基及び施設フロア毎に1基以上設置することを充足してください。
238	業務要求水準書	49	IV	6	(3)	ア 什器・備品	実施方針回答No.346の通りPFI事業者、構成員または協力企業による所有との認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
239	業務要求水準書	49	IV	6	(3)	什器・備品	「必須事業にて必要となる什器・備品については、原則、PFI事業者が所有するもの、又は、…とする。」とありますが、什器・備品を購入にて調達する場合、PFI事業者(特別目的会社)の資産として管理しなければならないのでしょうか。	No.238の回答を参照してください。
240	業務要求水準書	49	IV	6	(3)	什器・備品	「任意事業にて設置した什器・備品については、…合意した場合に限り市が取得することができるようにすること。」とありますが、この場合の取得は、有償と理解してよろしいでしょうか。	原則として御理解のとおりですが、什器・備品の状態も踏まえて合意した条件によるものとします。
241	業務要求水準書	49	IV.	6.	(3) ①ア	什器・備品	任意事業にて設置した什器・備品については、「合意した場合に限り市が取得する」とありますが、合意する場合について、どのような判断基準になるかご教示ください。	現時点で判断基準の想定はありません。
242	業務要求水準書	52	IV	6	(4)	太陽光発電装置	PPAにより太陽光発電装置を設置する場合の「行政財産使用料」の金額についてご教示ください。	PPA事業(売電が目的のもの)での太陽光発電施設の設置は、公園内土地占用許可の規定により、金額は2,000円/㎡/年になります。建物屋上や屋内の場合は別途建物使用料が発生することがあります。 公園内で使用される電力を発電する目的のものについては、公園施設とみなし、減免基準に合致していれば、使用料は免除となります。この場合、発電施設の規模は公園の電気使用量を勘案する必要がありますが、電気使用量の季節変動等による余剰電力の売電等を妨げるものではありません。
243	業務要求水準書	52	IV	6	(4)	⑦発電設備	ウ構内情報通信網設備は、⑦ではなく、⑧でしょうか。	御理解のとおりです。業務要求水準書を修正し、修正版を公表します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
244	業務要求水準書	52	IV	6	(4)	⑦発電設備	ウ構内情報通信網設備の④一般利用者の閲覧端末とは何を指していますでしょうか。また、各室諸元表のLANには一般利用者の閲覧端末用有線LANの記載が無いように見受けられます。	施設内に設置予定である自習スペース機能②やスタジオ機能など、有料で貸し出す施設の状況確認や予約をすることができる端末などを想定していますが、施設の運用上支障がなければ設置しなくてもかまいません。
245	業務要求水準書	54	IV	6	4	電気設備計画	監視カメラ設備のモニタ部について「事務室に21型モニタを設置する。」と記載がありますが、事業者側の運用を考慮し、モニタサイズ及び数量を提案することによってよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
246	業務要求水準書	56	IV	6	(5)	⑬昇降機設備	3階に部分的に来館者エリアを設けるが、利用人数や用途を考慮してエスカレーターの設置が不要と判断できる場合など、2階～3階のエスカレーターの設置は必須ではないと考えて宜しいでしょうか。	来館者が円滑に上階に登れるよう、3階以上に来館者エリアがある場合も2階以上にエスカレーターの設置は必要と考えていますが、3階以上の利用人数や用途、エスカレーターでなくても円滑に上階に登れる計画とすることができる場合、2階以上のエスカレーターの設置は必須ではありません。
247	業務要求水準書	57	IV.	7.	(2) ①	既存施設の撤去・利活用方針	新設する施設の計画に支障のない形であれば、地中障害、既存杭の残置等はお認めいただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
248	業務要求水準書	57	VI	7	(2)	既存施設のメモリアル活用	レガシーとして活用する建築物・工作物等は、①既存外堀・擁壁及び②外堀支持杭・地中擁壁を除き、いずれを選択しても構わないという理解でよろしいでしょうか。	外堀・擁壁、外堀支持杭・地中擁壁については、すべて撤去することを基本としており、存置としての活用は想定していませんが、撤去した外堀・擁壁やその他の建築物・工作物等の活用については、事業者の提案となります。 なお、現在、埋蔵文化財調査をしており、用地Aでは、昔の建物の基礎のレンガが出土しているため、レガシーとしてレンガの活用の提案を期待します。 参考に出土品等の写真を守秘義務対象開示資料として示します。別添資料81「発掘調査出土品参考写真」を参照してください。
249	業務要求水準書	62	IV	7	(4)	⑧ランニング・ウォーキングコース	歩行者園路は原則4m以上とありますが、こちらも「原則」3m以上でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
250	業務要求水準書	64	IV	6	(8)	③姉妹都市の連携協力	市と姉妹都市(4自治体)の調整において、連携協力のシンボルとなるものを配置する予定である。とありますが、配置されるものの維持管理・修繕は市にて行うと考えてよろしいでしょうか。	シンボルとなるものは、維持管理・修繕のほか配置することも含めて、PFI事業者で行っていただくこととなります。なお、具体的な内容は今後の姉妹都市との協議によりますが、現時点では樹木(桜など)を複数本植樹することを想定しています。
251	業務要求水準書	67	IV	6	(10)	⑥その他	医療刑務所前の交差点にある信号標識について、新しい名称とした標識を制作し、取り替えること。とありますが、取り替えた標識の維持管理・修繕は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
252	業務要求水準書	67	IV	7	10	⑥ その他	「医療刑務所前の交差点にある信号標識について、新しい名称とした標識を製作し、取り替えること。」とありますが、信号標識は市と事業者で決定し、交換することは可能なのでしょうか。道路標識適正化委員会へ協議などは不要なのでしょうか。	信号標識(地点名標識)は道路管理者が設置するものとされているため、表記の内容は地元町会や警察署と調整のうえ市で決定し、PFI事業者で作成、交換していただくこととなります。道路標識適正化委員会への協議は必要ありません。
253	業務要求水準書	67	IV	7	10	⑥ その他	「医療刑務所前の交差点にある信号標識について、新しい名称とした標識を製作し、取り替えること。」とありますが、交換箇所は1か所でのいいのでしょうか。	当該交差点には4枚の信号標識(地点名標識)があるので、4枚とも交換していただくこととなります。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
254	業務要求水準書	67	IV	8		木造舞台の設計・監理業務委託	PFI事業としての設計・監理業務範囲から記載部分の木造舞台の設計・監理業務は除くとなっておりますが、当文で該当部分をPFI事業者が市指定業者に委託する様に取り扱われます。設計範囲外の部分を委託することになると設計責任区分が難しくなりますので、市委託業者との協力・連携とさせていただきますか。 また、委託をするということになった場合でも、提案上の設計・監理業務、それに伴う費用には含まれず、事業受託後に別予算により委託をするという考え方で宜しいでしょうか。	木造舞台の設計・工事監理業務は、本業務から除きますが、決定したPFI事業者が、募集要項「IV. 2. (1)⑨」に定める者に、木造舞台の設計・工事監理業務を委託し、協力して事業を円滑に進めて下さい。なお、その経費はサービス対価に含まれております。このため、原文のとおりとします。
255	業務要求水準書	67	IV	8		業務の実施に関する要求水準	以下の業務について～定めるものに委託し～とありますが、これは市が別途委託することで良いのでしょうか。P5にこちらに示す業務は本事業から除くとなります。	No.254の回答を参照してください。
256	業務要求水準書	67	VI	7	(10)	来園(来館)者用自転車置場	シェアサイクルスペースは、180cm×1,200cmを合計で確保すれば、分散配置も可と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
257	業務要求水準書	68	IV.	8.	(1)①	コスト管理	「各段階において」とありますが、具体的に報告が必要な段階について、ご教示ください。	基本設計・実施設計完了段階でのコストは比較は必須とします。その他については、事業費の増減が生じないようコスト管理をする上で、PFI事業者にて必要と考えるタイミングを市と協議するものとします。
258	業務要求水準書	68	VI	8	(1)	コスト管理	「各段階において契約時とのコスト比較を行い、」とありますが、この各段階について具体的なご指定はございますでしょうか。	No.257の回答を参照してください。
259	業務要求水準書	68	VI	8	(1)	コスト管理	「工事種目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合、」とありますが、変動の基準は事業契約時の金額と考えてよろしいでしょうか。	No.257の回答を参照してください。
260	業務要求水準書	68	VI	8	(1)	コスト管理	「工事種目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合、」とありますが、この場合の工事種目毎とは、様式6-B別添④に掲載した支出項目程度の区分と理解してよろしいでしょうか。	No.257の回答を参照してください。
261	業務要求水準書	69	IV.	8.	(1)③ア	市との調整	施設の設計及び建設の全般についての協議を目的とする「設計・建設協議会」につきまして、貴市の想定する有識者等を具体的にご教示ください。	現時点では未定です。
262	業務要求水準書	70	IV.	8.	(1)⑦ア	環境対策等	「工事途中に、施設の開館後1か年の電力、水道等のエネルギー使用量の予測値を算出し提出する。」とありますが、工事期間中であれば、提出日は事業者で決定して良いという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
263	業務要求水準書	75	IV.	8.	(3)①	事前調査等	PCBは所有者の直接処理が求められますが、PCBの所有者は貴市という理解でよろしいでしょうか。想定されている処理の時期、処理の方法等、詳細についてご教示いただけないでしょうか。	PCBの所有者は市となります。処理の方法については、解体作業に合わせて適切に処理をしてください。
264	業務要求水準書	77	IV.	8.	(3)⑥	工事施工における留意点	「本書に明示のない地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財に起因する費用は市の負担とし、工期についても市と協議」とありますが、貴市に明示頂いた内容の他に明示のない工事に大きな支障を与える事実が発覚した場合、事業者が適正な報告を行っていれば、市のご負担を前提に協議頂ける理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
265	業務要求水準書	77	IV	8	⑦	完成検査等	収蔵・展示室の空気質の指定に関する検査は、引き渡しまでの間で行っても良いと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。引き渡し後も公開承認施設としての基準を維持するための経過観察が必要となることを御留意ください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
266	業務要求水準書	79	IV.	8.	(3) ⑨	工事を伴う什器・備品の設置	「建物と付加一体の備品については、建物については、建物と同様に市の所有物とする。付加一体の備品とは、床や壁に固定し、容易に移動できないジオラマ模型や環境再現展示の建物等」とありますが、本棚等についても付加一体の備品として扱う理解でよろしいでしょうか。付加一体の備品については、施設整備費として扱い、上限価格の56%以内に収める理解でよろしいでしょうか。 また、付加一体の備品ではない備品・什器については、開業準備業務の備品設置として維持管理・運営費として扱い、上限価格の44%以内に収める理解でよろしいでしょうか。	本棚については、床や壁に固定し、容易に移動できないのであれば不可一体の備品として取り扱ってください。なお、上限価格の割合については、あくまでも目安として公表しているものであり、上限額に収めなければならないものではありません。 あわせて、6月27日に公表した募集要項の新旧対照表を参照してください。
267	業務要求水準書	79	IV	4	(3)	建設業務	「必須事業にて設置した什器・備品のうち、市が必要と判断するものについては、事業期間終了とともに、什器・備品の所有権を無償で市に移転できるようにすること。」とありますが、事業期間後の所有権の移転の要・不要が不明であると、PFI事業者がリース契約を行う際の条件設定が困難となります。所有権の移転の有無は予めお示しいただくか、市とPFI事業者の協議で決定することとしていただけないでしょうか。	所有権移転の要・不要は事業期間終了直前に市で判断します。必須事業における什器・備品を調達する際は、市に所有権を移転できるように調達してください。
268	業務要求水準書	79	IV	4	(3)	建設業務	「必須事業にて設置した什器・備品のうち、市が必要と判断するものについては、事業期間終了とともに、什器・備品の所有権を無償で市に移転できるようにすること。」とありますが、事業期間後の所有権の移転の要・不要が不明であると、積算ができないため、所有権の移転が必要な備品を開示いただきたい。	No.267の回答を参照してください。
269	業務要求水準書	81	V	2	2	業務開始後	①開館準備業務の報告に係る資料において、「開館準備業務に係る「Ⅱ.4.(4)③」に示す資料を市に対して提出すること。」とありますが、開館準備業務期間において、運営開始前のため日報や月報を作成する意義は低いように思われます。その点、どのような形式で報告していくことが望ましいか業務開始前に市と事業者にて協議して決定していけるという理解で宜しいでしょうか。	業務日報や業務月報の様式は任意であり、要求水準書を充足する限りにおいて、その記載項目等はPFI事業者任せます。
270	業務要求水準書	81	V	3	1	開館までの施設の維持管理業務	維持管理に関する詳細な要求水準はないので、事業者の提案によるという理解で良いでしょうか。	開館までの本施設に係る維持管理については、業務要求水準書「V.3.(1)」、「V.3.(2)」、「V.4.(1)」、「V.4.(2)」、「V.5.(1)」及び「V.6.(1)」における要求水準を充足することとし、詳細な作業内容はPFI事業者の提案に任せます。
271	業務要求水準書	82	V	3	(2)	開館準備期間中の警備業務	「開館までの期間、毎日」巡回警備することとなっておりますが、これは、開館準備業務を行っていない休日等でも巡回警備を実施しなければならないということでしょうか。	御理解のとおりです。
272	業務要求水準書	82	V.	3.	(2)	開業準備期間における警備業務	巡回警備は、「開館までの期間、毎日、1名以上により昼間1回以上、夜間1回以上」とありますが、巡回警備を行う人員は事業者の中で十分な研修を行えば、特に資格等は不要という理解でよろしいでしょうか。	資格を有することを要求水準には記載しておりませんが、警備の経験を有する者、もしくは警備業務について、作業内容ができる技術力及び必要な技能を有する者であることが望ましいと考えております。
273	業務要求水準書	82	V	3	3	ブランディング業務	業務の流れにおいてブランディング案の決定権は市に区分されていますが、施設全体のブランディング業務は統括マネジメント業務と位置付けられていることから、市とPFI事業者が協議して決定する(《》印)ではないでしょうか。	御理解のとおりです。業務要求水準書を修正し、修正版を公表します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
274	業務要求水準書	83	V	3	4	開館前の広報業務	①開館前の広報計画の作成、広報活動のうち、「PFI事業者独自の広報手段を活用し広報を実施すること」とありますが、具体的に市がどのようなものを想定されているかお示しください。	業務要求水準書「V.3.(4)①」に記載のとおり、集いの拠点独自のホームページ作成・公開、広報はちおうじ、プレスリリース、ポスター、チラシ、インスタグラムやツイッターなどのメディアを使った広報を想定していますが、それ以外にも、市の広報等ではない、PFI事業者側の広報活動等を想定しています。
275	業務要求水準書	83	V	3	4	開館前の広報業務	施設ホームページ作成とありますが、統括マネジメント業務のホームページ作成と違いがあればお教えてください。	統括マネジメント業務のホームページ作成は、開館後の運営も含めたホームページの運用について記載しており、それぞれ別のホームページを作成するのではなく、開館前から開館後の運用段階まで、1つのホームページを運用することが望ましいと考えています。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
276	業務要求水準書	83	V	3	4	開館前の広報業務	早期に施設全体のホームページ作成とありますが、開館準備業務期間は施設引渡から、と思いますので、施設引渡し後早期にという解釈で良いでしょうか。	最新の募集要項を参照してください。 開館準備業務期間の始期を事業契約締結日に訂正していることから、事業契約締結日以降、早期にホームページを作成していただき、集いの拠点整備事業に対する機運醸成に努めていただきたいと思います。
277	業務要求水準書	83	V	3	4	開館前の広報業務	開館準備業務期間は施設引渡から、かと思いますが、建物引渡前から公開とあり、業務期間と要求水準が矛盾しているように思いますが、いかがでしょうか。	最新の募集要項を参照してください。 開館準備業務期間の始期を事業契約締結日に訂正しています。
278	業務要求水準書	83	V	3	4	開館前の広報業務	②広報イベントに関して、実施規模や回数など市が想定されている内容をお示しください。市とPFI事業者の想定がずれていた場合、市が期待する規模感や回数の実施が難しくなることが考えられます。その場合は、都度市と協議して対応策を検討するというお考えでしょうか。	広報イベントにおいては、PFI事業者の提案に基づき、実施に向けて都度市と協議を行い、協同して実施することを想定しています。現時点での想定規模は、実施回数:1回、実施期間:半日、集客数:2,000人程度を想定しています。
279	業務要求水準書	83	V	3	4	開館前の広報業務	③オープニングイベント ア 内覧会について、要求水準には規模感や回数など指定がありません。事業費積算に影響するため回数や規模感をお示しください。	業務要求水準書「V.3.(4).③.ア」では、市に関連する対象者だけでなく、PFI事業者側の対象者も想定されることから、都度市とPFI事業者間で協議を行い、回数や規模を決定していくことを想定しています。現時点での想定規模は、実施回数:30回、来客数:1回あたり30人程度を想定しています。
280	業務要求水準書	84	V	3	(4)	③オープニングイベント	内覧会では、施設内の各所にスタッフを配置し、施設の説明を行うとともに、安全管理及び誘導を行うこととありますが、内覧会の規模や日数ほか内容が不明のため、安全管理及び誘導に関する費用の算出ができません。内覧会にかかる費用はサービス対価に含まれない(別途市負担)と考えてよろしいでしょうか。	No.279の回答を参照してください。なお、内覧会に係る費用はサービス対価に含まれません。
281	業務要求水準書	84	V	3	4	開館前の広報業務	③オープニングイベント イ オープニングセレモニーにおいて、「姉妹都市に関わるセレモニー(記念植樹やテープカット等)についても実施する可能性があることを考慮」とありますが、具体的にどのようなことに考慮すべきか市のお考えをお示しください。	本市関係者だけでなく、姉妹都市の関係者を招いたセレモニーを実施する可能性もあるということ、御承知おきいただければと考えています。
282	業務要求水準書	85	V	3	6	開館前のイベント等の開催準備業務	②市が主催または共催するイベントの開催準備支援において、要求水準として関連業務を企画することとありますが、具体的な市のお考えをお示しください。また、事業費積算に伴い、期待される規模感や回数など現時点でのお考えをお示しください。	現時点では業務要求水準書「V.3.(6).②」で想定するイベントはありません。イベントを実施する際には、市とPFI事業者間で協議を行い、回数や規模を決定していくこととさせていただきます。イベントを実施する際には、開催のための支援に関連する業務を企画してください。
283	業務要求水準書	85	V	3	8	機運醸成のためのワークショップ等市民参加支援業務	「契約直後から、開館に向け機運醸成を目的としたワークショップ等市民参加のプランをたて内容を検討するとともに、実施に向けた準備を行い、実施すること。」とありますが、事業費積算のため、市の想定される実施規模や内容、実施回数をお示しください。またはそれらを事業者提案に委ねる場合、市の意向により回数・規模を拡大する場合、年度内途中で予算協議は可能という理解で宜しいでしょうか。	業務要求水準書「V.3.(8)」については、PFI事業者の提案に委ねることとし、市とPFI事業者との協議により、回数や規模を決定していきます。なお、市とPFI事業者との協議により決定した回数や規模について、市側の条件変更に伴い拡大する場合には、市の予算の範囲内で変更することを可とします。 本業務は、本施設への期待感を高め、将来的にボランティア等の活動主体で携わっていただく方を増やすとともに、パフォーマー等の運営主体のコミュニティの輪を広げること、また、開館後のイベント等への参加者を増やすことを目的としています。 市の想定する実施規模について、現時点では、契約直後から開館1年前頃までは、年3回程度、1回30名程度の参加者でワークショップ等を実施することを想定しています。また、開館1年前頃からは、4回程度、1回30名程度の参加者で実施することを想定していますが、本業務の目的を踏まえ、より効果的に機運醸成を図ることができる積極的な提案を期待しています。
284	業務要求水準書	87	V	4	(2)	開館準備期間における草刈業務	公園完成から共用開始までの期間の維持管理費については、「サービス対価の算定及び支払い方法」の「C開館準備業務に係る費用」に当たりますか？	御理解のとおりです。
285	業務要求水準書	88	V	5	(2)	備品等の設置業務	業務の流れにおいて調達又は購入が含まれていないことから、本業務で設置する備品什器・消耗品は貴市にて調達されるという理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書別添資料5「什器備品リスト」において、「準備する時期」欄に「開館準備業務」と示されているものについては、PFI事業者が当該業務で調達することを想定しております。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
286	業務要求水準書	88	V	54	3	選書業務	開館準備および開館後の図書の購入において、市が想定する平均単価を開示いただけないでしょうか。入札額を下げるために意図的に購入費を下げる事ができるため、十分な費用を見込んだ企業が評価されないことを憂慮します。	平均単価1,490円程度を見込んでいます。装備費、消費税を含みません。
287	業務要求水準書	93	V	6	2	事務所および収蔵品などの移転業務	移転業務すべての対象において、ボリュームや梱包状況などがわからないため、事業者が積算できる資料を開示ください。または事業者が見込むべき金額をご提示ください。あるいは実費精算としていただきたい。	【別添資料29「移転対象資料の容積」を訂正し、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
288	業務要求水準書	95	V	6	3	開館前の広報業務	①開館前の広報計画の作成、広報活動において、「実施設計終了後、建設予定の館建物について周知するためのリーフレットを制作すること」とありますが、ミュージアム単体の内容ではなく、集いの拠点施設という主旨でしょうか。また、事業費積算に必要なため、リーフレットの仕様や制作部数など、市のお考えをお示しください。	本リーフレットについては、ミュージアム単体のものを作成してください。仕様については、以下を参考にしてください。 作成部数 20,000部、A4判、用紙指定 MTA+-FS 110kg、両面フルカラー、3つ折り、提供データ Adobe Illustrator CC(windows版)で編集した原稿を提供
289	業務要求水準書	95	V	6	3	開館前の広報業務	配布先等について別添資料70「ポスター・チラシ・図録等配布先一覧表」を参照とありますが、別添資料68の一覧表という理解で宜しいでしょうか。	6月27日公表した業務要求水準書の新旧対照表を参照してください。
290	業務要求水準書	95	V	6	3	開館前の広報業務	ミュージアムに関する配布先は別添資料にありますが、その他の機能に関連する指定送付先はないということよろしいでしょうか。	現時点で、歴史・郷土ミュージアム以外の機能に関して指定送付先の想定はありません。
291	業務要求水準書	96	V	6	4	展示準備業務	③PFI事業者主体の企画展の準備において、「開館初年度の事業にふさわしい企画展を計画し」とありますが、施設全体の開館年度の開催規模のバランスを見て企画規模や予算が影響すると考えられるため、市が想定されている市主体の初年度企画展事業規模をお示しください。	市主体、PFI事業者主体の両方において想定される、通期年での会期日数や規模について、以下のとおり想定しています。 なお、開館初年度は開館日により、以下の想定から減ることになります。 《市主体》 ・特別展1 会期日数63日、来館者数8,100人 ・特別展2 会期日数56日、来館者数10,800人 ・企画展(正月)会期日数21日、来館者数1,470人 ・企画展1 会期日数84日、来館者数8,400人 ・企画展2 会期日数42日、来館者数4,200人 《PFI事業者主体》 ・企画展1 会期日数56日、来館者数15,200人 ・企画展2 会期日数56日、来館者数11,200人
292	業務要求水準書	96	V	6	4	展示準備業務	企画展において、初年度にふさわしい計画とありますが、サービス対価は年度に応じて変動しても良いのでしょうか。仮にサービス対価Dが一定の場合、初年度にふさわしい展覧会とすべく事業費を平年より増額した場合、事業者は2年目以降にサービス対価から回収することになり、利益に対する法人税分目減りすることになると思いますが、市のお考えをお教えください。	各年度におけるサービス対価の変動については、御理解のとおりです。ただし、実際の変動については、事業収支計画において提案内容を適切に実現できる計画となっているかを評価します。あわせて、優先交渉権者決定基準「別表 加点審査の審査項目及び配点」を参照してください。 なお、サービス対価AからDの合計額は、最新の募集要項を参照し、訂正した募集要項内の上限額を越えないようにしてください。
293	業務要求水準書	96	V	6	4	展示準備業務	⑤体験展示室の運営準備において、「販売キット及び講座用材料の調達」とありますが、販売キットは市販ではなくミュージアム独自のキットがあるのでしょうか。それとも今回新たに市と協議し制作するというものなのでしょうか。	現在、市独自の販売キットはありません。いずれのキットにおいても御提案いただき、協議することになります。
294	業務要求水準書	96	V	6	4	展示準備業務	⑤体験展示室の運営準備において、蚕に関する内容がありませんが、市が全て担い事業者側で対応することはないという認識でよいでしょうか。	御理解のとおりですが、自主事業等で蚕の飼育や市が生産した眉の活用を御提案いただくことも可能です。
295	業務要求水準書	97	V	6	(4)	展示準備業務	前回の質疑回答にて、燻蒸対象とする資料は「現時点では、歴史・郷土ミュージアムの収蔵庫に収蔵する歴史資料の全体を燻蒸の対象として想定しています」とありましたが、その後対象に変更等はございますでしょうか。	【別添資料29「移転対象資料の容積」を訂正し、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
296	業務要求水準書	97	V	6	(4)	展示準備業務	燻蒸対象が不明のため、積算できません。事業者が見込むべき金額を提示ください。	No.295の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
297	業務要求水準書	98	VI	2	(1)	①一般事項 ア業務範囲	事業者が行う修繕は、業務要求水準書114ページの「修繕に関する用語について」に定義されている修繕及び経常修繕であり、大規模修繕については、PFI事業者は事業提案として長期修繕計画等を提出することとする。とありますので、事業者は大規模修繕を含む計画を提出し、大規模修繕は実施しない(業務要求水準書115ページの「計画修繕(大規模修繕)」の業務内容)と考えてよろしいでしょうか。	事業期間中の経常的修繕と計画修繕(大規模修繕)を含め、提案時に長期修繕計画を提出するとともに、維持管理業務が開始する6か月前までに長期修繕計画を市に対して提出し、市と協議の上、承認を得てください。また、本事業期間終了の1年前までに事業期間終了後に行うべき長期修繕計画(事業期間終了後30年間)を策定して提出してください。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。 No.114及びNo.308を参照してください。
298	業務要求水準書	98	VI	2	(1)	①一般事項 ア業務範囲	「秩序維持に関する業務」の記載がありますが、募集要項7ページのエ維持管理業務の項目に秩序維持に関する業務の記載がありません。当該要求水準の記載は、誤植と理解してよろしいでしょうか。	業務要求水準書を修正し、あらためてホームページに公表します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
299	業務要求水準書	98	VI	2	1	① エ 非常時の 対応	「災害が発生した場合には、敷地がヘリポートとして利用される可能性があることに留意する。」とありますが、緊急離着陸場(Hマーク)の設置や維持管理が必要となるのでしょうか。	Hマークの白線引き含め、市において開設・運営します。ヘリポートの運営期間は、一時滞在施設の運営期間とも重なることから、安全に運用できるよう、利用者の誘導等の御協力をお願いします。なお、当施設を離着陸場とするかについては、道路交通状況等を鑑みて選定し、決定した場合に御連絡致します。
300	業務要求水準書	104	IV	4	(2)	定期点検等及び保 守業務	②建築 ナ 木造舞台における舞台機構設備・舞台照明設備の保守点検の費用について、実績資料もしくは費用の設定をお示ください。	木造舞台における舞台機構設備及び舞台照明設備の保守点検費用について、本市での実績はありません。市との協議によりサービス対価を協議します。 なお、保守点検の内容は、トラスバトン、照明設備、大道具等の目視点検を想定しています。
301	業務要求水準書	104	IV	4	(2)	定期点検等及び保 守業務	②建築 ニ 舞台備品・舞台消耗品について、費用の実績資料もしくは費用の設定をお示ください。	舞台備品・舞台消耗品について、本市の実績はありません。市との協議によりサービス対価を協議します。
302	業務要求水準書	104	VI	4	2	② チ 展示室	「展示替えに伴って発生する軽微な破損等に対し応急処置を行うこと。」とありますが、市が行う展示については、応急処置は事業者が担当し、修繕は市側が担当するというのでしょうか。	展示ケースの軽微な破損、展示場壁紙の軽微な剥がれなどを想定し、修繕を含む保守業務全てをPFI事業者が担当していただきます。
303	業務要求水準書	104	VI	4	2	② ナ 木造舞台	舞台機構設備の保守点検の点検項目・点検仕様をお示ください。	No.300の回答を参照してください。
304	業務要求水準書	109	VI	4	(2)	⑩みんなの公園 イ公園施設(駐車 場)	損害保険へ加入することとありますが、事業契約書別紙5 PFI事業者が付保する保険等に含まれると考えて良いでしょうか。	駐車場に係る損害保険は、施設賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険、動産総合保険を想定しています。このうち、自動車管理者賠償責任保険については、整備内容及び運営方法により保険の対象とならない場合があるため、事業契約書(案)別紙5には含めておりません。ただし、整備内容や運営方法に応じ、業務を行う上で想定される損害をてん補するため適切な保険を付保してください。
305	業務要求水準書	109	VI	4	2	定期点検等及び保 守業務	「イ公園施設(駐車場)」に「駐車場施設内の巡回警備を行うとともに、必要に応じて警察や消防等と連携し、適切に対応に当たること。」とありますが、駐車場に常時警備員を配置しなくてもよいとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
306	業務要求水準書	110	VI	4	(1)	みんなの公園	⑩みんなの公園カ植栽「樹木管理、草刈り作業は下記の式を充足すること。」別添資料54「みんなの公園の維持管理基準」とありますが、別添資料53ではないでしょうか	業務要求水準書を修正し、あらためてホームページに公表します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
307	業務要求水準書	110	VI	4	1	みんなの公園	・樹木管理、草刈り作業は下記の式を充足すること。業務対象面積×維持管理基準(別添資料 54「みんなの公園の維持管理基準」を参照すること)の作業回数の合計(年間)＜延べ作業面積(年間)とあるが、維持管理基準にて適時の項目については、年間作業回数の定めはありますでしょうか？	維持管理基準にて適時の項目について、年間作業回数の定めはございませんが、安全性の確保や景観などに配慮し樹木や草の繁茂状況により判断して頂くことになります。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
308	業務要求水準書	114	VI	4	(4)	①一般事項	・修繕業務は経常的修繕及び計画修繕を行うこと。とありますが、「修繕業務は修繕、経常的修繕及び計画修繕を行うこと。」と理解してよろしいでしょうか。 なお、修繕と経常的修繕は「・修繕に関する用語について」の内容であり、計画修繕は、業務要求水準書115ページの「計画修繕(大規模修繕)」の内容と考えてよろしいでしょうか。	「修繕」に経常的修繕や計画修繕が含まれるため、原文のとおりとします。 なお、計画修繕(大規模修繕)は、事業期間中と事業期間終了後の大規模修繕となります。 No.114及びNo.297を参照してください。
309	業務要求水準書	114	VI	4	(4)	②建築物の修繕	・修繕業務の考え方について、建物全体性能に関し、施設整備に関する要求水準を維持するように修繕業務(経常的修繕及び計画修繕)を行うこと。 とありますが、事業者が行う修繕業務は、建物全体性能に関し、施設整備に関する要求水準を維持するように修繕業務(修繕、経常的修繕及び計画修繕)を行うこと。 との理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。 あわせて、No.308の回答も参照してください。
310	業務要求水準書	114	VI	4	4	②建築物の修繕 修繕業務の考え方	「空調設備機器の更新は、本事業の範囲外とし、事業期間終了後にPFI事業者以外の者によって実施されるものとする。この場合に要求水準未達のおそれがある場合には、市と協議すること。」とありますが、事業期間が終了していますので、費用等を負担することは難しいと思慮します。アフターフォローとしてお問い合わせに対応する程度として頂けませんでしょうか。	空調設備機器の更新は、事業期間終了後に次期事業のPFI事業者によって実施することを想定しておりますが、「要求水準未達の恐れがある場合」とは、事業期間中における不適切な維持管理その他PFI事業者の責に帰する事由により、計画更新の予定時期より前に更新等が想定される場合などを意図しています。
311	業務要求水準書	115	VI	4	(4)	修繕業務	個々の建築資機材の自然損耗は許容されるとありますが、事業期間終了時において「何年間の修繕が不要」など、残りの耐用年数に係る要求水準等はございますでしょうか。	事業期間中においては、適切な修繕により、安全面等に配慮し、次の運營業務に支障がないものとしてください。
312	業務要求水準書	116	VI	4	5	②建物内部の清掃 ア(ア)床仕上	「木製床は、日常的に除塵、部分水拭き等の清掃を行い、ごみ、埃、砂が目立たない衛生的な状態を維持し、定期的に表面洗浄、剥離洗浄等により、汚れが目立たない状態に回復すること。」とありますが、汚れが目立たない状態を維持できれば、清掃の方法は、事業者が提案できるという認識でよいでしょうか。	業務要求水準書を充足する限りにおいて、御理解のとおりです。
313	業務要求水準書	119	6	4	5	清掃業務 ②建物内部の清掃	ソ 木造舞台に舞台木部に異常があるときには、ただちに施設管理責任者に連絡して作業手順の指示を受ける。とありますが、施設管理責任者とは、市の職員との理解でよろしいでしょうか。	市職員ではなく、維持管理業務責任者を想定していることから、業務要求水準書「VI.4.(5)②ソ(ア)」の該当箇所を下記のとおり訂正します。 ・舞台木部に異常があるときには、ただちに維持管理業務責任者に連絡して作業手順の指示を受ける。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
314	業務要求水準書	119	IV	4	(5)	清掃業務	②建物内部の清掃 ソ 木造舞台における清掃については、日常清掃スタッフによる清掃が可能と考えてよいでしょうか。特に注意すべき事項があればお示しください。	業務要求水準書を充足する限りにおいて、御理解のとおりです。 ワックスの仕様等、木造舞台であることを留意して、清掃をとして注意いただきたいことはあります。また、参考として、汚れがひどい場合、木材の染み抜き専門業者もおります。
315	業務要求水準書	120	VI	4	5	清掃業務	「③建物外部の清掃 ウ外壁」に記載された内容を実施するには、利用者の安全を確保するため、建物全面に足場等を設置して作業する必要があり、外壁全面を作業するためには連続した休館日の設定が不可欠と考えてよろしいでしょうか。	清掃エリアを分割・時期をずらす等を行い、できる限り休館日が不要となるようお願いいたします。
316	業務要求水準書	120	VI	4	5	③建物外部の清掃 ウ 外壁	「定期的に適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水をタオルで拭き取り、汚れが目立たない状態に回復すること。」とありますが、汚れが目立たない状態を維持できれば、清掃回数や清掃方法については、事業者が提案できるという認識で良いでしょうか。	業務要求水準書を充足する限りにおいて、御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
317	業務要求水準書	122	VI	4	6	① 一般事項	「本業務は、「建築保全業務共通仕様書」の最新版に基づき実施すること。なお、最新版の更新に伴う対応については、市とPFI事業者の協議により決定するものとする。」とありますが、施設によっては利用人数も異なることから、実施回数については、事業者の提案とすることは可能でしょうか。	実施回数については、事業者の提案とすることは可能ですが、最終的には、市とPFI事業者の協議により決定するものとします。
318	業務要求水準書	122	VI	4	6	環境衛生管理業務	「②空気環境測定 ア展示室、収蔵庫」内の、カビモニタリングについて、測定数(箇所)に決まりはありますでしょうか。	カビモニタリングの測定数(箇所)については、公開承認施設の基準を満たすうえで事業者の提案をお願いします。また、カビモニタリングについては、専門業者による付着菌調査、落下菌調査に加え、浮遊菌調査の実施を考えています。
319	業務要求水準書	122	VI	4	6	環境衛生管理業務	「②空気環境測定 ア展示室、収蔵庫」内の、カビモニタリングについて、カビの同定作業は必要でしょうか。	御理解のとおりです。カビ発生時の対処を検討するために同定作業が必要となります。
320	業務要求水準書	124	VI	4	7	警備業務	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
321	業務要求水準書	125	VI	4	(7)	②施設警備業務 ウ鍵管理	公共施設部分の鍵の管理は、特定事業者が行うものとし、とありますが、特定事業者とはPFI事業者と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
322	業務要求水準書	127	VII	3		指定管理者の指定 議決を得られな かった場合のリス ク負担	「PFI契約締結後、市が条例を制定し、その後速やかに議会の議決を得る予定」とのことですので、指定管理者の指定の議決が得られなかった場合は、「市の責めにより契約締結ができなかった」ものとして、発生する費用は貴市にてご負担いただけることを確認させてください。	御理解のとおりです。
323	業務要求水準書	128	VII-1	4	2	利用料金収入の水 準	「プログラム内容に応じた妥当な料金設定にしてよい。ただし、民間施設の事業より低い料金設定にすること」とありますが、非営利団体などが運営している施設は除くという理解で宜しいでしょうか。”民間施設”の範囲をお示ください。	御理解のとおりです。
324	業務要求水準書	128	VII	1	4	利用料金の考え方	(2)利用料金収入の水準のなかに、「利用率の高い時間帯においては条例等の範囲内で高めの料金設定をすること」とありますが、条例の範囲内で、利用者の要望によって、料金変更も可能ですか。(例えば回数券など)	利用料金の変更については、市と協議の上で決定することとなります。
325	業務要求水準書	134	VII	6	(2)	ポスター・チラシの 作成等	ポスター・チラシの掲出にあたっては、取り扱いマニュアルを遵守することで、貴市の承認等は不要と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
326	業務要求水準書	134	VII-1	6	2	集客業務	②ポスター・チラシの作成等について、「ポスター・チラシの作成・掲出においては字体を含めた取り扱いマニュアルを遵守すること。」とありますが、取り扱いマニュアルは市が作成されたものがあるのでしょうか。または事業者が市と協議のうえ作成するのでしょうか。	本取り扱いマニュアルは集いの拠点施設に特出したマニュアルを想定しており、公共施設であることを前提に、PFI事業者と市が協議の上作成することを想定しています。
327	業務要求水準書	135	VII-1	6	2	集客業務	④ホームページについて、「原稿内容は市の承認を得ること。」とありますが、更新頻度が少ない基本情報はその理解ですが、都度更新されていくような即時性が求められる情報(イベント告知・開催報告・開館情報等お知らせ内容など)に関しては、利用者の利便性向上と貴市業務効率化の観点から、事業者判断のもと随時更新していてもよい認識でよいでしょうか。	御認識のとおりです。ただし、市とPFI事業者で連携・協力が必要な場合には、事前確認(連絡)が必要と考えております。
328	業務要求水準書	135	VII	1	6	(2)集客業務	SNSの発信について(例えば休日イベント時にTwitterなどでの混雑状況等の即時性のある広報)も含まれますが、掲載においては、都度、市の承認が必要でしょうか。	即時性のあるものについては、事前にマニュアル等を作成することで、その基準内においては市の承認がなくても発信できる仕組みづくりを想定しております。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
329	業務要求水準書	135	VII-1	6	2	集客業務	⑦SNSについて、「原稿内容は市の承認を得ること。」とありますが、更新頻度が少ない基本情報はその理解ですが、都度更新されていくような即時性が求められる情報(イベント告知・開催報告・開館情報等お知らせ内容など)に関しては、利用者の利便性向上と貴市業務効率化の観点から、事業者判断のもと随時更新していてもよい認識でよいでしょうか。	No.328の回答を参照してください。
330	業務要求水準書	136	VII-1	6	2	集客業務	⑩無償頒布物について、ノベルティではなくチラシ媒体の理解で宜しいでしょうか。また、在庫の補充をすることとありますが、仕様は事業者提案の内容を前提に、予算内で対応していくという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
331	業務要求水準書	136	VII-1	6	2	集客業務	集客業務はじめ、市と協働する業務がいくつかありますが、協働先はミュージアムは学芸員の方以外に施設内に市の職員の方々が配置されるのでしょうか。協働先の窓口は一本化していただきたいと考えます。	集いの拠点内に学芸員以外の市職員も配置する予定です。市の窓口をどの所管課にするかは今後決定する予定です。
332	業務要求水準書	136	VI	6	3	イベント業務	「イベントの運営は主催者が実施するが、事業者は各種イベントが円滑に実施されるよう、施設内への入退場制限への案内や駐車場の交通整理などについて、協力をを行う。」とあるが、P124の「VI.維持管理業務4.業務の実施に関する要求水準(7)警備業務」には「催事、イベント時に通常と異なる警備が発生する場合は主催者負担とすること。」とあるため、駐車場に常時警備員を配置しなくてもよいとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
333	業務要求水準書	136	VII-1	6	3	イベント業務	①市が主催又は共催するイベントの開催支援について、別添資料56「市が主催又は共催したイベントの実績について」では回数だけの記載のため、具体的な内容・事業規模がわかる資料をお示しください。	市が主催又は共催したイベントについては、類似の既存施設で実施したイベント実績を参考としてお示ししたもので、同じイベント内容を集いの拠点施設で実施することは想定していません。なお、類似の既存施設で実施した主な内容は、花火大会、市民文化祭、平和展、絵画展、書道展、写真展、市立学校吹奏楽発表、障害者文化展、読書感想画・文コンクール入賞作品展示、市民自由講座等です。
334	業務要求水準書	137	VII-1	6	3	イベント業務	②PFI事業者が主催する集客に係るイベントの開催について、イベントの誘致という表現がありますが、事業者自らが主催し開催するイベントでもよいという理解で宜しいでしょうか。その場合は自主事業に整理されるのでしょうか。	イベントを誘致することを本来事業として位置づけ、実施することを自主事業及び民間提案事業として位置付けています。イベントについて、市の後援名義を取得できるものは自主事業、市の後援名義を取得できない見込みのないものは民間提案事業とすることし、事業者自らが主催し開催するイベントも同様の取扱いとすることを想定しています。そのため、別添資料6「施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について」を修正し公表します。 なお、現状では、公園の使用料については、市の後援名義を取得した場合には減免しておりますが、建物を含めた施設全体の使用料の取扱いについては、競争的対話を踏まえ、減免等も含めて今後市において検討します。 あわせて、別添資料6「施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について」の修正版を参照してください。
335	業務要求水準書	137	VII-1	6	4	運営事務業務	④文書管理 イ 発送 において、発行物の発送とありますが、現時点の想定発送先、発送先数をお教えてください。送料算定の参考にいたします。	配布先については、現在の郷土資料館で実施している発送先に追加して、複合施設としてさらに拡大することを想定しています。なお、郷土資料館のポスター・チラシ・図録等配布先については、別添資料68「ポスター・ちらし・図録等配布先一覧表」を参照してください。
336	業務要求水準書	140	VII	6	(4)	館内掲示、配架	ここでいう「他館」とは、八王子市内の他の公共施設を指すのでしょうか。それとも、公共・民間を問わず、本施設以外を指すのでしょうか。	公共・民間を問わず、本施設以外に関する掲出物を掲示することを指します。
337	業務要求水準書	140	VII	6	(4)	館内掲示、配架	他館のポスター・チラシの掲示は、PFI事業者に一任されていると考えてよろしいでしょうか。	館内掲出物取扱いのマニュアルを市の承認をもって策定し、運用してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
338	業務要求水準書	143	VII-1	6	4	運営事務業務	⑥システムの保守管理とありますが、図書館システムのことでしょうか。市が選定されるシステムの保守費は見積もれないので、見込むべき金額を提示ください。	図書館システムは、システムの改修、保守管理ともに市で行うこととしており、ここでは貸室等の施設予約システムを指しています。 令和6年度に導入する新たなシステムの詳細が決まっていないため、保守費として見込むべき金額を市として現時点で提示することは困難ですが、現在の施設予約システム(https://shisetsu.city.hachioji.tokyo.jp/)にかかる年間保守費は約600万円であり、利用している4課において、利用状況に応じた負担をしています。 集いの拠点においても、利用状況に応じて負担すべき保守費をPFI事業者負担していただくこととなります。 あわせて、No.205の回答を参照してください。
339	業務要求水準書	143	VII-1	6	4	運営事務業務	⑨危機管理リスクマネジメント イ災害対応について、別添資料13「一時滞在施設運営分担表(案)」を参照とありますが、別添資料13がございませんので、開示ください。	業務要求水準書とその別添資料1～19は、ホームページに掲載されていますので御確認ください。
340	業務要求水準書	144	VII	6	(4)	VIP対応	業務の流れの中に「控室の手配」とありますが、この控室は別添資料No.1:各室諸元表内における会議室兼応接室を活用すると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
341	要求水準書	150	4	(1)	⑦	駐車場の運営	八王子市内の施設において、障害のある方がどの程度利用されているのか、参考になるデータ等があればご提供ください。	八王子駅北口地下駐車場利用者のうち、八王子市生涯学習センタークリエイティブホールの貸室(学習室、ホール等)及び図書館の障害者に対する減免実績(令和3年度)は、568件、524,800円です。
342	業務要求水準書	152	VII-2	4	(1)	運営業務	災害発生時の対策について、公園常駐スタッフの勤務時間外に災害が発生した場合、どのような対応が必要ですか？	災害発生時の対策については、公園スタッフだけに求めているわけではないため、PFI事業者として災害発生時の対応をお願いします。
343	業務要求水準書	153	VII-2	4	(1)	運営業務	⑥公園アドプト団体への支援 の積算にあたり市内の他の公園施設の実績内容・額をお示しください。	他地区の公園の支給品実績について、別添資料78「公園アドプト団体への物品支給実績」を参照してください。
344	業務要求水準書	153	VII-2	4	(1)	運営業務	公園に設置する駐車場について、230台程度は、集いの拠点全体の車の利用者数を想定した数ですか？	御理解のとおりです。
345	業務要求水準書	154	VII-2	4	(1)	運営業務	「車両や駐車場利用者、通行人に対し、適宜適切な対応を行うこと」とありますが、これは駐車場に誘導等を行う人員の常駐を必須とするものではないと理解してよいでしょうか。	御理解のとおりです。
346	業務要求水準書	154	VII-2	4	2	集客業務	①集客イベントにおいて、誘致という表現がありますが、事業者自らが主催し開催するイベントはサービス対価内の業務としては想定せず、事業者自らイベントを行うものは自主事業に整理されるのでしょうか。	No.334の回答を参照してください。
347	業務要求水準書	154	VII-2	4	2	集客業務	①集客イベントにおいて、公園で行うイベントの使用料については、市の収入になるという理解で良いでしょうか。	イベントを行う場所により、使用料又は利用料が発生します。公園の場合、大屋根広場にて実施する場合には利用料としてPFI事業者の収入となり、その他の場所で実施する場合には使用料として市の収入になります。 あわせて、No.334の回答及び業務要求水準書別添資料6「施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について」を参照してください。
348	業務要求水準書	158	7-3	4	1	運営業務	②ア(イ)利用登録申請の確認、利用カード発行について、交付の作業は事業者が行うが、利用者カード自体は貴市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
349	業務要求水準書	160	7-3	4	1	運営業務	③イ 他図書館蔵書の貸出にある「貸出ボックス」とは、どのようなものを想定されていますでしょうか。	利用カードを読取機にかざすことでロッカー状のボックスから資料の受け取りができるような仕組みを想定しています。
350	業務要求水準書	160	7-3	4	1	運営業務	③エ 貸出状況の確認、照会について、督促業務は貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
351	業務要求水準書	161	7-3	4	1	運営業務	③オ 予約受付の業務の流れの中で、「○窓口による予約受付」及び「○電話による予約受付」にある「中央図書館で予約情報につき予約の可否を判断し図書館システムへ入力、必要な場合には連絡」の部分は、貴市の業務ではないでしょうか。	御指摘のとおりであり、訂正します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
352	業務要求水準書	161	7-3	4	1	運営業務	④イ 他図書館向け運搬車への積み込みについて、事業者側の業務は配送業者への荷物の受け渡しまでという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
353	業務要求水準書	164	7-3	4	1	運営業務	⑦ア 紛失・毀損者の弁償対応(現品のみ)について、憩いライブラリ所蔵資料については憩いライブラリ内で弁償手続きを行い、市内他館所蔵資料については所蔵館にて弁償手続きをしていただくよう紛失・毀損者にご案内する、という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
354	業務要求水準書	164	7-3	4	1	運営業務	⑦イ 紛失・毀損蔵書の新規受入処理とは、代替資料の受入であり、この場合代替資料の費用負担は紛失・毀損者であるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
355	業務要求水準書	168	7-3	4	3	地域連携業務(地域・学校・市民との連携・協力)	②各種団体等との連携について、貴市で把握されている団体等のリストがあれば、ご教示いただけますでしょうか。	特に作成しておりません。
356	業務要求水準書	169	7-3	4	4	運営事務業務	②施設利用許可において、貴市が利用を想定されているボランティア団体のリストがあれば、ご教示いただけますでしょうか。	特に作成しておりません。
357	業務要求水準書	170	7-3	4	5	集客業務	業務の流れの中に《協議》という項目が存在します。こちらは企画の内容や連携先との協議を指し、イベント開催にあたり常に市の承認を要するものではないと理解してよろしいでしょうか。	《協議》とは、市とPFI事業者間で協議を行い、互いの承認を得ることを想定しています。
358	業務要求水準書	170	VII-3	4	5	集客業務	①集客イベントにおいて、誘致という表現がありますが、事業者自らが主催し開催するイベントはサービス対価内の業務としては想定してらず、事業者自らイベントを行うものは自主事業に整理されるのでしょうか。	No.334を参照してください。
359	業務要求水準書	172	VII-4	4	(7)	集い交流業務	③体験展示室機能の運用に、「メイカースペースとしての機能を提供し」とありますが、什器備品リストには該当する備品は記載されていません。PFI事業者の提案事項という理解でよろしいでしょうか。その場合の初期整備費用及び事業期間内の機器等更新・メンテナンス費については、サービス対価算定の範囲(本来事業)という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおり、PFI事業者の提案事項といたします。また、その場合の初期整備費用及び事業期間内の機器等更新・メンテナンス費についても、御理解のとおりサービス対価算定の範囲(本来事業)となります。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
360	業務要求水準書	173	VII-4	4		業務実施に係る要求水準	学芸業務全般において、市の学芸員が主導するものや、共同で実施するものなどは、詳細な仕様や回数などが提案時には不明瞭の項目が多々あります。開示された実績額などを参考に事業者が提案する額を設定し、選定後市と事業者は以下のような協議できるという認識で良いでしょうか。 ①予算の範囲内で、市と協議の上、仕様を決定する 予算が足りない場合、 ②事業者予算の組み換え ③市が予算を追加 ④要求水準の変更	学芸業務全般において、詳細な仕様や回数などを明確に示すことが難しいため、PFI事業者が提案する額を設定し、選定後、市とPFI事業者は、本事業のサービス対価の範囲内で協議の上、仕様を決定することとします。
361	業務要求水準書	174	VII-4	4	1	学芸業務(収集・保管)	エ 資料受入・受取において、保存箱等を用意するなどの補助とありますが、例年の受入点数などによっても変わるため、支出実績があれば開示ください。	「資料受入・受取」業務に係る学芸補助は、資料所有者のもとに資料を引き取りに行く場合や、所有者が直接ミュージアムに来館した際に、資料を収集するための保存箱を準備して運搬することです。学芸員の補助業務の業務量については別添資料59「学芸業務の業務量 ミュージアム(別紙資料)年間業務量一覧」及び別添資料66「学芸業務「調査・研究」の補助に係る業務量について」を参照してください。また、資料受入・受取において使用する文書保存箱の年間使用量については別添資料61「民俗資料や古文書の整理に用いる各種物品の年間使用量」に支出実績を開示しています。
362	業務要求水準書	175	VII-4	4	1	学芸業務(収集・保管)	オ 資料借用の付保にあたり、詳細は別添資料52を参照とありますが、積算できる情報がありません。事業者が見込むべき金額をご提示ください。または実績額をご提示ください。	借用資料と輸送距離に左右されますが、実績にもとづく、年間見込み額として、別添資料69「収蔵資料及び借用資料の付保について」の「3 展示輸送一括オールリスク保険」を参照してください。 業務要求水準書において、別添資料69「収蔵資料及び借用資料の付保について」を参照するよう修正します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
363	業務要求水準書	176	VII-4	4	1	学芸業務(収集・保管)	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
364	業務要求水準書	176	VII-4	4	1	学芸業務(収集・保管)	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
365	業務要求水準書	177	VII-4	4	1	学芸業務(収集・保管)	オ資料の修復の1行上に、「(ウ)寄贈資料等の燻蒸・脱酸素処理等」のみありますが、説明がありません。誤植でしょうか。	「業務要求水準書VII.4.(1)②オ」資料修復の1行上にある該当箇所を削除します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
366	業務要求水準書	178	VII-4	4	1	学芸業務(収集・保管)	(イ)目録作成、データベース化、整理において、業務の流れが「市と共同」になっていますが、どのような業務区分をお考えでしょうか。	資料整理が終了した資料群を目録化及びデータベースへ登録する作業となります。主にデータ入力作業であるため、作業区分を設けることは想定していません。資料整理が終了した資料数については別添資料66「学芸業務「調査・研究」の補助に係る業務量について」を参照してください。
367	業務要求水準書	178	VII-4	4	1	学芸業務(収集・保管)	(ウ)資料撮影・デジタル化において、別添64と別添資料65を比べての65には内訳やカット数の情報がないため、ボリュームと金額感の関係が読み取れません。事業者側でいかほどの予算を確保すれば良いか判断できないため、64は目安として、事業者の提案した額の中で、カット数や点数は協議の上、決定するという認識で良いでしょうか。	(ウ)資料撮影・デジタル化において、別添資料No.64は目安として、PFI事業者の提案した額の中で、カット数や点数は市と協議の上、決定します。
368	業務要求水準書	178	VII-4	4	(1)	資料撮影・デジタル化	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
369	業務要求水準書	179	VII-4	4	1	学芸業務(収集・保管)	サ資料付保において、付保の対象は別添71のことでしょうか。積算が困難なため実績額をお示しください。	付保の参考資料は別添資料69を指し、令和3年度の実績値を示しています。別添資料71は別添資料69「2受託者賠償責任保険」の内訳を示したものです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
370	業務要求水準書	180	VII-4	4	2	学芸業務(調査・研究)	調査の補助という内容が多くありますが、事業者側で作業量のコントロールができない点と要求水準・別添資料66から作業量を見積もることが困難なため、学芸業務全般における必要な最低限の人員数[難しければ各学芸業務の想定作業量(人・日)]を提示いただけないでしょうか。資料から読み取れない部分を事業者の経験で見積もることも可能ですが、事業者の提案と市の想定が乖離してしまうのは不本意ではないかと考えます。	No.363の回答を参照してください。
371	業務要求水準書	181	VII-4	4	2	学芸業務(調査・研究)	力著作権調査について、使用料が生じた場合の支払いが事業者とありますが、著作権使用料については頻度や金額に差が出ると考えます。その点、市の考えをお示しください。サービス対価に含まれるとした場合、事業者が設定した金額の範囲内で対応しきれない場合は市と協議が可能という認識でよろしいでしょうか。	著作権や肖像権等の使用料は、サービス対価に含まれ、PFI事業者が設定した金額の範囲内で対応しきれない場合は市と協議となります。 なお、今まで著作権や肖像権等の使用料を支払った実績はありません。
372	業務要求水準書	181	VII-4	4	2	学芸業務(調査・研究)	キ共同研究 アウトリーチ活動の活動・成果報告・広報・展示施工とはどのような内容を想定してるかお教えいただけませんか。	本項目にはミュージアムが大学や他館との共同研究の成果を発表する際の手法について想定できるものを記載しています。ミュージアム館内での成果報告にとどまらず、教育施設を含む外部施設での成果報告などのアウトリーチ活動において、書類の準備や広報活動、展示の一部補助を担っていただくことを想定しています。
373	業務要求水準書	182	VII-4	4	(2)	学芸業務(調査・研究)	②研究成果発表に関わる予算確保についてPFI事業者の担務になっていますが、確保すべき金額をお示しください。	研究成果を発表する媒体のうち、刊行物については、別添資料67「研究成果の発表(特別展図録・研究紀要・資料シリーズ)実績」を参照してください。講演の開催は別添資料52「展示・イベント等の計画に関する資料」の「講座」の中での開催を想定しています。研究成果それらの印刷・製本費、会場費等を考えています。 なお、要求水準にある「論文」「学会等参加、発表」は削除します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
374	業務要求水準書	182	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	ア企画(展示構成含む)において、市が企画された展示予算を確保とありますが、別添資料52を拝見しても内容が示されていないため、事業費想定ができません。市が期待する予算確保を実現するため、市が想定している事業規模や内容をお示しください。	【別添資料52「展示・イベント等の計画に関する資料」を参照してください。具体的な内容については、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
375	業務要求水準書	182	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	①常設展の展示企画に関わる予算確保についてPFI事業者の担務になっていますが、確保すべき金額をお示しください。	展示室や展示コーナーの仕様など御提案によりませんが、常設展示通史展示の1コーナー、または常設展示テーマ展示の1コーナーの展示替え、それらと合わせて展示用ディスプレイ(モニター)のコンテンツ更新を想定しています。
376	業務要求水準書	182	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	エ ポスター・チラシ、リーフレット・パンフレット作成、配布について、市が想定されている仕様や部数をお示しください。在庫僅少となった場合、増刷を行うこととありますが、事業者が設定した予算の対応可能範囲内という理解でよろしいでしょうか。	ポスター・チラシの部数については、別添資料68「ポスター・チラシ・図録等配布先一覧表」を参照してください。 想定される仕様については、別添資料79「印刷物仕様書」を作成し、要求水準書にも参照するよう追記します。また、事業者が設定した予算の対応可能範囲内で市と協議となります。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版及び別添資料79「印刷物仕様書」を参照してください。
377	業務要求水準書	184	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	ケ 資料の借用・返却 において、事業者側で業務内容をコントロールできないかつ別添資料52では積算ができないため、事業者が見込むべき金額を提示ください。(別添資料69には常設展の付保については言及がありません。)	【別添資料69「収蔵資料及び借用資料の付保について」を訂正します。具体的な内容については、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
378	業務要求水準書	185	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	サ資料の撮影、シ記録撮影において、外部委託実績があれば開示いただけませんか。	サ資料の撮影、シ記録撮影業務のほとんどを職員が行っていますので、外部委託の実績はありません。
379	業務要求水準書	185	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	ス 展示替えの補助とはどのような業務でしょうか。外部委託するような内容ではないという認識で良いでしょうか。	学芸員が展示替えの際に行う、展示ケースの配置移動やケース内への資料やキャプションの運搬・設置及び撤収、解説パネルの作成補助を想定しており、外部委託するような内容ではないと認識しています。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
380	業務要求水準書	186	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	セ 会場施工 および ソ 小規模な展示リニューアルにおいて、別添資料52から事業費の積算積算が困難です。市が想定している予算、ボリュームを提示ください。	No.374及びNo.375の回答を参照してください。
381	業務要求水準書	186	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	チ 運営(安全確認) 看視員数の算出が事業者側にありませんが、現時点での配置数をお教えてください。または看視員数の算出を共同で実施するものとしていただきたい。	業務要求水準書にある「看視員数の算出」は事業者と協同で実施する内容に訂正します。また、看視員は展示室内に1~2名程度とし、看視員の業務を警備員・ガイドボランティア等が代替することも含め、事業者の提案をお願いします。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
382	業務要求水準書	188	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	学芸業務の展覧会事業において、業務詳細が市学芸員の方々の考えによって内容も変わり積算が困難な項目が多々ありますが、真っ当に予算設定した事業者と意図的に低く見積もった事業者では前者の事業者が不利益を被る可能性があります。積算の確からしさはどのように確認されますでしょうか。市が主導および市と共同で行なう業務は事業者が見込むべき金額を開示いただけないでしょうか。 例 特別展示、企画展、トピック展示 ・展示図録作成 ・展示に必要な物品の調達 ・著作権調査 ・資料借用・返却 ・資料の撮影 ・展示替え ・会場施工 ・電子ディスプレイ ・運営(安全確認) ・内覧会 ・ミュージアムネットワーク	八王子市郷土資料館運営費の実績(令和元年度及び2年度決算)である、以下の内容を参照してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・図書等印刷製本費 1,664,908円 ・歴史資料購入費 175,038円 ・消耗品費 2,603,648円 ・所蔵資料表装等委託料 556,545円 なお、新規に開館し公開承認施設を目指す歴史・郷土ミュージアムとして、事業内容の充実を期待します。
383	業務要求水準書	188	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	②特別展示、企画展示、トピック展示(ア)市主体において、市が企画された展示予算を確保とありますが、別添資料52を拝見しても内容が示されていないため、事業費想定ができません。市が期待する予算確保を実現するため、市が想定している事業規模や内容をお示しください。	特別展示・企画展示は、特別展示室・企画展示室(250㎡程度)で実施し、展示面積を広げたい場合は、常設展示室②等も使用することを想定しています。 国宝・重要文化財を借用しない特別展示においても、一部の展示資料は外部からの借用を想定しています。 なお、郷土資料館で開催した展示のほとんどの借用は公用車を使用し、職員が運搬しています。 その他、特別展のメインとなる資料や借用資料を効果的かつ安全に展示するための造作物及び照明の用意、特別展示・企画展示を周知するためのパネル等の作成や特別展示用のデジタルコンテンツの作成等の費用を想定しています。 企画展示は、主に収蔵資料を中心に展示します。これまで郷土資料館で開催した季節的な展示(戦争展・正月展示など)2回を含む年3回程度の実施を想定しています。会場施工費は特別展示と比較して少ないとお考えください。 トピック展示は、時宜に応じた展示であり、常設展示室の展示ケースの一部を使用する限定的な展示を想定しており、費用は展示パネルの作成程度を想定しています。 郷土資料館の特別展示室は59㎡であり、1回の特別展で写真パネル等を含み約100点程度の資料を展示しています。また、会場施工や展示パネルの作成はすべて学芸員が行っており、費用のほとんどはのりパネなどの消耗品費です。 歴史・郷土ミュージアムでは、特別展示室・企画展示室250㎡を全て使用した場合、300~400点程度の資料数が想定されます。展示ケースについては別添資料1「各室諸元表」や別添資料5「什器備品リスト」を参照してください。 あわせて、別添資料80「特別展開催経費実績」を参照してください。
384	業務要求水準書	188	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	②特別展示、企画展示、トピック展示(ア)市主体において、国指定文化財の資料展示、特別展、企画展示、トピック展示の事業規模がわかりません。予算感をお教えてください。	国指定文化財の資料展示(特別展)の予算については、No.383の回答を参照してください。 なお、資料借用に係る付保及び運送費は、別途、展示輸送一括オールリスク保険の予算となります。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
385	業務要求水準書	188	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②特別展示、企画展示、トピック展示に関わる予算確保についてPFI事業者の担務になっていますが、確保すべき金額をお示してください。	No.383及びNo.384の回答を参照してください。
386	業務要求水準書	188	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②特別展示、企画展示、トピック展示において、企画展示を年2回事業者が行うことになっていますが、常設展示室(テーマ展示ゾーン)のほかに、特別展示室を使用することも協議を行った上で可能と考えるのでしょうか。	常設展示室(テーマ展示ゾーン)のほかに、特別展示室を使用することも協議を行った上で可能とします。
387	業務要求水準書	188	VII-4	4	(3)	学芸業務(展示・公開)	②特別展示、企画展示、トピック展示における、市が行う企画展示と特別展示の会場について、特別展示室ではスペースが足りない場合、常設展示室(テーマ展示ゾーン)も合わせて使用することもあり得るのでしょうか。	②特別展示、企画展示、トピック展示における、市が行う企画展示と特別展示の会場について、特別展示室ではスペースが足りない場合、常設展示室(テーマ展示ゾーン)も合わせて使用することもあり得ます。
388	業務要求水準書	188	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	(イ)PFI事業者主体(企画展示のみ)において、要求水準はテーマと回数のみで、事業費圧縮の観点から意図的に安く見積もることが可能ですが、市が想定される規模感があればお教えください。	年間の開催日数と入館者数については、No.291の回答を参照してください。
389	業務要求水準書	188	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	(イ)PFI事業者主体(企画展示のみ)において、ポップカルチャー等の展示を開催とありますが、ポップカルチャーは広義のため、取り扱うテーマについては歴史や文化への興味・関心を高めることができれば限定されず、事業者に委ねるという理解でよいのでしょうか。	(イ)PFI事業者主体(企画展示のみ)において、ポップカルチャー等の展示で取り扱うテーマについては歴史や文化への興味・関心を高めることができれば限定されず、提案をお願いします。
390	業務要求水準書	188	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	(イ)PFI事業者主体(企画展示のみ)において、ポップカルチャー等の展示内容は市の承認を得ることとあるが、市の意向により著作権料など事業者が想定した金額規模から逸脱した場合、別途市と協議のうえ決定権は事業者側にあるという理解で宜しいのでしょうか。	PFI事業者の提案を尊重しつつ、市と協議のうえ、決定権は市側とします。
391	業務要求水準書	189	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	イ展示図録作成(有償頒布物)、販売(ア)市主体とありますが、デザイン・編集は市が行うので、事業者はデータを頂いた後印刷・販売のみを行うという理解でよいのでしょうか。	御理解のとおりです。
392	業務要求水準書	189	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	イ展示図録作成(有償頒布物)、販売(ア)市主体とありますが、印刷にかかった実績額および想定される仕様をお教えください。	特殊事情がない通年の実績値として参考となるものとして、令和元年度の実績値は167万円です。仕様は別添資料67「研究成果の発表(特別展図録・研究紀要・資料シリーズ)実績」を参照してください。特別展の規模等によりページ数が変わります。また、品切れの展示図録・資料シリーズ等の再版も含まれます。
393	業務要求水準書	190	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	エポスター・チラシ、リーフレット・パンフレット作成、配布(ア)市主体について、仕様や部数によって事業費が大きく変わると考えます。市が期待する内容を実現するために、想定されている仕様・部数・配布先があればお示してください。	想定される仕様について、別添資料79「印刷物仕様書」を作成し、要求水準書にも参照するよう追記します。また、配布先・配布数は別添資料68を参考にしてください。あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版及び別添資料79「印刷物仕様書」を参照してください。
394	業務要求水準書	192	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	ケ資料借用・返却(ア)市主体において、経費の見積もりが困難です。事業者側で見込むべき金額をお教えください。	別添資料69「収蔵資料及び借用資料の付保について」の「3 展示輸送一括オールリスク保険」を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
395	業務要求水準書	193	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	サ資料の撮影(ア)市主体、シ記録撮影(ア)市主体において、撮影対象・枚数などの詳細が未定かと思いますので、積算が困難です。外部委託実績または事業者側で見込むべき金額があればご提示ください。	「サ資料の撮影」が対象とする資料は、収蔵品のうちから必要に応じ市側が選択準備する資料であり、別添資料64「未撮影資料の撮影及び劣化フィルムのデジタル化に関する資料」の「1 未撮影資料の撮影」を参照してください。 「シ記録撮影」は、市広報や年報で実施事業を紹介する際に使用することを想定しています。また、展示やその他事業の活動状況を記録し保存しておくために撮影します。撮影対象はミュージアムとして実施する事業全般となります。枚数は適宜で、活動内容や様子を把握できるものを撮影願います。
396	業務要求水準書	195	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	ソ電子ディスプレイ(ア)市主体について、市の期待するコンテンツを制作するためには適正な予算確保が必要だと考えます。そのため、現時点で市が想定されるコンテンツイメージをお示しください。	展示用ディスプレイは展示室内に設置して展示内容をより効果的にする映像等のコンテンツを想定しており、事業者の提案をお願いします。表示用ディスプレイは館内で実施している展示やイベントが館外からわかる表示であればその手法は問いません。各内容については市側との協議の上で決定します。 その他、「展示用ディスプレイ」に必要なスペック性能の記載について、事業者の提案に柔軟に対応するため、削除します。 あわせて、新旧対照表及び業務要求水準書の修正版を参照してください。
397	業務要求水準書	197	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	チ運営(安全確認)(ア)市主体 看視員数の算出が事業者側にありませんが、現時点での想定配置人数・日をお教えください。または看視員数の算出を共同で実施するものとしていただきたい。	No.381の回答を参照してください。
398	業務要求水準書	197	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	チ運営(安全確認) 市主体、PFI事業者主体の両方において想定される会期日数や規模感があればお教えください。	No.291の回答を参照してください。
399	業務要求水準書	198	VII-4	4	(3)	②特別展示、企画展示、トピック展示 ツ運営(監視・対応) (ア)市対応	展示場の監視のため定時の館内巡回のほか24時間の有人警備を行うこと。とありますが、特別展示の実施日数、規模等実施内容が不明であるため、特別展示の監視業務にかかる費用は別途市負担と考えてよろしいでしょうか。	2年に1回以上開催する特別展示(国宝・重要文化財)の実施日数、規模等は、No.291の回答に示した<<市主体>>特別展2相当の規模を想定しています。 特別展示の監視業務にかかる費用はサービス対価算定の範囲(本来事業)となります。
400	業務要求水準書	198	VII-4	4	(3)	②特別展示、企画展示、トピック展示 ツ運営(監視・対応) (ア)市対応	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
401	業務要求水準書	198	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	テ内覧会について、市が期待する内容を実現するために、現時点で想定される開催規模や招待者のイメージまたは事業費積算根拠となる開催実績をお示しください。	内覧会の招待者は、郷土資料館・文化財課関係者(資料所有者等を含む)、教育機関関係者、観光事業関係者、外部博物館関係者、市議・都議・国会議員、地元関係者、内覧を希望する市民、マスメディアなどを想定しています。内覧会の開催は、期間を設定してスケジュールを組んで招待し、オープン時の展示を見学することを想定していますが、PFI事業者側の提案をお願いします。令和2年の桑都日本遺産センター 八王子博物館のオープン時には150~200名程度の規模で実施をしています。
402	業務要求水準書	200	VII-4	4	3	学芸業務(展示・公開)	特別展・企画展・トピック展示又付保において、別添資料69,70,71を参照することとありますが、常設展示に関する付保の要求水準には特に別添資料はありませんでした。こちらの別添資料に収蔵品にも関する保険もありますが、同一の業務と理解すればよいでしょうか。	No.377の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
403	業務要求水準書	200	VII-4	4	4	学芸業務(教育普及)	②イベント開催 イ事業者実施分にて、誘致となっておりますが、要求水準およびサービス対価の範囲内では、事業者自らが実施することは想定していないということでしょうか。別添資料06のp2の表にも誘致は本来事業、実施は附帯・自主事業となっております。	御理解のとおりです。また、No.334を参照してください。
404	業務要求水準書	206	VII-4	4	4	学芸業務(教育普及)	⑬移動ミュージアムにおいて、貸出キットを企画は市の業務、キット化は共同とありますが、制作する費用はどちらが持つのでしょうか。	貸出資料のキット化とは、市が選択した歴史資料を収納する箱の用意や解説パネル等の作成をパッケージ化したセットを考えており、その費用はサービス対価に含んでいます。
405	業務要求水準書	211	VII-4	4	(7)	集い・交流業務	②活動展示室の運用において、「伝統芸能の実演を月1回以上」とありますが、別添資料74にある「伝統芸能の公演事業」をはじめ、その他の団体や市民による伝統芸能に関連する発表なども取り入れて年間の計画としてよいでしょうか。	御理解のとおりです。
406	業務要求水準書	211	VII-4	4	(7)	集い・交流業務	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
407	業務要求水準書	212	VII-4	4	(7)	集い・交流業務	⑤ボランティア運営について、これまでと現在のボランティア活動の実績や登録人数、活動の支援策(交通費など)、ボランティア保険費用実績などの概要をお示しください。	平成13年に主に展示ガイドボランティアとして発足し、これまでの在籍総数は41名で、令和4年7月現在21名が登録しています。ガイドの実績としては、八王子市郷土資料館、桑都日本遺産センター 八王子博物館及び絹の道資料館で活動しています。そのほか自主活動として、八王子の歴史にまつわる紙芝居・かるた・年表の作成や、史跡めぐり・勉強会などを実施しており、現在も市内の字名を記録する活動や史跡めぐりを行っています。ボランティアの活動支援のため展示図録等の刊行物は頒布しています。ボランティア保険については、事業契約書(案)別紙5「2.」を参照してください。 なお、現在、ボランティアへ交通費の支給はしていませんが、一定数の確保や意識醸成のため、交通費の支給はPFI事業者の提案をお願いします。
408	業務要求水準書	215	VII-4	4	12	機器調達・利用料支払業務	市職員が使用する機器類の調達について、事業者側で用意すべき人員数および必要備品リストを提示ください。	市職員の人員数については、現段階では決まっていますが、必要備品につきましては、電話は7台、FAX・プリンター・コピー機については各1台を設置することを想定しています。
409	業務要求水準書	216	VII-4	4	13	製作業務	②ミュージアムショップ等 に関して市主体の各種グッズ制作に対して見込むべき費用が算出できないため、予算額または実績額を開示ください。	別添資料55「資料購入及び図書売上等実績」を参照してください。なお、グッズ販売につきましてもPFI事業者の提案により、多くの収入が見込める可能性がありますので、グッズ販売について、PFI事業者の提案をお願いします。
410	業務要求水準書	221	VII-5	1	1	施設内サービスに関する業務	ショップおよびカフェは設置が義務付けられており、使用料について具体的に減免割合や額を提示いただけないでしょうか。附帯事業の収支計画が策定できず、テナントを誘致するにも条件があいまいでは困難です。	使用料の取扱いについては、No.23の回答を参照してください。 また、附帯事業における減免の考え方については、本市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」を考慮するとともに、附帯事業としてショップやカフェの設置目的等を勘案し、競争的対話を踏まえ、減免等も含めて今後市において検討します。
411	業務要求水準書	221	VII-5	1	1	施設内サービスに関する業務	②事業者提案余地において、事業内容の採択が共同実施となっているが、どのようなイメージでしょうか。事業者が提案したものが実施できない可能性があるということでしょうか。	業務要求水準書を充足する限り、原則、提案したものが実施される可能性はありますが、事業内容の詳細については、市内部での協議が必要となります。 なお、業務要求水準書では、「事業内容の提案>”事業内容の採択”>提案区域の維持管理・運営」となっており、「”：市(館内で完結しないもの)”」となります。
412	業務要求水準書	221	VII-5	1	(1)	事業者提案余地	みんなの公園の事業者提案余地にて建物を設置する場合は必ず設置許可及び使用料が必要ない場合はありますか？	事業者提案余地で建物を設置する場合は、設置許可及び使用料が必要となります。
413	業務要求水準書	222	VIII	1	(1)	ネーミングライツ	本施設(建物)以外のトイレや遊具等に異なる複数社のネーミングライツを施すことは可能ですか？	複数社のネーミングライツを施すことは可能ですが、トイレや遊具等に異なるネーミングライツをつけることは想定していません。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
414	業務要求水準書	222	VIII	1	(1)	ネーミングライツ	(オ)ネーミングライツにPFI事業者がスポンサーとなり、という記載がありますが、SPCの主たる収益はサービス対価及び利用料金等の収入ですが、そこからネーミングライツの費用を拠出する仕組みを想定しておられますか。その場合、PFI事業者が支出した費用をPFI事業者が収受し一部を市に還元することとなりますが、どのような会計処理を想定されているか教えてください。	ネーミングライツを含む利益全ての還元方法については、本事業内で完結させるため、次年度以降のサービス対価から控除することを想定していますが、競争的対話を踏まえ今後市において検討します。
415	業務要求水準書	222	VIII	1	1	ネーミングライツ	「(ク)集いの拠点の本施設(建物)のみをネーミングライツの対象とする。」とありますが、例えば建物内の諸室それぞれや、一定エリアなどでの設定は含まれないという認識でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
416	業務要求水準書	222	VIII	1	(2)	オーナー制度	オーナー制度について、導入期間などの制約は無いと理解してよいでしょうか？	導入期間も含め、PFI事業者の提案に委ねることを想定し、最終的には市との協議により決定することとしています。
417	業務要求水準書	222	VIII	1	2	オーナー制度	ネーミングライツとオーナー制度の違いは、名称が掲げられるか掲げられないかの差という認識でよいでしょうか。	ネーミングライツは企業向けの制度であり、オーナー制度は市民等の個人に向けた事業費還元制度です。これらの制度は、施設の魅力を高めるとともに、施設を身近に感じ、愛着を育むことを想定しており、積極的な提案を期待しています。
418	業務要求水準書	223	VIII	2		民間提案事業(附帯事業)に関する要求水準	民間提案事業(附帯事業)で行うイベントと自主事業で行うイベントも想定できると思いますが、前者は「利用促進・魅力向上」、後者は「対象施設の運営」と、資する対象が異なると思いますが、どちらも魅力向上・利用促進に資するように思いますが、どのように線引きされるのか教えてください。事業者の提案に委ねるといえるのでしょうか。	自主事業で行うイベントは、市の後援名義を取得できるものとし、民間提案事業で行うイベントは、市の後援名義を取得できないイベントとして整理しています。なお、自主事業と民間提案事業の実施場所の違いについては、No.13を参照してください。
419	別添資料 各室諸元表	1					各室諸元表の近接・隣接条件に関して、「隣接」とは廊下を挟んだ近傍に配置する計画でよろしいでしょうか。	「隣接」条件は、部屋同士が接している必要があるため、廊下や他の部屋は挟みません。廊下や他の部屋を挟んだ近傍に部屋を配置する場合を「近接」とします。
420	各室諸元表	2				エントランス(フリースペース)	「建物を2階以上とする場合は、…昇りエスカレーターを設置する。」とありますが、降りエスカレーターは要求水準上は求められていないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、降りエスカレーターの設置を妨げるものではありません。
421	各室諸元表	3				子供用トイレ	「公園・ライブラリ双方に使いやすい場所」とは屋内外から直接アクセスできることを求められているのでしょうか。	子供用トイレは、屋外から直接アクセスできることまで求めておりません。
422	各室諸元表	3				更衣室機能	シャワーブース等は求められていないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、提案を妨げるものではありません。
423	別添資料 各室諸元表	4					憩いライブラリ、歴史・郷土ミュージアム等、エリア区分内の管理用廊下(階段室、EV含む)はそれぞれのエリア区分の面積として算定しますでしょうか。それとも、各室諸元表に記載のある職員エリアとして算定しますでしょうか。	廊下や階段といった共用部は、職員エリアにて計上ください。
424	別添資料 各室諸元表	4					国宝や重要文化財を収蔵する収蔵庫は収蔵庫①のみと考えてよろしいでしょうか。	借用物品の一時保管だけでなく、将来的に本市所蔵資料が国宝・重要文化財に指定された場合も念頭におき、該当資料の種類に応じて保管する収蔵庫を使い分けるため、収蔵庫①のほかに収蔵庫②も国宝・重文が保管可能な収蔵庫として記載を修正します。あわせて、別添資料1「各室諸元表」の修正版を参照してください。
425	別添資料 各室諸元表	4					2層構造の収蔵庫は収蔵庫①、②、④という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
426	各室諸元表	5				収蔵庫③	④設備・環境に「温度:18℃±2℃、湿度:20～30%」とありますが、面積も5㎡と小さく、また保存管理対象となるフィルム・写真類も比較的小さいことから、収蔵庫③については個別空調とはせず、その他収蔵庫と同一の空調系統としながら、フィルム・写真類はドライキャビネットに保存することで、湿度管理をすることは可能でしょうか。	【別添資料29「移転対象資料の容積」を訂正し、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
427	別添資料 各室諸元表	5				収蔵庫③	収蔵庫③は、「温度:18±2℃、湿度:20～30%」とありますが、低湿度設定のため特殊空調設備(デシカント空調)が必要となります。収蔵資料の容積が5㎡であるため、保管はドライキャビネットにて行い、収蔵庫③内の湿度条件は収蔵庫②と同等の「湿度:40～45%」としても宜しいでしょうか。	No.426の回答を参照してください。
428	別添資料 各室諸元表	6					収蔵庫前室は荷解き室に隣接すると記載がありますが、全ての収蔵庫を荷解き室に隣接させることが難しい場合は、廊下等を経由する計画でもよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、荷解き室から収蔵庫への廊下は、収蔵品の搬出入に配慮した構造とし、できるだけ屈曲しないものとしてください。 収蔵庫前室は収蔵庫に隣接し、荷解き室に近接することとしたため、各室諸元表の隣接・近接条件を変更します。
429	各室諸元表	6				収蔵庫④	①特徴・役割・使い方に「資料を保管しつつ、収蔵スペースの一部を公開し見学できるようにする」とあり、④設備・環境に「温度:22℃±2℃、湿度:40～50%」とありますが、一般の観覧者に公開する部分について、温湿度条件を厳密に維持することは非常に困難であると考えますが、公開の頻度や見学の方法など、収蔵展示室の運用のイメージをご教示ください。	①特徴・役割・使い方の「資料を保管しつつ、収蔵スペースの一部を公開し見学できるようにする」を「資料を保管しつつ、収蔵スペースを公開し見学できるようにする」に、修正します。 ④設備・環境(夏季空調)の「温度:22℃±2℃、湿度:40～50%」を常設展示室と同じ「温度:24℃±2℃、湿度55±5%」に修正します。 収蔵展示室の考え方は、収蔵庫に展示の機能を持たせることです。多様で豊富な収蔵資料を公開し、来館者が博物館では普段見ることができないバックヤード(収蔵庫)を見学することができる新たな空間としての提案を期待しています。 公開の頻度や見学の方法について、月に1回程度のバックヤードツアーや学校見学等団体見学での公開を考えていますが、月2回目以上は自主事業とし、公開の頻度や見学の方法についても、収蔵庫や展示の新たな考え方の提案を期待しています。 これに合わせて、各室諸元表を修正します。 あわせて、別添資料1「各室諸元表」の修正版を参照してください。
430	各室諸元表	6				収蔵庫④	③仕上げに二重壁、二重床の記載がありませんが、展示室に準ずる室として、二重床・二重壁は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
431	各室諸元表	6				収蔵庫④	④設備・環境には、その他収蔵庫と同等の内装仕上、空調設備を要求されておりますが、資料Ⅱ業務要求水準書P118では収蔵展示室は常設展示室・特別展示室と同じ展示エリアとして位置づけられておりますので、収蔵展示室のうち、一般の観覧者に公開する部分については、展示室と同等の内装仕上、空調設備でご提案して宜しいでしょうか。	No.429の回答を参照してください。
432	各室諸元表	6				収蔵庫④	①特徴・役割・使い方に「資料を保管しつつ、収蔵スペースの一部を公開し見学できるようにする」「再現空間内部で養蚕道具を実際に触って体験してもらう」とあり、⑥その他に「共有通路から見学可能なように、壁面の一部をガラス張り(1時間耐火)とするなどの工夫をおこなうこと」とありますが、収蔵展示室は室内での公開、共有通路からの公開の両方を要求されているという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 収蔵展示室内及び共用通路の両方からの公開を考えています。
433	別添資料 各室諸元表	6,26				収蔵庫④	収蔵庫④は「収蔵スペースの一部を公開し見学できるようにする」となっており、展示室に類似した機能と考えられます。「温度:22±2℃、湿度:40～50%」とありますが、「①特徴・役割・使い方」に記載があるように再現空間内部で養蚕農家体験をするために収蔵庫に来館者が出入りすると恒温恒湿とはならないため、温度条件は展示室と同等とし、また目標設定値として考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 No.429、No.431及びNo.432の回答のご参照ください。
434	各室諸元表	7	歴史 郷土 ミュージ アム	展示 エリア	常設 展示 室①	④設備・環境	常設展示室①、常設展示室②ともに、「入口に自動扉と風除室を設けるなど、展示室外の温湿度変化の影響を受けないよう工夫すること」とありますが、入口をそれぞれに設けるのか、共通(1箇所)にするのかは提案事項と理解してもよろしいでしょうか。	防災上の避難経路が確保されていることを前提に提案をお願いします。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
435	別添資料	7				各室諸元表	常設展示室①、常設展示室②ともに、④設備・環境に係る性能として、「入口に自動扉と風除室を設けるなど、展示室外の温湿度変化の影響を受けないよう工夫すること」とありますが、入口をそれぞれに設けるのか、共通(1箇所)にするのかは提案事項と理解してもよろしいでしょうか。	No.434の回答を参照してください。
436	別添資料 各室諸元表	7,8				展示室	「大型壁面展示エアタイトケース(照明・温湿度調整機能付)2台程度」とありますが、調湿材を用いたエアタイト調湿材方式とし、ケース内空調無しと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。国宝・重要文化財を公開するために、必要な基準が確保できる方法の提案をお願いします。
437	各室諸元表	7・8				エアタイトケース	別添資料1各室諸元表には、「大型壁面展示エアタイトケース(照明・温湿度調整機能付)」とあり、別添資料7壁面展示ケース基準仕様書の4温湿度性能には「調湿剤ボックスにカセットタイプの調湿剤が設置可能なこと」とありますが、文化財公開施設の計画に関する指針(文化庁)に記載の温湿度調整方式のうち、空調方式は温湿度制御が難しく空調設備の故障リスクも伴うことから、アートゾーブ等の調湿剤によりパッシブに湿度管理を行う一般的な調湿剤使用方式を採用したエアタイトケースをご提案すれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。必要な基準を確保できる方法の提案をお願いします。
438	各室諸元表	8	歴史 郷土 ミュージ アム	展示 エリア	キッズ スペース 機能	①特徴・役割・使い方	「遊具」とありますが、什器備品リストには記載されていません。必須ではないという理解でよろしいでしょうか。また設置する場合、初期整備費及び事業期間内の更新・メンテナンス費については、サービス対価算定の範囲(本来事業)という理解でよろしいでしょうか。	キッズスペースは、集いの拠点全体や郷土ミュージアムに相応しいスペースの提案を期待しています。このため、遊具等についても事業者の提案をお願いします。また、更新・メンテナンス費については、サービス対価に含まれます。
439	各室諸元表	8				キッズスペース機能⑥その他	「壁の一部をガラスとする等」、とありますが、「共用部から内部の様子が見えれば」、間仕切り壁はなくてもよろしいでしょうか	御理解のとおりです。 ただし、キッズスペースと体験展示室の間は移動間仕切り壁を設置願います。
440	各室諸元表	8				体験展示室機能⑥その他	「壁の一部にガラス等をはめ込み」とありますが、「展示室から内部の様子が見えれば」、間仕切り壁はなくてもよろしいでしょうか	体験展示室には、文化財IPMの観点から間仕切壁を設置願います。また、各室諸元表には展示室から内部の様子が見えるようにする記載がありますが、「共用部から」の誤りのため、訂正します。 あわせて、業務要求水準書別添資料1「各室諸元表」の修正版を参照してください。
441	各室諸元表	8				体験展示室機能	体験展示室については「蚕を育て繭をつくり糸をとるという養蚕の体験」ができる室となっていますが、文化財IPMの観点から、体験展示室は常設展示室や特別展示室・企画展示室とは離れて配置するということがよろしいでしょうか。 実施方針等に関する質問への回答No.725,726にて「体験展示室の虫害対策については、募集要項公表時に考え方を示します。常設展示室及び特別展示室と体験展示室の場所は離れていることが望ましいと考えます。」との回答がありましたが、各室諸元表では、「常設展示室に隣接が望ましい」とあります。	体験展示室での蚕の飼育については、競争的対話の内容も踏まえて、飼育の有無や部屋の配置等、今後、市において検討し、ます。
442	別添資料 各室諸元表	8				体験展示室	体験展示室機能は「常設展示室に隣接が望ましい」とありますが、「蚕を育て繭をつくり糸をとるという養蚕の体験」する室ともなっております。また、実施方針質疑回答No.725,726にて、「カイコは体験展示室で飼育することを想定」「体験展示室の虫害対策については、常設展示室及び特別展示室と体験展示室の場所は離れていることが望ましいと考えます。」となっています。常設展示室への虫害対策のため、体験展示室は常設展示室に離して配置してよろしいでしょうか。	2月4日に公表した「実施方針等に対する質問への回答」No.726では、「体験展示室の虫害対策については、常設展示室及び特別展示室と体験展示室の場所は離れていることが望ましいと考えます。」と回答しましたが、この回答を取り消します。 あわせて、No.441の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
443	各室諸元表	8				郷土ラボ・レファレンス機能	「郷土ラボ・レファレンス機能が体験展示室やキッズコーナーと一室となった場合」を考えると、体験展示室については「蚕を育て繭をつくり糸をとるという養蚕の体験」ができる室となることを勘案すると、文化財IPMの観点から、郷土ラボ・レファレンス機能も体験展示室と同様に、収蔵庫や展示室とは離れて配置するということが宜しいでしょうか。	郷土ラボと体験展示室・キッズコーナーが一室となった場合には御理解のとおりです。体験展示室についての考えは、No.441の回答を参照してください。また、各室諸元表の記載は郷土ラボからレファレンス機能が歴史郷土閲覧コーナーとして独立した場合を想定しております。そのため、各室諸元表の記載を「郷土ラボ・レファレンス機能が体験展示室やキッズコーナーと一室となった場合」から「郷土ラボと体験展示室・キッズコーナーが一室となった場合」に変更します。 あわせて、No.441の回答と及び業務要求水準書別添資料1「各室諸元表」の修正版を参照してください。
444	別添資料 各室諸元表	8				郷土ラボ・レファレンス機能	郷土ラボ・レファレンス機能は「郷土ラボ・レファレンスが体験展示室やキッズコーナーと一室となった場合には、「歴史郷土閲覧コーナー」として独立させ、図書の開架スペースと閲覧スペースを広げる。」と一体的利用を促す記載があります。体験展示室で「レファレンスにはミュージアムの司書が常駐することから、学芸員室・収蔵庫と行き来がしやすい配置とする」ともありますが、上記のような利用方法をふまえると、実施方針質疑回答No.725,726「カイコは体験展示室で飼育することを想定」「体験展示室の虫害対策については、常設展示室及び特別展示室と体験展示室の場所は離れていることが望ましいと考えます。」と条件が異なるため、郷土ラボ・レファレンス機能は学芸員室・収蔵庫と離れた配置として宜しいでしょうか。	No.443の回答を参照してください。 なお、「歴史郷土閲覧コーナー」のレファレンス機能は収蔵資料を移動し、閲覧対応するため、学芸員室・収蔵庫と隣接することが望ましいと考えています。また、文化財IPMの観点以外にもレファレンス機能は落ち着いて資料閲覧・読書等ができる空間が求められるため、体験展示室やキッズコーナーと離し、学芸員室に隣接した配置をお願いします。
445	別添資料 各室諸元表	8,28				郷土ラボ・レファレンス機能	郷土ラボ・レファレンス機能は「郷土ラボ・レファレンスが体験展示室やキッズコーナーと一室となった場合には、「歴史郷土閲覧コーナー」として独立させ、図書の開架スペースと閲覧スペースを広げる。」と一体的利用を促す記載があります。一方で「ガス消火設備」が必要となっておりますが、上記の配置の関係性をふまえると、消火時の利用者の安全性を確保するため、文化的保存が必要なものに関しては収蔵庫に保存し、郷土ラボ・レファレンス機能のガス消火設備をなしとし、消火器や屋内消火栓で代替することは可能でしょうか。	各室諸元表を見直し、消火器や屋内消火栓で代替可能とします。 あわせて、別添資料1「各室諸元表」の修正版を参照してください。
446	各室諸元表	10				防災倉庫機能	「独立の場合は、敷地分割することとし、」とありますが、公園の管理事務所を本体建物内に設置し、かつ、屋外トイレ及び倉庫機能と一体の建屋として整備した場合は、他の公園施設と同様に敷地分割は不要と解釈してよろしいでしょうか。	公園の管理事務所、屋外トイレ及び倉庫が本体建物と一体で整備する場合は、ご理解のとおりです。 なお、別棟で整備する場合は、用途上可分となることで、敷地設定が必要となる可能性があります。 あわせて、別添資料1「各室諸元表」の修正版を参照してください。
447	別添資料 各室諸元表	13				職員エリア	展示室・収蔵庫の温湿度条件より算出される機械室スペースが、職員エリア設定面積(1600㎡)から想定される室面積に対してオーバーしているように見受けられます。今後の協議の中で、機械室面積に関してエリア面積の配分が調整できる余地はありますでしょうか。	今後計画を進める協議の中で調整できる余地があると御理解ください。
448	各室諸元表	14				収蔵庫 共通	収蔵庫の共通要件として「重要文化財対応」「空気清浄度」にチェックが入っておりますが、対応する展示エリアにおいては、特別展示室・企画展示室及び展示設備保管庫1の2室が重要文化財対応となっております。 このことから、「重要文化財対応」「空気清浄度」が必要なのは、国宝・重要文化財の収蔵が予定される「収蔵庫①(特別収蔵庫)」のみで、他の収蔵庫は重要文化財対応までは不要と理解してよろしいでしょうか。 仮に上記の解釈が不可の場合、収蔵・展示品の動線その他の考え方についてご教示ください。	No.424の回答を参照してください。
449	別添資料	18				各室諸元表	特別展示室・企画展示室の規模の目安については、実施方針等に対する質疑において、「本項目を更新したものを募集要項公表時に示します」と回答していただきましたが、更新された諸元表では常設展示室①②と合わせて1,000㎡とのみ示されており、改めて回答をいただきたく存じます。もし今回の質疑で回答いただけず、8月に予定されている競争的対話における話し合いと調整をお考えの場合、それ以降の変更が難しいことを申し添えます。	1,000㎡のうち、常設展示室の展示内容から750㎡程度を考えているため、特別展示室・企画展示室は250㎡程度を想定しています。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
450	別添資料 各室諸元表	20					大屋根広場の要求面積500㎡以上とは、屋根によって生じる建築基準法上の床面積と考えてよろしいでしょうか。または屋根は500㎡以下であっても、一体的な広場として500㎡以上あればよろしいのでしょうか。	屋根によって生じる建築基準法上の床面積と考えてください。
451	各室諸元表	21				デジタルサイネージ	P21からP29までのデジタルサイネージの欄に○がありません。什器備品リストのP6の60インチサイネージの記載が正しいと考えてよいでしょうか。市の考えや趣旨をお示しください。	デジタルサイネージについては、展示室等に設置し、ミュージアムへの集客につながる情報提供を行うと共に、共用部に設置し、集いの拠点全体の案内や各施設への誘導、イベント等の周知や災害時の情報提供等の活用を考えております。モニターの台数や形状、具体的な設置場所、情報の内容等については、事業者より提案をいただき、市との協議の上で決定します。 そのため、各室諸元表のデジタルサイネージの欄は空欄とします。 あわせて、要求水準書、別添資料5「什器備品リスト」の修正版を参照してください。
452	別添資料 各室諸元表	27,28 ,29				展示室 展示設備保管庫	展示室および展示設備保管庫に温湿度設定の記載がありますが、来館者・管理者の出入りや展示関連の発熱等があり、一般に恒温恒湿とはならない室のため、目標設定値として考えて宜しいでしょうか。	公開承認施設の要件を満たしたうえで、目標設定値としてください。
453	各室諸元表	27・ 28				常設展示室①、 ②、特別展示室・ 企画展示室	夏季空調の温度24℃±2℃、湿度:55±5%、冬季空調の温度22℃±5%、湿度湿度:55±5%と記載されていますが、不特定多数の観覧者が入室する展示室において、厳密に温湿度を管理するのは難しいと考えられます。設定された温湿度条件を目標として調温調湿できるような空調設備を設置するという理解で宜しいでしょうか。	No.452の回答を参照してください。
454	各室諸元表	28				郷土ラボ・レファレンス機能	ガス消火設備が要求されていますが、この室の用途・機能及び滞在する人員の安全を考えますと、屋内消火栓もしくは消火器にて対応すると考えても宜しいでしょうか。	No.445の回答を参照してください。
455	別添資料 各室諸元表	28,29				ガス消火	展示設備保管庫①、調査室、学芸執務室機能、研究用図書室機能は「ガス消火設備」が必要となっておりますが、室の使い方および学芸員の安全性を考慮し、消火器または屋内消火栓で代替することは可能でしょうか。	No.445の回答を参照してください。
456	各室諸元表	29				調査室	ガス消火設備が要求されていますが、この室の用途・機能及び滞在する人員の安全を考えますと、屋内消火栓もしくは消火器にて対応すると考えても宜しいでしょうか。	No.445の回答を参照してください。
457	各室諸元表	29				調査室	夏季空調の温度24℃±2℃、湿度:55±5%、冬季空調の温度22℃±5%、湿度湿度:55±5%と記載されていますが、この室の機能及び給湯設備があることなどから考えて、この温湿度条件を目標として調温調湿可能な空調設備とするという理解で宜しいでしょうか。	温湿度条件と給湯設備の配置を見直し、各室諸元表を修正します。 なお、調査室にあった給湯設備はトラックヤード(屋内)へ移動します。 あわせて、別添資料1「各室諸元表」の修正版を参照してください。
458	別添資料 各室諸元表	29				調査室	調査室に温湿度設定の記載がありますが、職員や調査機器の発熱等があり、一般に恒温恒湿とはならない室のため、目標設定値として考えて宜しいでしょうか。	No.457の回答を参照してください。
459	各室諸元表	29				学芸執務室機能	ガス消火設備が要求されていますが、この室の用途・機能及び滞在する人員の安全を考えますと、屋内消火栓もしくは消火器にて対応すると考えても宜しいでしょうか。	No.445の回答を参照してください。
460	各室諸元表	29				研究員図書室機能	ガス消火設備が要求されていますが、この室の用途・機能及び滞在する人員の安全を考えますと、屋内消火栓もしくは消火器にて対応すると考えても宜しいでしょうか。	No.445の回答を参照してください。
461	別添資料 什器・備品リスト					憩いのライブラリ 開架エリア共通機能	書架は「約3万5千冊、将来的には約5万冊の書籍を収納」とありますが、供用開始時期には3万5千冊が収納されていれば良く、運営期間の中で必要に応じて書架を増やしていく考えという理解でよろしいでしょうか。	供用開始時の書架の収納容量についてはPFI事業者の提案に委ねます。 本施設では、可変性を重視した整備、時間帯による利用者層の変化や社会状況の変化に対応できるような書架の設置を管理運営方針では求めています。安全面や運営に配慮しつつ、方針に基づいた整備を求めます。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
462	別添資料 什器・備品リスト	2				交流スペース・憩いライブラリ スタジオ機能②	ホワイトボードの備考欄に示された「仮想または物理」の示すことを具体的にお示しください。	仮想とはデジタル式のホワイトボード等を指し、物理とは壁掛型又は自立型の従来型のホワイトボードを指しています。
463	什器・備品リスト	4				荷解室	新規収蔵資料の環境調査用ケースとありますが、展示室に納入する独立展示ケースと同等という理解で宜しいでしょうか。適正な予算計上のため、想定される仕様や寸法等の要求水準をご教示ください。	新収蔵資料に虫害やカビ害が発生していないかを目視で確認するためのケースを想定しています。展示室に設置する独立展示ケースと同スペックである必要はありません。寸法はW1500mm×D900mm×H900mm(TH500)程度の平型覗きケース1台とW900mm×D900mm×2100(TH600)程度の行灯型ケース1台を想定しています。
464	什器・備品リスト						什器備品リストに記載のある品名のうち、軽トラック、ワンボックス程度ほかに関して「市側と検討すること」とありますが、市側との検討は入札前に実施すると考えてよろしいでしょうか。	車両の選定については、要求水準書を充足することができる車両とし、PFI事業者の提案に委ねることを想定しています。 また、車種や性能等の詳細な協議については、事業契約締結後に市と協議することを想定していることから、業務要求水準書別添資料5「什器・備品リスト」を下記のとおり訂正します。 大きさや仕様等は市側と協議し決定すること。なお、車両は環境負荷低減に配慮したものとすること。 併せて、業務要求水準書「VII.VII-1.6.(5)①車両の管理」及び「VII.VII-4.4.(10)ア」について、以下のとおり訂正します。 導入する車両は、環境負荷低減に配慮したものとすること。
465	業務要求水準書別添資料					什器備品リスト	準備する時期の欄に「建設業務」とあるものの費用は「設計・建設業務費」の中に、「開館準備業務」とあるものの費用は「開館準備業務費」の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
466	別添資料 什器・備品リスト					準備する時期	基本的に「建設業務」となっているものは「付加一体の備品」として建設費で扱い施設の引き渡し時に貴市に所有権を移転させ、「開業準備業務」となっているものは開業準備業務で設置する備品で、維持管理運営費として扱う理解でよろしいでしょうか。	別添資料5「什器備品リスト」で準備する時期が「建設業務」となっているものは、建設業務のサービス対価に含まれますが、そのすべてが「付加一体の備品」ではなく、可動式備品もあると認識しています。 準備する時期が「開館準備業務」となっているものについては、開館準備業務に係る費用(サービス対価C)に含まれます。 あわせて、業務要求水準書 別添資料7「什器・備品の取扱いについて」を参照してください。
467	施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について	1	1			事業者の収入	事業者から利用料の提案を受け、市と事業者で協議の上、利用料を設定すると思いますが、基本的には事業者の提案が尊重されるという理解で良いでしょうか。協議とは市の要望により利用料を低減するなど、提案時の事業計画の想定収入が減じる分、支出削減など調整を行い、PFI事業者の収支計画に影響を与えない範囲で協議を行うと理解しています。	「受益者負担の適正化に関する基本方針」も踏まえつつ、公共施設の利用料として合理的な範囲内の金額において、事業者の提案を受け、市と協議を行った後に利用料を決定することを想定しています。
468	施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について	2	1	(3)		イベント・講座等参加料	本来事業としてのイベント・講座については、誘致と実施がありますが、誘致とあるもの(例えば集客に関するもの)は、誘致に係る費用のみがサービス対価として支払われて、仮にPFI事業者が集客に関するイベントを実施する場合は、独立採算の附帯又は自主事業として実施しなければいけないという整理でよろしいでしょうか。	No.334の回答を参照してください。
469	施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について	2	1	(6)		(6)カフェ・ミュージアムショップで得る収入	カフェによる売上収入は、PFI事業者には帰属するとあります。構成員または協力企業または第三者がカフェまたはショップを運営する場合、売上をPFI事業者が計上する会計処理が必要でしょうか。あるいは、カフェやショップの事業者から使用料等をPFI事業者が徴収し売上として計上してもよいでしょうか。	構成員、協力企業が単独または第三者がカフェ・ミュージアムショップを運営する場合にはカフェ・ミュージアムショップの収入をPFI事業者の売上とする会計処理の制限は設けていません。PFI事業者の収入として、テナント料等を計上することを想定しています。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
470	施設の利用率・使用料・入館料等の考え方について	4	2			市の収入	事業者が屋内で自主事業・民間提案事業(附帯事業)としてイベントを実施する場合の使用料は140円/㎡日になるのでしょうか。	御理解のとおりです。
471	別添資料 施設の利用率・使用料・入館料等の考え方について	4				施設設置又は管理許可を受けた事業の使用料	施設設置又は管理許可を受ける事業の使用料について、公園施設の設置に係る使用料は、「A(近傍類似の土地の時価)に0.0835を乗じて得た額(円/㎡・月)」となっております。Aは変動する値と思慮しますが、現時点での参考価格をお示しいただけないでしょうか。	公園施設設置の際の「A(近傍類似の土地の時価)に0.0835を乗じて得た額(円/㎡・月)」の規定は上限値であり、実際はそれより低い金額になることがほとんどです。令和4年度時点での土地使用料は、407円/㎡・月(屋外の場合)です。なお、減免基準に合致していれば、使用料は免除となります。
472	施設の利用率・使用料・入館料等の考え方について	4	2			(3)使用料(カフェ、ミュージアムショップ)	構成員または協力企業または第三者がカフェまたはショップを運営する場合、使用料収入は市に帰属するとあります。この場合、使用料等をPFI事業者が徴収し市に支払う処理、カフェやショップの事業者が市に直接支払う処理のどちらになりますか。	カフェまたはミュージアムショップ部分の行政財産使用料は、カフェ・ミュージアムショップを運営する第三者からではなく、PFI事業者から市に支払う処理としてください。
473	施設の利用率・使用料・入館料等の考え方について	4	2			(3)使用料(カフェ、ミュージアムショップ)	カフェ・ショップの使用料について、その他のように具体的な金額をお示しいただけないでしょうか。	No.23の回答を参照してください。
474	別添資料					(3)使用料(カフェ、ミュージアムショップ)	カフェやミュージアムショップの行政財産使用料について、対象となる面積は専有部分のみ(オープンスペースは除く)との理解で宜しいでしょうか。	No.410の回答を参照してください。
475	業務要求水準書別添資料					八王子市図書館資料収集要綱	第4条で憩いライブラリで収集する資料に「官公庁出版物」「郷土資料」「視聴覚資料」に○がありますが、「憩いライブラリ管理運営方針」にある「蔵書構成」にはありません。管理運営方針にある蔵書構成に基づいて収集すればよろしいでしょうか。	資料収集要綱に基づいて収集を行ってください。運営方針は施設の特徴を表したものと御理解ください。また、業務要求水準書「VII-3.4.(1)⑨ア」に示すレファレンスサービスの要求水準を満たすことのできる資料構成としてください。
476	別添資料 市図書館におけるサービスの年間契約料	2				オンラインデータベースの年間契約料(令和3年度)	全て中央図書館にて契約されていると理解しますが、集いの拠点にて同様のサービス利用をする場合、ライセンスを分枝することで低価格で契約できるなどメリットが考えられます。市の契約内容詳細が分かりかねるため、これらを集いの拠点にて契約した場合の前提条件があればお示しください。	特にお示しできるものはありません。
477	駐車場の維持管理運営業務	0	2	(1)	③	各種駐車券の作成・発行・在庫管理	「駐車券は、事業者の負担で適切に作成・発行し」とあるが、駐車券を使用しない形態でも適切に駐車場を管理することができれば別の手法をご提案することも可能でしょうか。	駐車券を使用しない形態でも駐車場が適正に管理できれば問題ありませんので、事業者様の提案に委ねます。ただし、御提案頂いた内容については市と協議の上決定させていただきます。
478	交流スペース管理運営方針	1				学習・交流機能	「浅川や高尾山等の地域に生息する生物や魚の展示など、自然を身近に感じる設備(タッチプール)のような実際に触れることができる設備を配置」とありますが、文化財IPMの観点から、映像などの展示手法に代えてご提案する、或いは施設外のイベントなどで実施することは可能でしょうか。	自然学習地域環境の理解向上を図り、地域の自然を身近に感じるができる体験の場として、PFI事業者の提案に委ねます。
479	別添資料 使用料等の減免の考え方について					減免額の範囲	減免対象者に対する基本方針は示されましたが、通常の設定料金から「どれくらいの額を減額するのか、どのような料金を免除するのか」を提案前に例示頂かないと、事業収支計画の提案前提条件が応募者間で統一されず、提案評価において公平性が確保されないことを危惧します。減免設定が応募者提案でない場合は、前提条件の提示をお願いします。	貸室等の減免基準は、今後制定する条例において基準を設けることとなるため、現時点で前提条件を提示することは困難ですが、現在の市施設の減免基準や本施設の設置目的も踏まえた上で減免基準を定めることを想定しています。
480	木造舞台概要資料					木造舞台設計等見積書(参考)	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
481	別添資料					展示・イベント等の計画に関する資料	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
482	別添資料 展示・イベント等の計画に関する資料					年回数	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
483	別添資料 展示・イベント等の計画に関する資料					種類	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
484	別添資料 展示・イベント等の計画に関する資料					備考	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
485	みんなの公園維持管理基準	1				維持管理基準 (作業編)	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
486	みんなの公園維持管理基準	2				維持管理基準 (作業編)	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
487	国宝・重要文化財等を借用・展示する際の警備条件に関する資料	1	1	3		有人警備	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
488	国宝・重要文化財等を借用・展示する際の警備条件に関する資料	1	2			看視業務に対する考え方	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
489	別添資料 資料購入及び図書売上等実績表					行事参加費	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
490	市が主催又は共催したイベントによる施設の利用状況について	1				実績	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
491	別添資料 八王子市立都市公園指定管理者による行為許可等事務手引(抜粋)	5	3	3-2	1	物品 販売、業としての写真撮影その他営業行為をすること。	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
492	行為許可等事務手引	8	4	2		施行規則第3条並びに別表第1	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
493	行為許可等事務手引	10	4	3		条例第14条 使用料及び占有料の減免	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
494	公園アドプト制度の支援基準					公園アドプト制度の支援基準	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
495	郷土資料館展示収蔵資料に対する動産総合保険 資料リスト	1					【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
496	郷土資料館展示収蔵資料に対する受託者賠償責任保険 資料リスト	1					【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
497	郷土資料館展示収蔵資料に対する受託者賠償責任保険 資料リスト	1				単位(千円)	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
498	活動展示室の体験道具のメンテナンスの考え方について	1	2			体験道具のメンテナンス	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
499	活動展示室の体験道具のメンテナンスの考え方について	1	3			活動展示室のメンテナンス	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】	【この質問は、守秘義務対象開示資料の記載内容に関するものであるため、守秘義務対象開示資料交付申込書を提出した者に対して個別に回答します。】
500	記載要領・様式集	3	I	4		参加資格確認書類の提出時	委任状(復代理人宛)様式4-4について、復代理人の対象でない場合も提出する必要がありますか？	提出する必要はありません。
501	記載要領・様式集	4	I	4		参加資格確認書類の提出時	添付書類「国税の納税証明書」は、その1～その4 すべてが必要ですか？また、「市税の納税証明書」は本社所在地の納税証明書(弊社は区税にあたります。)という認識で間違いはないですか？	国税の納税証明書については、納税証明書その3(その3の2、3の3でも可)を提出してください。また、市税の納税証明書については、御理解のとおりです。
502	記載要領・様式集	5	I	5		競争的対話の実施時	提出書類の提出時期はいつ頃を想定すればよろしいでしょうか？	「競争的対話のための書類(様式5-1～5-3)」の提出期日については、参加資格確認通知書の送付を受けた応募者の代表者に対して、詳細をお知らせします。
503	記載要領・様式集	5	I	5		競争的対話の実施時	提出書類の内容について、この時点では未確定なものもありますが、どの程度の精度を求めていますか？また、実際の提案書内容と異なっても提案審査上の評価に影響はないのでしょうか？	競争的対話は、本事業にふさわしい提案を求めるとともに、本事業に関心を有する民間事業者の理解を促すことを目的として実施するものであり、「競争的対話のための書類(様式5-1～5-3)」や対話内容自体を評価するものではありません。
504	記載要領・様式集	5	I	5		競争的対話の実施時	提出書類に詳細な記載を行うことで、内容が外部に漏れることを危惧しておりますが、書類提出を不要として対話のみの形式でご対応頂けないでしょうか？	競争的対話の結果については、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市のホームページにおいて公表することとしておりますが、「競争的対話のための書類(様式5-1～5-3)」そのものを公表するものではありません。
505	記載要領・様式集	8	I	1	(2)	書式等	競争的対話のための書類では、文章に対して、図が占める割合に決まりはありますか？	記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (1)」の「主たる記載要領」に示す項目以外の記載内容等は、PFI事業者に委ねます。
506	記載要領・様式集	8	Ⅱ	1	2	書式等	「提出書類で使用する文字の大きさは特に指示がある場合を除き10.5 ポイントを目安」とありますが、表や注釈などの表現は可読性があれば、10.5pt以下の大きさでも使用可能という認識でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
507	記載要領・様式集	8	Ⅲ	1	(2)	書式等	関心表明書や融資確約書等の添付は可能でしょうか。	記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」の「①事業収支計画」及び「②リスク想定及び対策と事業継続性の担保」の「主たる記載要領」に、下記の表現を追加して訂正します。 ①事業収支計画 (融資関心表明書、融資条件書(タムシート)等を取得している場合には、当該書類の写しを添付すること。(枚数制限に含まない。)) ②リスク想定及び対策と事業継続性の担保 (リスク評価書、保険設計書案、保険会社による関心表明書・保険引受意向書等を取得している場合には、当該書類の写しを添付すること。(枚数制限に含まない。)) あわせて、新旧対照表及び記載要領・様式集の修正版を参照してください。
508	記載要領・様式集	8	Ⅱ	1	(3)	電子媒体による提出	CD-Rではなく、DVD-Rでの提出でもよろしいでしょうか？	差し支えありません。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
509	記載要領・様式集	8	Ⅱ	1	(3)	電子媒体による提出	電子データのファイル形式等はMicrosoft 社製Word 又はExcel(バージョン2013 以降)で作成するとともに、全ての様式についてPDF 形式でも作成することとあります。Word形式の一部または全てを、PowerPointで作成してもよいでしょうか。	提案記載要領・様式集においてExcelファイルで提供している様式集を除き、PowerPointでの作成も可とします。 あわせて 提案記載要領・様式集「Ⅱ.1. (3)」を以下のとおり訂正します。 ・「Ⅰ.6. 提案書類の提出時」に定める様式については、提案書類とともに CD-R に各提出書類の電子データを保存して1 部提出すること。電子データのファイル形式等はMicrosoft 社製Word、Excel、PowerPoint(バージョン2013以降)で作成するとともに、全ての様式について PDF 形式でも作成すること。 あわせて、新旧対照表及び記載要領・様式集の修正版を参照してください。
510	提案記載要領・様式集	8	Ⅱ	1	(4)	会社名等がわかる表記の禁止	「構成員がわかる記述をしないこと。」とありますが、協力企業については本規定は適用されてないという理解でよろしいでしょうか。	市が指定した部分を除き、特定の企業名、個人名等が明らかとならないようにしてください。
511	提案記載要領・様式集	8	Ⅱ	1	(4)	会社名等がわかる表記の禁止	構成員及び協力企業からの再委託等を見込んでいる地元企業等(応募者を構成する1社として参加表明書を提出していない企業)に関しては、会社名等がわかる表記は禁止されていないと理解してよろしいでしょうか。	No.510の回答を参照してください。
512	記載要領・様式集	8	Ⅱ	1	(4)	会社名等がわかる表記の禁止	構成員がわかる記述をしないこととあります。協力企業や、構成員又は協力企業からの再委託先、連携を検討している企業や団体の名称については記述してもよいという理解でよろしいでしょうか。	No.510の回答を参照してください。
513	記載要領・様式集	8	Ⅱ	1	4	会社名等がわかる表記の禁止	「ロゴマークの使用等を含めて、構成員がわかる記述」というのは、明解に会社名がわかる表現という趣旨で、特定企業がリリースしている商品やサービス名は含まないと理解してもよろしいでしょうか。	商品やサービス名に企業名が含まれない限りにおいて、御理解のとおりです。
514	記載要領・様式集	8	Ⅲ	1	(4)	会社名等がわかる表記の禁止	提案書に構成員、協力企業以外の企業名は記載可能でしょうか。	No.510の回答を参照してください。
515	記載要領・様式集	9	Ⅱ	2	(1)	競争的対話のための書類	用紙の枚数は上限枚数という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
516	記載要領・様式集	9	Ⅱ	2	(1)	競争的対話のための書類	競争的対話の書類については評価の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
517	記載要領・様式集	10	Ⅱ	2	(2)	提案書類	用紙の枚数は上限枚数という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
518	記載要領・様式集	11	Ⅱ.	2.	(2) (4) ①	全体計画	事業全体工程の記載はこの様式に記載する形でしょうか。または、6-A-1①事業の取組み基本方針に記載すべきでしょうか。ご教示ください。	記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」に記載の主たる記載要領の内容を追記するものとし、下記のとおり訂正します。 ①事業の取組み基本方針 ・事業全体工程 あわせて、新旧対照表及び記載要領・様式集の修正版を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
519	提案記載要領・様式集	11	Ⅱ	2	(2)	提案書類 (4)設計・建設業務に関する提案 ②ランドスケープ・施設配置計画	様式6-D-2は用紙A3横(1枚)との指定がございまして、ご提供いただいております、記載要領・様式集(Excel)の該当様式では、A3横(4枚)とございます。いずれの提出かご教示いただけますでしょうか。	記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」に記載の用紙サイズ・枚数を正とし、様式6-D-2を下記のとおり訂正します。 (A3横 1枚) あわせて、新旧対照表及び様式6-D-2の修正版を参照してください。
520	記載要領・様式集	11	Ⅱ.	2.	(2) (4) ②	ランドスケープ・施設配置計画	用紙指定に「A3横(1枚)」とありますが、同資料P59には4枚との指定があります。どちらが正かご教示いただけますでしょうか。	No.519の回答を参照してください。
521	提案記載要領・様式集	11	Ⅱ	2	(2)	提案書類 (4)設計・建設業務に関する提案 ③諸室計画	様式6-D-3は用紙A3横(4枚)との指定がございまして、ご提供いただいております、記載要領・様式集(Excel)の該当様式では、A3横(1枚)とございます。いずれの提出かご教示いただけますでしょうか。	様式6-D-3の用紙サイズ・枚数は、記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」に記載の用紙サイズ・枚数を正とし、様式6-D-3を下記のとおり訂正します。 (A3横 4枚) あわせて、新旧対照表及び様式6-D-3の修正版を参照してください。
522	記載要領・様式集	11	Ⅱ.	2.	(2) (4) ③	諸室計画	用紙指定に「A3横(4枚)」とありますが、同資料P60には1枚との指定があります。どちらが正かご教示いただけますでしょうか。	No.521の回答を参照してください。
523	提案記載要領・様式集	11	Ⅱ	2	(2)	提案書類 (4)設計・建設業務に関する提案 ⑨建設業務の提案	様式6-D-9は用紙A3横(2枚)との指定がございまして、ご提供いただいております、記載要領・様式集(Excel)の該当様式では、A3横(1枚)とございます。いずれの提出かご教示いただけますでしょうか。	様式6-D-9の用紙サイズ・枚数は、記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」に記載の用紙サイズ・枚数を正とし、様式6-D-9を下記のとおり訂正します。 (A3横 2枚) あわせて、新旧対照表及び様式6-D-9の修正版を参照してください。
524	記載要領・様式集	12	Ⅱ.	2.	(2) (4) ⑨	社会性、地域性への配慮	用紙指定に「A3横(2枚)」とありますが、同資料P66には1枚との指定があります。どちらが正かご教示いただけますでしょうか。	御質問の内容は記載要領・様式集領Ⅱ.2.(2)(4)⑨に対するものとして回答します。 No.523の回答を参照してください。
525	提案記載要領・様式集	12	2	2	2	提案書類	(4)⑩図面集のうち備品リストですが、1枚では収まりきらないと考えますが、枚数適宜に変更いただけますでしょうか。	様式6-D-13の用紙サイズ・枚数は、任意とします。記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」に記載の用紙サイズ・枚数を下記のとおり訂正します。 (A3横 枚数は任意) あわせて、新旧対照表及び記載要領・様式集の修正版を参照してください。
526	記載要領・様式集	12	Ⅱ	2	(2)	提案書類	図面集の備品リストはA3用紙1枚となっておりますが、任意の枚数としてもよろしいでしょうか。	No.525の回答を参照してください。
527	記載要領・様式集	16	Ⅱ	2	(2)	提案書類概要書	用紙サイズ・枚数について制限はないですか？	記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」に記載の用紙サイズ・枚数を下記のとおり訂正します。 (A3横 2枚) あわせて、新旧対照表、記載要領・様式集の修正版を参照してください。
528	記載要領・様式集	16		2	2	提案書類	提案書類概要版について、資料の役割として落札した場合のみ公表資料として活用されると理解しましたが、市にとってより良い提案内容を詰めるためには時間がかかるため、審査に直接影響のない書類に関しては落札者決定後速やかに準備するという事で、提案書類としてまとめて提出する項目から除外いただけないでしょうか。	提案概要書は、審査の対象となる提案書類に含まれます。 あわせて、No.527の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
529	記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	参加資格確認書類の添付書類(定款、会社概要等)は、35部必要ですか？	6月27日に公表した「参加資格に対する質問への回答」No.29の回答を参照してください。
530	記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	提案書類は、35部すべて片面、カラー印刷で提出しますか？	提案書類のうち、様式6-1から様式6-6については、片面、1部、白黒印刷としてください。 様式6-Aから様式6-Hについては、片面、35部で、白黒印刷かカラー印刷かは任意とします。
531	記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	正本1部・副本34部の計35部という理解でよろしいでしょうか？	提案書類のうち、様式6-1から様式6-6については、1部としてください。様式6-Aから様式6-Hについては、正本・副本の区分は設けず、計35部としてください。 あわせて、提案記載要領・様式集Ⅲ.1.の2段落目を下記のとおり訂正します。 提案書類には、構成員、協力企業及び再委託先等を含め、特定の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用など)は行わず、構成員及び協力企業の企業名は応募者構成員等一覧表(様式4-2)で示した構成員番号を使用すること。 あわせて、新旧対照表及び記載要領・様式集の修正版を参照してください。
532	提案記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	提案書類について、正本・副本の区分・提出部数はどのようになっていますでしょうか。例えば、提出書類35部のうち、1部が正本、残り34部が副本で、ファイルの表紙に正本・副本の区分を記載する等。	No.531の回答を参照してください。
533	記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	提出書類35部は一般的にPFIと比べて多い気がします。事業者提案費用の負担を強いている部分もあるので提出分を少なくしていただけないでしょうか。	No.531の回答を参照してください。
534	提案記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	正本の作成についての記載はございませんが不要と理解して宜しいでしょうか。	No.531の回答を参照してください。
535	提案記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	「提案書類等の副本は、特定の企業名および企業を類推できる記載はマスキングして提出すること。」とありますが、正本の作成が必要な場合には、様式本体は副本と同様の記述とし、別途企業対応表の添付で宜しいでしょうか。	No.531の回答を参照してください。
536	記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	提案書内容について、正本のみ企業実名を記載しても良いという理解でよろしいでしょうか？それとも、正本も様式4-2で示す構成員番号にて記載することになりますか？	No.531の回答を参照してください。
537	記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	提案書内容に記載する企業名については、様式4-2で示す構成員番号にて記載していれば、マスキングしなくてもよろしいでしょうか？	No.531の回答を参照してください。
538	記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	「提案書類等の副本は、特定の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用など)はマスキング(黒塗り)して提出」とありますが、特定の企業とは、応募者構成員及び協力企業のことでしょうか。グループ外の企業名は記載してもよろしいでしょうか。	No.531の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
539	提案記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	提案書類の正本・副本について、違いは何でしょうか。説明の文脈から推測するに、正本は企業名が記載されており、副本は企業名が類推できないよう伏せると理解しました。また、その場合、副本は応募者構成員等一覧表(様式4-2)で示した構成員番号を使用して作成すればよろしいでしょうか。「提案書類等の副本は、特定の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用など)はマスキング(黒塗り)して提出すること」とも記載されているため、作成方法を明確にお示しください。	No.531の回答を参照してください。
540	提案記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	提案書類の副本は企業名が類推できないように企業名を伏せて作成する場合、書類の作成作業が煩雑になる(正本と副本でそれぞれ企業名が出ているものと出ていない2種類の書類を作る)ことを防ぐため、正本も同様にできないでしょうか。例えば、正本には企業名対応表を添付し、提案書の内容・中身は副本と同様とすることをお認めいただければと存じます(ファイルの表紙には正本と副本が区別できるように記載します)。	No.531の回答を参照してください。
541	提案記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	「様式6-1から様式6-6は、それぞれ1部提出すること」とありますが、具体的にはどのように提出すればよろしいでしょうか。例えば、様式6-1から6-4は1冊のファイルにまとめて綴じ、金額関連の様式6-5と6-6は封筒に入れて提出する等。	様式6-1から様式6-6は、A4版のフラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「提案書類(様式6-1~6-6)」と記載してください。
542	提案記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	様式6-A から様式6-H について、「ファイルの表紙及び背表紙に「提案書類」と書き」とありますが、ファイルには事業名や企業グループ名の記載は必要なく、「提案書類」とのみ記載すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
543	提案記載要領・様式集	17	Ⅲ	1		提案書類の提出要領	提案書類のインデックスについて、「(1)事業全体計画に関する提案、(2)事業収支計画に関する提案、(3)統括マネジメント業務に関する提案・・・」といった業務分類でインデックスを付ければよろしいでしょうか。仮に、「①事業の取り組み基本方針、②実施体制、③ 地域経済、社会への貢献・・・」といった細分化したインデックスを付けると膨大な数となってしまいますので、そうでないことを確認させてください。	提案書類のインデックスについては、様式6-1から様式6-6は不要、様式6-Aから様式6-Hはアルファベットごとに一つインデックスをつけてください。
544	記載要領・様式集	40				様式5	様式5に関しては任意の書式での作成でよろしいでしょうか。	資料III 様式集(様式5)を追加して公表します。
545	提案記載要領・様式集	41				様式5-2 競争的対話のための書類	②設計・建設業務に関する事項の様式であるため、「統括マネジメント業務に関する事項」という指示は誤りではないでしょうか。	様式5-2を下記のとおり訂正します。 設計・建設業務に関する事項について、主に以下の点を記載すること あわせて、新旧対照表及び様式5-2の修正版を参照してください。
546	提案記載要領・様式集	42				様式5-3 競争的対話のための書類	③開館準備業務、維持管理業務、運営業務、附帯事業に関する事項の様式であるため、「設計・建設業務に関する事項」という指示は誤りではないでしょうか。	様式5-3を下記のとおり訂正します。 開館準備業務、維持管理業務、運営業務、附帯事業に関する事項について、主に以下の点を記載すること あわせて、新旧対照表及び様式5-3の修正版を参照してください。
547	記載要領・様式集	43				様式6	様式6のwordの様式集も公表いただけないでしょうか。	資料III 様式集(様式6)を追加して公表します。
548	提案記載要領・様式集	43				様式6-1 提案書類提出届	応募者の欄には代表企業を、代理人の欄には復代理人を記名・押印し、復代理人を指名しない場合は、代理人の欄は空欄とすることでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
549	記載要領・様式集	45				様式6-3	提案書類確認書には添付書類(貸借対照表等)の項目はありませんが、提案書に添付して提出ということではよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
550	記載要領・様式集	45				様式6-3	応募者確認欄には○を入れればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
551	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-B別添①	収支計画は税別で作成することになっていますが、キャッシュフロー計算書も税別で作成するのでしょうか。キャッシュフロー計算書は、税金も含めてSPCの資金残高を検証することで、より正確な事業計画の健全性が判断できると考えておりますので、税込での作成をお認めいただきますようお願い致します。	様式集6-B別添①のキャッシュフロー計算書の作成について税込で作成していただいて構いません。 なお、提案価格書(様式6-5)や提案価格内訳書(様式6-6)に記載する金額は税抜のため、サービス対価ABCDの期中合計額については、整合が取れる記載方法としてください。 あわせて、様式集6-B別添①には、サービス対価A・B・C・Dのそれぞれの消費税及び地方消費税相当額を記入する欄を追加します。 新旧対照表及び様式6-B別添①の修正版を参照してください。
552	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-B別添① 事業収支計画に関する提案書	売上高のサービス対価の項目に施設整備期間中のSPC経費等を記載する項目がありませんが、サービス対価Bの内訳に行を追加して記載すれば宜しいでしょうか。	開館までのSPC設立・運営費はサービス対価Cに、開館後のSPC運営費はサービス対価Dに含まれます。
553	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-B別添① 事業収支計画に関する提案書	利用者等から得る収入の中で、附帯事業のカフェやショップの収入はどの項目に記載すれば宜しいでしょうか	「利用者等から得る収入」に「附帯事業の収入」の項目を追加して記載してください。
554	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-B別添① 事業収支計画に関する提案書	任意事業の収入はサービス対価の算出時に控除の対象外との認識でしょうか。	御理解のとおりです。
555	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-B別添① 事業収支計画に関する提案書	営業費用の施設整備に「舞台整備費及び展示施設除く」とありますが、当該費用は含まないのでしょうか。	「舞台整備費及び展示施設に係る施設整備費は、「施設整備費(その他)」に計上してください。
556	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-B別添① 事業収支計画に関する提案書	「金額は円単位で入力し、千円単位で表示」とありますが、千円単位で表示する際は四捨五入で宜しいでしょうか。	金額は円単位で入力し、千円単位で表示してください。なお、表示する際には、四捨五入で表示してください。
557	記載要領・様式集 (Excel)					6-B別添①	営業費用・開館準備費用の欄において、実費精算となる水光熱費及び燃料費は記載不要と考えてよろしいでしょうか。	実際には、実績を基に精算されることとなりますが、事業収支計画の立案段階では、PFI事業者の想定する値やその想定根拠を示していただく必要があります。
558	記載要領・様式集 (Excel)					6-B別添①	営業費用・維持管理業務の欄において、実費精算となる水光熱費及び燃料費は期間全体において概算払い金額を記載するのでしょうか。3年間の実費精算及び4年後からの金額は現時点で不明であることから記載不要と考えてよろしいでしょうか。	No.557の回答を参照してください。
559	記載要領・様式集 (Excel)					6-B別添④	開館準備費用の欄において、実費精算となる水光熱費及び燃料費は記載不要と考えてよろしいでしょうか。	No.557の回答を参照してください。
560	記載要領・様式集 (Excel)					6-B別添④	維持管理業務の欄において、実費精算となる当初3年間の水光熱費及び燃料費は概算払い金額の算出根拠を記載するのでしょうか。4年後からの金額は現時点で不明であることから算出根拠は記載不要と考えてよろしいでしょうか。	No.557の回答を参照してください。
561	記載要領・様式集					6-B別添①・④	維持管理業務の項目に光熱水費の細目がありますが、水道光熱費の支払いについては、業務要求水準書P138(4)運営事務業務③庶務集いの拠点運営に伴う庶務業務として記載されておりますので、6-B別添①・④についても運営業務の項目に記載修正頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。 ただし、PFI事業者の事業計画に応じて、必要な費用がある場合は項目を追加・細分化して作成しても差し支えありません。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
562	資料Ⅲ 様式集	60				(4)設計・建設業務に関する提案	③諸室計画に記載されている提出枚数について、要領p11にある通り、A3 4枚でよろしいですか。(様式集p60には、A3 1枚と記載されています。)	様式6-D-3の用紙サイズ・枚数は、記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」に記載の用紙サイズ・枚数を正とし、様式6-D-3を下記のとおり訂正します。 (A3横 4枚) あわせて、新旧対照表及び様式6-D-3の修正版を参照してください。
563	記載要領・様式集	68	-	-	-	様式6-D-11-7	規格等に「1カット1枚」、作成要領に「外観3カット以上、内観3カット以上」と記載がありますが、合計6枚以上との認識でよろしいでしょうか。また、上限枚数がございましたらご教示ください。	カット数については、御理解のとおりです。 また、上限枚数はありません。
564	提案記載要領・様式集	69				様式6-D-12 主要仕上表	「※みんなの公園に整備する施設、集いの拠点建物、それぞれについて個別に作成してください。」とありますが、各々A3版1枚の制限枚数と理解してよろしいでしょうか。	様式6-D-12の用紙サイズ・枚数は、任意とします。記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」に記載の用紙サイズ・枚数を下記のとおり訂正します。 (A3横 枚数は任意) あわせて、新旧対照表及び記載要領・様式集の修正版を参照してください。
565	提案記載要領・様式集	70				様式6-D-13 備品リスト	文字サイズは10.5ptを目安に作成することとされておりますが、A3版1枚にリストがおさまらない場合は、文字サイズを小さくすることで対応してよろしいでしょうか。	様式6-D-13の用紙サイズ・枚数は、任意とします。記載要領・様式集「Ⅱ. 2. (2)」に記載の用紙サイズ・枚数を下記のとおり訂正します。なお、提案内容が多くなる場合には、文字サイズは10.5ptより小さくせず、枚数を多くしてください。 (A3横 枚数は任意) あわせて、新旧対照表及び記載要領・様式集の修正版を参照してください。
566	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-D-14	要求水準の確認書類であるため、対応内容には「実施する」などと記載すればよろしいでしょうか。	提案書類における対応状況や要求水準に対応していることが確認できる箇所(該当する様式番号や見出し番号等)が分かるように記載してください。 ただし、要求水準に対応していることが確認できる箇所(該当する様式番号や見出し番号等)がない場合は、今後どの段階で対応する予定かも分かるように記載してください。
567	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-D-14	該当する様式番号が特にない場合は、「対応可能」などと記載すればよろしいでしょうか。	No.566の回答を参照してください。
568	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-D-15	要求水準の確認書類であるため、対応内容には「実施する」などと記載すればよろしいでしょうか。	No.566の回答を参照してください。
569	記載要領・様式集 (Excel)					様式6-D-15	該当する様式番号が特にない場合は、「対応可能」などと記載すればよろしいでしょうか。	No.566の回答を参照してください。
570	サービス対価の算定 及び支払方法	1	1	-	-	サービス対価の構成	付加一体の備品は設計・建設業務としてA及びBで支払われ、付加一体ではない備品は開業準備業務に係る費用としてCで支払われるという理解でよろしいでしょうか。	付加一体の備品はサービス対価Bで支払い、建設業務のうち付加一体でない備品は建設業務に含まれるものはサービス対価B、開館準備業務に含まれるものはサービス対価Cで支払うことを想定しています。 詳細は、業務要求水準書 別添資料77「什器・備品の取扱いについて」を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
571	サービス対価の算定及び支払方法	1		1		サービス対価の構成	特別目的会社の設立に係る諸費用や、設計・建設業務期間中の特別目的会社の管理・運営費は、サービス対価A～Dのいずれかで計上すればよろしいでしょうか。	特別目的会社の設立費用、開業までの法務・財務アドバイザーを含む特別目的会社の運営費はサービス対価Cに該当します。 なお、サービス対価の算定及び支払方法「1」サービス対価Cの説明部分を以下のとおり訂正します。 開館準備業務に係る費用(特別目的会社の開業、開館準備業務における統括マネジメント業務、開館準備期間中の光熱水費含む) あわせて、新旧対照表及び「サービス対価の算定及び支払方法」の修正版を参照してください。
572	サービス対価の算定及び支払方法	1	1			サービス対価の構成	設計・建設期間中に発生するSPC設立費、PFI事業者と構成企業等との委託契約締結に伴う弁護士報酬、会計監査報酬、資金調達に伴う金融手数料は、サービス対価Aに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 (サービス対価Cと扱われますと、開館(供用開始)後までの長期に亘り、当該資金をPFI事業者側で調達・負担する必要が生じ、それに必要な金利等の金融コストを負担する必要が生じるため。)	No.571の回答を参照してください。 なお、サービス対価Cの支払い方法については、No.16の回答も参照してください。
573	サービス対価の算定及び支払方法	1	1			サービス対価の構成	SPC運営費(株式会社として経営していくための諸経費)は、サービス対価A、B、C、Dに事業費割合で案分すると考えてよろしいでしょうか。	開業までのSPC運営費は、No.571の回答を参照してください。開業後のSPC運営費はサービス対価Dに該当します。
574	サービス対価の算定及び支払方法	1	1			サービス対価の構成	契約にあたり必要となる弁護士等への委託費用等経費は、サービス対価A、B、C、Dに事業費割合で案分すると考えてよろしいでしょうか。	No.571の回答を参照してください。
575	サービス対価の算定及び支払方法	1	1			サービス対価の構成	資金調達にあたり必要となるファイナンシャルアドバイザー費用は、割賦利息等に含まれると考え、サービス対価Bに計上してよろしいでしょうか。	開館まで事業開始のための資金調達にあたり必要となる財務アドバイザー費用はサービス対価Cに該当します。運営開始後にかかるエージェンフィー等はサービス対価Dに該当します。
576	サービス対価の算定及び支払方法	1	1			サービス対価の構成	サービス対価Cについて、光熱水費の記載がありませんが、開業準備期間中に必要となる光熱水費も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。サービス対価の算定及び支払方法「3.(1)」の説明部分を参照してください。
577	サービス対価の算定及び支払方法	1	1			サービス対価の構成	サービス対価に光熱水費が含まれております。p3では当社3年は実費精算であり、それ以降は実績値より算出された額は支払われるとあります。両者を勘案すると提案時の入札価格を下げるために、実費精算される水光熱費を故意に低く見積もることが可能と考えます。その場合どのような対応される想定でしょうか。	提案時には光熱費実費相当を計上してください。故意に低く見積もっていると想定される場合には、優先交渉権者決定基準「別表(2)」事業収支計画に関する事項の加点に影響します。
578	サービス対価の算定及び支払い方法	1	2			サービス対価の算定方法	一括支払金分としての都市構造再編集集中支援事業補助対象分については、詳細設計が完了した後に市と協議調整を行い、金額を決定するとありますが、決定時期はいつ頃を想定していますか。	都市構造再編集集中支援事業補助対象分の金額については、PFI事業者からの提案金額を基に、令和5年度に市が国に対して概算額として要望を行い、PFI事業者が行う詳細設計完了後、その金額をもって市が国に対して設計審査を依頼し、審査が完了した時点で額が決定します。なお、都市構造再編集集中支援事業においては、設計審査が完了してから承認が得られるまで工事を着手することができず、審査から承認まで約2か月間程度を要することを御了承ください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
579	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価A	「補助対象額は概ね以下算定方法を想定しているが、最終的には、PFI事業者からの提案を受け、詳細設計が完了した後に市と協議調整を行い、金額を確定するもの」とありますが、補助金の上限額があれば教えてください。	サービス対価の算定及び支払い方法を御確認ください。なお、サービス対価の算定及び支払い方法「2」のサービス対価Aの説明は下記のとおり訂正します。 ⑤施設整備費(憩いライブラリ・交流スペース)(諸経費含む) ※⑤における補助対象分の上限額は30億円(税込) ⑥施設整備費(歴史・郷土ミュージアム「舞台整備費及び展示施設除く」)(諸経費含む) ※⑥における補助対象分の上限額は30億円(税込) あわせて、新旧対照表及び「サービス対価の算定及び支払方法」の修正版を参照してください。
580	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価の算定方法	サービス対価Aの補助対象額は①～⑥の税込金額または税抜金額のどちらの合計に90%を乗じれば宜しいでしょうか。	サービス対価Aの補助対象額は税込金額となります。あわせてNo.579の回答も参照してください。
581	サービス対価の算定及び支払方法	1		2		サービス対価の算定方法 サービス対価Aについて	補助対象となっている⑤施設整備費(憩いライブラリ・交流スペース)(諸経費含む)には、各室諸元表の分類における「職員エリア」の整備費用も含まれると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、共有部分として、憩いライブラリ、交流スペース、ミュージアムの面積に応じた費用按分が必要です。
582	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価の算定方法	サービス対価Aの⑤及び⑥における補助対象分の上限額がそれぞれ21億円とありますが、これは⑤及び⑥の各施設整備費に90%を乗じた後の金額でしょうか。また、上限額の21億円は、税抜または税込のどちらでしょうか。	前半部分については御理解のとおりです。後半部分については、上限額は税込みになります。あわせて、No.579の回答も参照してください。
583	サービス対価の算定及び支払方法	1	2	-	-	サービス対価の算出方法	Aの⑤及び⑥の施設整備費に、付加一体の備品も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No.570の回答を参照してください。
584	サービス対価の算定及び支払方法	1	2	-	-	サービス対価の算出方法	Aの⑤及び⑥の施設整備費それぞれ上限額が21億円とありますが、それぞれ施設整備費の1/2に対する国の補助という理解でよろしいでしょうか。	補助対象分は(①+②+③+④+⑤)×90%(千円未満切り捨て)となり、補助額は補助対象額×1/2となります。なお、サービス対価の算定及び支払い方法「2」の説明は下記のとおり訂正します。 補助対象額=(①+②+③+④+⑤+⑥)×90%(千円未満切り捨て、補助額は補助対象額×1/2) あわせて、新旧対照表及び「サービス対価の算定及び支払方法」の修正版を参照してください。
585	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価A	⑥施設整備費(歴史・郷土ミュージアム「舞台整備費および展示施設除く」)(諸経費含む)、とあります。除く部分について、舞台整備費とは活動展示室の映像音響機器、展示施設とは模型や映像や解説パネルなどの展示に係る工事費という理解で良いでしょうか。	舞台整備費は、木造舞台に関する費用を想定しております。それ以外は御理解のとおりです。
586	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価A、B	サービス対価Aに含まれない設計・建設業務の対価は、設計費、備品費、歴史郷土ミュージアム「舞台整備費及び展示施設」の施設整備、割賦金利という理解で良いでしょうか。	基本的に御理解のとおりです。サービス対価のABの区分についてはサービス対価の算定及び支払方法を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
587	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価の算定方法	サービス対価Bの①～⑥に施設整備費(歴史・郷土ミュージアム)の記載がありませんが、当該費用も含まれる認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。サービス対価の算定及び支払方法「2」を以下のとおり訂正します。 ①解体費 ②公園整備費 ③防災施設整備費 ④遊具整備費、大屋根整備費 ⑤施設整備費(ライブラリ・交流スペース) ⑥施設整備費(歴史・郷土ミュージアム) ⑦備品費 あわせて、新旧対照表及び「サービス対価の算定及び支払方法」の修正版を参照してください。
588	サービス対価の算定及び支払方法	1	2	-	-	サービス対価の算出方法	廃道に伴う影響部分の整備にかかわる費用については、補助対象になる可能性もありますでしょうか。ご教示頂ければと思います。	廃道及び新設道路整備において、L型側溝や舗装など一部をPFI事業者へ施工してもらうことを想定しておりますが、これらは全て補助対象にする予定はありません。なお、別添資料02「廃道に伴う影響部分の整備について」を一部修正したものを7/22に公表します。 あわせて、別添資料02「廃道に伴う影響部分の整備について」の修正版を参照してください。
589	サービス対価の算定及び支払方法	1	2	0	A	サービス対価 設計・建築の業務の対価A	事業契約書案54ページの別紙1定義集28項に「サービス対価の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味する」と規定されています。サービス対価Aには国庫交付金補助対象分に係る消費税及び地方消費税相当額が別途加算されるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の算定及び支払方法「2.A」に記載されているサービス対価Aの補助対象額は、税込金額となります。 なお、国庫交付金補助対象分に係る消費税及び地方消費税相当額については、選定された優先交渉権者に確認する予定です。
590	サービス対価の算定及び支払方法	1	2	0	A	サービス対価 設計・建築の業務の対価A	サービス対価Aには国庫交付金補助対象分に係る消費税及び地方消費税相当額が別途加算されない場合、当該消費税及び地方消費税相当額はサービス対価Bの割賦元金に加算されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.589の回答を参照してください。 なお、国庫交付金補助対象分に係る消費税及び地方消費税相当額については、選定された優先交渉権者に確認する予定です。
591	サービス対価の算定及び支払方法	1	2	0	B	サービス対価 設計・建築の業務の対価A	事業契約書案54ページの別紙1定義集28項に「サービス対価の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を意味する」と規定されています。サービス対価Bの割賦元本には消費税及び地方消費税相当額が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の算定及び支払方法「2.B」に記載されているサービス対価Bは、税込金額となります。 なお、国庫交付金補助対象分に係る消費税及び地方消費税相当額については、選定された優先交渉権者に確認する予定です。
592	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価の算定方法	消費税および地方消費税相当額について、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されたことを考慮していただき、施設の引渡年度に一括して支払う方法にご修正頂けないでしょうか。割賦元金に係る消費税および地方消費税に関して、施設の引渡し年度に一括してお支払いいただけない場合、サービス対価Bの部分について消費税および地方消費税相当額を金融機関から借り入れする必要があるため、金融費用の増加に繋がります。	消費税については事業期間中に変更となることも想定されるため、割賦元金に係る消費税および地方消費税に関して引渡し時に一括で支払うことは想定していません。なお、消費税の取扱いについては、サービス対価の算定及び支払方法3. サービス対価の支払方法を以下のとおり修正します。 ※消費税については、各サービス対価の支払い時に合わせ、PFI事業者へ支払う。
593	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価の算定方法	消費税および地方消費税相当額が一括で支払われない場合は、サービス対価Bの割賦元本に含まれ、消費税部分に対する割賦金利も付されるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Bの消費税及び地方消費税相当額は一括で支払うことは想定していません。そのため、消費税及び地方消費税相当額はサービス対価Bに含まれます。御理解のとおり、消費税部分に対する割賦金利も付されることとなります。あわせてNo.592の回答も参照してください。
594	サービス対価の算定及び支払い方法	1	2			サービス対価の算定方法	償還方法は、元利均等償還方式となっておりますが、最終回での端数調整は可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
595	サービス対価の算定及び支払い方法	1	2			サービス対価の算定方法	基準金利について、引渡日2営業日前の基準金利がマイナスの値となった場合、基準金利をゼロとみなす設定をさせていただけますでしょうか。	基準金利についてマイナスの値となった場合は基準金利をゼロとします。
596	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価の算定方法	基準金利について、0%を下限とする旨を規定することをご検討いただけませんか。	No.595の回答を参照してください。
597	サービス対価の算定及び支払い方法	1	2			サービス対価の算定方法	Refinitiv(登録商標)から提供される基準金利を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
598	サービス対価の算定及び支払い方法	1,3	2,3			サービス対価の算定方法	T.S.R(TONA参照)を適用するとの理解でよろしいでしょうか。T.S.R(TONAフォールバック)と区別するために、公表に使われるリフィニティブRICコード(JPTSRTOA=RFTB)を追記いただくことは可能でしょうか。	前段は御理解のとおりです。後段は、サービス対価の算定及び支払方法「2.」の説明部分を下記のとおり訂正します。 基準金利：本施設の引渡日の2営業日前(銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日)の午前10時30分現在におけるRIFINITIV東京スワップレート(T.S.R)として表示されるTONAベース15年物(円/円)金利スワップレート(JPTSRTOA=RFTB)とし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。 なお、提案時における基準金利の適用日は、令和4年4月28日とし、同日の午前10時30分現在におけるRIFINITIV東京スワップレート(T.S.R)として表示されるTONAベース15年物(円/円)金利スワップレートは0.539%とする。 あわせて、新旧対照表及び「サービス対価の算定及び支払方法」の修正版を参照してください。
599	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価の算定方法	基準金利について、「午前10時現在における東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)として表示されるTONAベース15年物(円/円)金利スワップレート」とありますが、「午前10時30分」の誤りでしょうか。	御理解のとおりです。施設引渡日の2営業日前の午前10時30分現在の基準金利となります。なお、No.598の回答も参照してください。
600	サービス対価の算定及び支払い方法	1,3	2,3			サービス対価の算定方法	基準金利について「同日の午前10時現在における」とありますが、午前10時30分ではないでしょうか。	No.599の回答を参照してください。
601	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価	SPC設立に係る費用や、SPC管理費など費用はサービス対価のA～Dのいずれに含まれるかお教えいただけませんか。	No.571の回答を参照してください。
602	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価の算定方法	SPC設立費や施設整備期間中のSPC諸経費等はサービス対価Bに含まれる認識で宜しいでしょうか。	No.571の回答を参照してください。
603	サービス対価の算定及び支払方法	1	2			サービス対価の算定方法	設計・建設期間中に発生するSPC設立費、PFI事業者と構成企業等との委託契約締結に伴う弁護士報酬、会計監査報酬、資金調達に伴う金融手数料は、サービス対価Aの一括支払分に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.571の回答を参照してください。
604	サービス対価の算定及び支払方法	2	2			サービス対価の算定方法	統括マネジメント・維持管理・運営業務の対価Dについて、人件費の年次上昇分を市がどのように捉えているか考えをお示しください。また、提案価格について物価上昇に対してのお考えは示されていますが、提案価格書および提案価格内訳書において、人件費や物価上昇分を加味しない金額を提案価格とする理解でよいでしょうか。	維持管理・運営業務については、サービス対価の算定及び支払方法5.(3)に記載のとおり、公表されている指標を基に人件費等の年次上昇分を見直しすることを想定しています。 なお、後段は御理解のとおりです。提案価格書および提案価格内訳書において、人件費や物価上昇分を加味しない金額を提案価格としてください。
605	サービス対価の算定及び支払方法	2	2	(1)	①	サービス対価算定時に控除される見込収益の構成	控除の対象となる見込み収入にカフェやショップの収入は入りませんか。	要求水準別添資料6 施設の利用料・使用料・入館料等の考え方についてに記載のとおり、カフェやミュージアムショップによる売り上げ収入はPFI事業者に帰属します。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
606	サービス対価の算定及び支払い方法	2	2			サービス対価算定時に控除される見込収益の構成	本施設に係る利用料金は、市が示す上限の範囲内とありますが、「施設の利用料・使用料・入館料等の考え方について」(資料番号20006)では、利用料上限額は事業者から受けた提案内容等を基に、受益者負担の適正化に関する基本方針に従い市が算出し、今後制定する条例に上限額を定めることを想定しているとあります。どちらを上限額と理解したらよろしいでしょうか。	サービス対価の算定及び支払方法「2. (1)」を以下のとおり訂正します。 ※ 本施設に係る利用料上限額は、事業者から受けた提案内容等を基に、受益者負担の適正化に関する基本方針(平成29年3月八王子市策定)に従い市が算出し、今後制定する条例にて定めることを想定している。 あわせて、新旧対照表及び「サービス対価の算定及び支払方法」の修正版を参照してください。
607	サービス対価の算定及び支払方法	1	3	(1)		サービス対価の支払方法	「都市構造再編集中支援事業対象事業費について、各年度の出来高に合わせて各年度終了後速やかに市にサービス対価Aの請求書を提出する」とありますので、引渡時の一括払いではないということでしょうか。	各年度終了後速やかに市のサービス対価Aの請求書を提出いただき、請求分を一括で支払うことを想定しています。あわせて、No.15の回答も参照してください。修正が必要な箇所については、今後公表予定である募集要項等(修正版)にて示します。
608	サービス対価の算定及び支払方法	3	3			サービス対価の支払い方法	サービス対価Bに関連して、施設引渡しが令和8年3月のため、1回目の支払いは、令和8年7月頃になるかと思いますが、一方、展示に係る工事は令和8年度に及んでもいいということですが、その場合、引渡し時期がずれ込むことで、支払時期にも影響するのでしょうか。	施設の引渡しは令和8年3月で、竣工検査もその時点で実施するものとします。あわせて、No.31及びNo.176の回答も参照してください。
609	サービス対価の算定及び支払方法	3	3	(1)		サービス対価の支払い方法	割賦金利の計算に用いる利率について、「午前10時現在基準金利(東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)として表示されるTONAベース15年物(円/円)金利スワップレート)」とありますが、「午前10時30分」の誤りでしょうか。	御理解のとおりです。
610	サービス対価の算定及び支払方法	3	3	(1)		サービス対価の支払方法	割賦元本の消費税は各返済元本金額に対する消費税の累計で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
611	サービス対価の算定及び支払い方法	3	2			サービス対価の支払い方法	消費税及び地方消費税相当額については、施設の引渡年度に一括として支払うという理解でよろしいでしょうか。仮に、一括してお支払いいただけない場合は、サービス対価Bの部分について消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借入れする必要があり、金融費用が増加します。	No.592の回答を参照してください。
612	サービス対価の算定及び支払い方法	3	2			サービス対価の支払い方法	消費税及び地方消費税が一括で支払われない場合、サービス対価Bの割賦元本に含まれる。その場合、消費税分に対する割賦金利も付されると理解してよろしいですか。	御理解のとおりです。
613	サービス対価の算定及び支払方法	1	3	(1)		サービス対価の支払方法	募集要項の12ページには施設引渡し後の支払とありますので、サービス対価B、Dの支払は、供用開始後からではなく、引渡後からでよろしいでしょうか。	サービス対価B、Dの支払い開始は、引渡後からではなく、供用開始後からを想定しています。
614	サービス対価の算定及び支払方法	3	3	(1)		サービス対価の支払方法	サービス対価Cについて、諸室の枯らし期間があり、開業準備期間が複数年にわたるため、業務完了後に一括払いではなく、開業準備業務開始以降で四半期毎にサービス対価をお支払い頂くよう変更をお願い出来ないでしょうか。	No.16の回答を参照してください。
615	サービス対価の算定及び支払方法	3	3	(1)		サービス対価の支払方法	サービス対価Dは平準化払いではなく、各四半期毎に事業者提案の金額で支払われるとの理解で宜しいでしょうか。なお、平準化の場合、端数処理は初回で調整すれば宜しいでしょうか。	サービス対価Dについて、各年度は平準化する必要はないため、端数処理は不要です。なお、事業年度内の各四半期ごとの支払時は、平準化するとともに最後に端数処理してください。あわせて、No.292及びNo.594の回答も参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
616	サービス対価の算定及び支払方法	3	3			サービス対価の支払い方法	サービス対価Dにおいて、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出するとあります。一方、サービス対価Cに該当する開館準備期間においては四半期活動報告書は求められていないので、提出不要と考えてよいのでしょうか。	<p>サービス対価Cに該当する開館準備期間においても四半期活動報告書の提出をお願いいたします。業務要求水準書および業績等の監視及び改善要求措置要領の内容を踏まえて、サービス対価の算定及び支払方法3. (1)の説明部分を以下のとおり追記します。</p> <p>PFI事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。市は「別紙Ⅶ業績等の監視及び改善要求措置要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期におけるサービス対価Cの支払金額を通知する。</p> <p>PFI事業者は当該支払金額を記載した請求書を提出する。</p> <p>市は請求日から30日以内の任意の日にサービス対価Cを支払う。</p> <p>あわせて、新旧対照表及び「サービス対価の算定及び支払方法」の修正版を参照してください。</p>
617	サービス対価の算定及び支払方法	3	3	1		サービス対価の支払方法	水光熱費について、開館初年度以降の当初3年間については、四半期ごとの実績値どおりに清算される、という理解でよろしいのでしょうか。	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、提案時にはサービス対価Cおよびサービス対価Dには水道光熱費(想定額)を含む金額としてください。支払時は開館準備期間中および供用開始当初3年間には実績に基づき提案金額との差額を精算します。</p> <p>加えて、サービス対価の算定及び支払方法「3. (1)」の説明部分を下記のとおり訂正します。</p> <p>なお、光熱水費及び燃料費については、開館準備業務期間中は実績に基づき精算するものとし、PFI事業者は開館準備業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、サービス対価C(光熱水費及び燃料費の予定額とその実績額の差額を算出し反映した金額)を市が支払を行う。</p> <p>本施設の供用開始(開館)日以降市がPFI事業者を支払う対価は、当初3年間の光熱水費及び燃料費の実績値を基に算出される額とし、サービス対価D(光熱水費及び燃料費の予定額とその実績額の差額を算出し反映した金額)を市が支払を行う。また、開館(供用開始)4年目以降については、当初3年間の実績を基に算出された対価を、市がPFI事業者を支払う。</p> <p>あわせて、新旧対照表及び「サービス対価の算定及び支払方法」の修正版を参照してください。</p>
618	サービス対価の算定及び支払方法	3	3	(1)		サービス対価の支払方法	水光熱費及び燃料費はサービス対価C及びDに含まれず実費での支払いとなりますでしょうか。	No.617の回答を参照してください。
619	サービス対価の算定及び支払方法	3	3	1		サービス対価の支払方法	本施設の供用開始(開館)日以降市がPFI事業者を支払う対価は、当初3年間の光熱水費及び燃料費の実績値を基に算出される額とし、サービス対価Dとともに市が支払を行う。また、開館(供用開始)初年度以降の当初3年間については、実績を基に算出された対価を、市がPFI事業者を支払う。とありますが、前段と後段の文章の違いがわかりません。ご教授願います。	No.617の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
620	サービス対価の算定及び支払方法	3	3	1		サービス対価の支払方法	「水光熱費及び燃料費については、開館準備業務期間中は実績に基づき精算する」とありますが、これは提案時の金額と実績値の金額との差額を精算していただけるということでしょうか。また、施設供用開始後のサービス対価Dも、当初の3年間は同様の考え方でよろしかったでしょうか。	御理解のとおりです。あわせて、No.617の回答を参照してください。
621	サービス対価の算定及び支払方法	3	3	1		サービス対価の支払方法	サービス対価Dの光熱水費について、「当初3年間の光熱水費及び燃料費の実績値を基に算出される額とし」とありますが、具体的にご教示ください。例えば、当初3年間の平均値を4年目以降に適用する等。	No.617の回答を参照してください。
622	サービス対価の算定及び支払方法	3	3			サービス対価の支払い方法	水光熱費及び燃料費は、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、サービス対価Cとともに市が支払いを行うとあります。この水光熱費及び燃料費は、サービス対価Cには含まれないが、請求によってサービス対価Cとともに支払われるという理解でよいでしょうか。	No.617の回答を参照してください。
623	サービス対価の算定及び支払方法	3	3			サービス対価の支払い方法	供用開始後当初3年間の水光熱費及び燃料費は、実績値を基に算出される額とし、サービス対価Dとともに市が支払いを行うとあります。この水光熱費及び燃料費は、サービス対価Dに含まれず、概算払いかつ実費精算によってサービス対価Dとともに支払われるという理解でよいでしょうか。	No.617の回答を参照してください。
624	サービス対価の算定及び支払方法	4	4	(1)		利益還元の考え方	貴市への還元対象となる超過額の範囲は、必須事業及び任意事業の全ての事業者収入のうち、自ら想定した利益水準を超過した金額との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、ネーミングライツ及びオーナー制度を採用する場合には、他の利益には含まず、ネーミングライツ若しくはオーナー制度単体で還元額を算出し、翌事業年度の6月末日までに市に報告してください。
625	サービス対価の算定及び支払方法	4	4	(2)		還元額の算定方法及び還元率	還元方法について、税引前の当期純利益が対象となっておりますが、他案件含め増加収入額を還元対象の指標とすることが一般的ですので、提案時点の見込み収入から増収した分を事業者提案の還元率により貴市へ還元する算定方法に変更出来ないでしょうか。	原文のとおりとします。
626	サービス対価の算定及び支払方法	4	4			PFI事業者の利益の市への還元	「PFI事業者の利益が自ら想定した利益水準を超過した場合の一定の割合(還元率)は、PFI事業者が事業者選定段階で提案し、市との合意により実施契約に約定した率とする」とありますが、いったん合意された還元率は変更不可となるのでしょうか。社会情勢の変化が激しい中、状況によっては、還元率の変更も協議に応じていただけると幸いです。	合意された還元率の変更は想定していません。
627	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	2		物価変動に伴う建設業務の対価の改定	「各種スライド条項(全体スライド・単品スライド・インフレスライド)を適用する」とありますが、本事業は工期が12ヶ月以上の工事となるため、基本的に全体スライドが適用されるとの認識でよろしいでしょうか。また、その場合、事業者の負担は残工事費の1.5%との認識でよろしかったでしょうか。	各種スライド条項については、工事請負契約における単品スライド条項及びインフレスライド条項における運用が発出されており、本事業においてもこれらを準拠することを想定しています。 【インフレスライド条項】 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/011/001/p007414_d/fil/R0303tokureiinfure.pdf 【単品スライド条項】 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/011/001/p007414_d/fil/040518tanpin.pdf なお、PFI事業への適用を踏まえた各種スライド条項の詳細な内容については、競争的対話の内容も踏まえて今後市において検討します。
628	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	2		物価変動に伴う建設業務の対価の改定	「各種スライド条項(全体スライド・単品スライド・インフレスライド)を適用する」とありますが、各種スライド条項が併用される場合は、どのような規定となるのでしょうか。	No.627の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
629	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	(2)	-	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	「市と事業者の協議により変更額及び変更時期を決定する。」とありますが、物価上昇による事業者負担率について、具体的な計算式等をお示しいただくことは可能でしょうか。 また、スライド条項を適用した場合、どの時点を起算時期として想定されているかご教示ください。生じている物価上昇を上限価格に反映させる必要があり、債務負担行為として上限価格を予算化した時期からの起算が適正と考えます。	No.627の回答を参照してください。
630	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	(2)		物価変動に伴う建設業務の対価の改定	建設業務の物価変動に関して明確な内容の記載がありませんが、昨今の建設物価の高騰を考慮すると、設計・建設期間中も相当な物価高騰のリスクが想定されます。したがって、全体スライドであれば、物価変動を提案日から基準日との間の物価指数に基づき算出する(その後12ヶ月毎)等、明確にしていただけないでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
631	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	(2)	-	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	「市と事業者の協議により変更額及び変更時期を決定する。」とありますが、協議のタイミングは事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
632	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	2		物価変動に伴う建設業務の対価の改定	「見直しの基準としては、八王子市が、市の発注した工事請負契約に各種スライド条項(全体スライド・単品スライド・インフレスライド)を適用することを決定した場合」とありますが、昨今は急激な物価高騰により工事費が合わなくなる事例が続出しているため、適切かつ柔軟に見直しにに応じていただくことを切望します。	No.627の回答を参照してください。
633	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	(2)	-	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	「市の発注した工事請負契約に各種スライド条項を適用することを決定した場合」とありますが、どのようなタイミングでどのように決定されるのかご教示ください。	No.627の回答を参照してください。
634	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	(2)		物価変動に伴う建設業務の対価の改定	物価変動による建設費の見直しの基準を「市が発注した工事請負契約に各種スライド条項を適用することを決定した場合」とあります。従来方式の公共工事と異なり、PFI事業の場合、提案から着工まで設計期間(約1年間)があるため、物価変動リスクの顕在化及びその影響が大きくなると考えます。したがって、本事業独自の建設業務の対価の改定についてご検討をお願いします。	No.627の回答を参照してください。
635	サービス対価の算定及び支払方法	5		5	(2)	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	見直しの基準を、貴市が発注した工事請負契約に各種スライド条項を適用することを決定した場合とされておりますが、これは個別の工事の事情に関わらず、実施中の工事に対して一括で適用のタイミングを設定していると理解します。適用を決定するタイミングはその時期が決まっているのでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
636	サービス対価の算定及び支払方法	5		5	(2)	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	本事業はPFI事業であり、貴市とは直接工事請負契約を締結するわけではないことから、同様に適用することは困難であると思われます。つきましては、本事業個別のスライド条項を設定していただけませんかでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
637	サービス対価の算定及び支払方法	5		5	(2)	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	対価の改定について、貴市にて実施中の工事に対して一括で適用のタイミングを設定している場合、各々の工事について契約時からの物価上昇は異なるはずですが、それら工事に対して一律の基準で対価の改定が実施されるのでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
638	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	(2)		物価変動に伴う建設業務の対価の改定	見直しの基準となる各種スライド条項の内容についてご教示ください。	No.627の回答を参照してください。
639	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	(2)		物価変動に伴う建設業務の対価の改定	「①特別な要因により、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設費が不相当となった場合」とは昨今の物価上昇についても協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。	No.627の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
640	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	(2)		物価変動に伴う建設業務の対価の改定	設計・工事監理業務や開館準備業務に関しても改定の対象としていただけないでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
641	サービス対価の算定及び支払方法	5	5	(2)	-	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	「建設費が以下の事態により」として①②が記載されておりますが、新型コロナやロシアのウクライナ侵攻等の影響で工事資料に限定しない建設費全般の高騰が生じている昨今の状況についても、①②の事態として扱われ、建設業務の対価の改定が行われる理解でよろしいでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
642	サービス対価の算定及び支払方法	6	5	(2)		サービス対価の改訂	建設費予算算定において、いつの時点の物価を基準にしていますでしょうか。建設資材物価指数はこの1年で約20%上昇しており、予算化から事業契約の物価変動分は事業者でリスクをコントロールできるものではないので、公共側で負担いただけないでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
643	サービス対価の算定及び支払方法	6	5	(2)		サービス対価の改訂	建設資材物価指数はこの1年で約20%上昇しており、予算化から事業契約の物価変動分は事業者でリスクをコントロールできるものではないので、公共側で負担いただけないでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
644	サービス対価の算定及び支払い方法	6	5			サービス対価の改定	物価変動に伴う建設業務の対価の改定の中で、「特別な要因により」とありますが、具体的にどのようなものかご教示ください。	No.627の回答を参照してください。
645	サービス対価の算定及び支払い方法	6	5			サービス対価の改定	物価変動に伴う建設業務の対価の改定の中で、「予期することができない特別な事情により」とありますが、具体的にどのようなものかご教示ください。	No.627の回答を参照してください。
646	サービス対価の算定及び支払方法	6		5	(2)	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	①著しい変動、②急激なインフレーション又はデフレーションについて、各々の定量的な基準等をご教示ください。	No.627の回答を参照してください。
647	サービス対価の算定及び支払方法	6		5	(2)	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	昨今の建設物価の急騰は建設会社として負担できない大きなリスクとなっております。また、PFI事業は将来のリスク負担を如何に評価し対応するかということが求められるため、原案における物価変動に伴う建設業務の対価の改定ルールではリスクが過大であると思料しており、本事業個別のスライド条項を設定していただきたく存じます。例えば、PFI案件で多く採用されている提案日(または公告日)の建設物価指数と着工時の指数と比較し、ある程度の基準以上(例えば1.5%)であれば工事金額の変更をしていただけますでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
648	サービス対価の算定及び支払方法	6		5	(2)	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	建設業務対価の改定回数については、前回改定時よりある程度の基準(例えば1.5%)以上であれば、複数回可能としていただけますでしょうか。	No.627の回答を参照してください。
649	サービス対価の算定及び支払方法	6	5	3	①	物価変動に伴う統括マネジメント・維持管理・運営業務の対価の改定 改定時期	サービス対価Dの改定指標の確認時期とその反映時期とのタイムラグは、現状の2年(t年度の指標に基づきt+2年度に反映)との理解で正しいでしょうか。	御理解のとおりです。参考例として令和10年度にサービス対価の改定を決定する場合、令和9年度の確定値の指標を用い、翌令和11年度4月1日以降のサービス対価の支払いに反映されます。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
650	サービス対価の算定及び支払方法	6	5	3	①	物価変動に伴う統括マネジメント・維持管理・運営業務の対価の改定 改定時期	地政学的リスクの高まりなどを背景に、物価変動リスクはPFI法施行の1999年以降のこれまでの状況と大きく異なり高まっている中、サービス対価Dの改定指標の確認時期とその反映時期とのタイムラグを、現状の2年(t年度の指標に基づきt+2年度に反映)から「6ヶ月程度(改定指標の評価を毎年10月10日時点とし、翌年の4月1日以降の支払に反映)」に短縮することをご検討頂けませんでしょうか。	現時点では、変更を想定していません。
651	サービス対価の算定及び支払方法	7	5	(3)	ア	改定指標	光熱水費は供用開始3年間の実績に基づくとありますが、3年以降は光熱水費の改定の指標を設けていただけないでしょうか。	現時点では、開業後4年目以降の光熱水費の改定は想定していません。
652	サービス対価の算定及び支払方法	7	5	(3)		サービス対価の改訂	光熱水費についても、改訂の対象になりませんか。参考指標「消費者物価指数」光熱・水道など。	No.651の回答を参照してください。
653	サービス対価の算定及び支払方法	7	5	3	ア	改定指標	毎年行われる最低賃金の上昇や諸物価の急激な高騰、国際情勢の激変に伴うサプライチェーンの不安定化等、社会情勢が急変する中、長期にわたる事業期間の改定指標を1つに固定するのは不合理と考えます。事業期間中の社会情勢の変化に合わせ、改定指標の変更にも柔軟に対応いただけますでしょうか。	現時点では、変更を想定していません。なお、事業契約書(案)では別紙1「定義集」において不可抗力を定義しており、事業契約書(案)第12章において不可抗力発生時の取扱いについて整理しておりますので参照してください。
654	サービス対価の算定及び支払方法	7	5	(3)		サービス対価の改訂	維持管理運営業務の改訂指標を提示されていますが、実態と沿わない動きをする可能性もあるため、実態と乖離がある指標においては、指標変更を協議ができるようにしていただけないでしょうか。	No.653の回答を参照してください。
655	サービス対価の算定及び支払方法	8	4	(3)	②	イ改定率及び計算方法	サービス対価が改定された年度以降の年度のサービス対価の算出方法をご教授願います。	基準改定が実施された年度及びそれ以降の年度においては、基準改定時における旧基準の指標に対する新基準の指標の倍率を基に、前回改定時の指標を基準改定後の指標に換算し、原則とおり評価及び改定を行います。
656	優先交渉権者決定基準					審査員	審査員の公表はしないのでしょうか。	審査員の公表については、優先交渉権者決定後に行う予定です。
657	優先交渉権者決定基準	4				別表 加点審査の審査項目及び配点	配点が①～③など複数の項目を合わせた配点となっている部分もありますが、項目ごとの配点の内訳はあるのでしょうか。ある場合は公表いただけないでしょうか。	審査項目ごとの配点の内訳はありません。各項目を総合的に勘案し、審査会が評価し、市が最終的に優先交渉権者の決定を行います。
658	優先交渉権者選定基準	8	3.	(4)	④～⑨	設計・建設業務に関する事項	④ユニバーサルデザイン、安全性への配慮から⑨建設業務の提案まで6項目に対し、60点の配点が設定されておりますが、それぞれの項目に対する配点は10点程度という理解でよろしいでしょうか。要求水準を満たした上で、6項目全てに対して提案するのではなく、特徴的な提案を厳選し、数項目に絞って提案しても良いという理解でよろしいでしょうか。	No.657の回答を参照してください。
659	優先交渉権者選定基準	12	3.	(7)	⑩	附帯事業	60点と非常にウェイトの大きい配点がされておりますが、そのような配点にされた理由についてご教示ください。また、評価ポイントに対する60点の内訳についてもご教示ください。	配点のウェイトについては、基本計画に示した「サードプレイス」を実現するのにふさわしい提案を総合的に評価する上で適切と思われる水準で設定しております。審査項目ごとの配点の内訳については、No.657の回答を参照してください。
660	優先交渉権者選定基準	8	3.	(8)	①	任意事業	80点と非常にウェイトの大きい配点がされておりますが、そのような配点にされた理由についてご教示ください。また、評価ポイントに対する60点の内訳についてもご教示ください。	No.659の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
661	基本協定書(案)	1	1		(5)	定義	「構成員」は特別目的会社に出資する企業であって、代表企業以外の企業をいう。とあり、別のものとされています。他方、募集要項においては代表企業は構成員から1社明示するとあり、事業契約書(案)等においてもそれを前提に規定されていますので、募集要項、事業契約書(案)、基本協定書(案)における代表企業及び構成員の定義を統一していただけないでしょうか。	趣旨を明確にするため、基本協定書(案)第1条第4号を下記のとおり訂正します。 (4)「代表企業」とは、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人(構成員及び協力企業)で構成されるグループのうち、本事業に関する各業務を特別目的会社から直接受任し又は請け負うとともに、特別目的会社に出資する企業であって、その代表となる、構成員のうち1社をいう。 あわせて、新旧対照表及び基本協定書(案)の修正版を参照してください。
662	基本協定書(案)	4		10条	3項	構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	各業務の構成員及び協力企業が複数存在する場合、自己の業務以外のリスクも背負うことになり、事業者にとってリスクが過大で、非常に重い規定になりますので、連帯の文言は削除し、業務分担やリスク分担は事業者委ねるものとして頂けないでしょうか。	御指摘を踏まえ、基本協定書(案)第10条第2項、第3項及び第4項を削除します。また、基本協定書(案)第10条の見出しを下記のとおり訂正します。 (代表企業の役割) あわせて、新旧対照表及び基本協定書(案)の修正版を参照してください。
663	基本協定書(案)	4		4条	3項	構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	各業務の構成員及び協力企業が複数存在する場合、自己の業務以外のリスクも背負うことになり、事業者にとってリスクが過大で、非常に重い規定になりますので、連帯の文言は削除し、業務分担やリスク分担は事業者委ねるものとして頂けないでしょうか。	No.662の回答を参照してください。
664	基本協定書(案)	4	1	10	3	構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	「設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、〜〜〜連帯して保証する責任を負う。」とありますが、「公園の設計業務を行う者」と「施設の設計業務を行う者」については、参加資格要件においても分割されているためこの限りではないという解釈で宜しいでしょうか。	No.662の回答を参照してください。
665	基本協定書(案)	4	10	3		構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	設計、工事監理、建設などを複数の企業で各業務を受託又は請け負う場合には、特別目的会社が市に対して負担する全ての債務につき、各業務毎に連帯して保証する責任を負うこととなっておりますが、本協定書(案)第9条に規定される設計、工事監理及び建設については、参加資格要件上、それぞれ公園及び施設に分割されております。そのため、第10条第3項に規定される連帯保証について、原文では参加資格要件を満たさない業務についても連帯して保証することとなりますので、対象範囲を公園の設計、工事監理及び建設と施設の設計、工事監理及び建設にそれぞれ区分したうえで保証することとさせていただきますでしょうか。	No.662の回答を参照してください。
666	基本協定書(案)	4	10	3		構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	「設計企業(前条第1項に基づき設計に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき市に対して負担する全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任(履行保証責任を含む。)を負う。工事監理企業(前条第1項に基づき工事監理に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)、建設企業(前条第1項に基づき建設に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)、開館準備企業(前条第1項に基づき開館準備に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)、維持管理企業(前条第1項に基づき維持管理に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)及び運営企業(前条第1項に基づき運営に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。」 とありますが、連帯して保証する責任を負うことができない、特定の業務を専門で担う企業の参加が困難となることが考えられます。連帯して保証する条文の修正(削除)を検討いただけないでしょうか。	No.662の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
667	基本協定書(案)	4		10	3	構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	設計企業や建設企業が複数存在する場合がありますが、参加資格申請では公園及び施設の設計及び建設と分類されています。公園設計企業と施設設計企業が相互に連帯して保証する責任を負うのでしょうか。参加資格申請上求められている実績要件が異なりますので、不適瀬戸考えます。従って、公園設計を請け負う企業が複数存在する場合、その複数の企業が連帯して保証する責任を負うという認識でよろしいでしょうか。	No.662の回答を参照してください。
668	基本協定書(案)	7		10	3	構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	ここでいう連帯責任は、事業契約書(案)第13条にある契約保証を事業者が行えば足りるという理解でよろしいでしょうか。	No.662の回答を参照してください。
669	基本協定書(案)	4		11	1	事業契約の締結	募集手続きにおいて質問の機会が1回しかなく、事業者側の疑問、貴市と事業者間での理解の齟齬が解消されない場合もあると考えます。募集手続きにおいて修正されるか否かに係わらず、優先交渉権者との協議の中で修正があり得ると考えますが、いかがでしょうか。	合理的な範囲において修正に応じる可能性があります。
670	基本協定書(案)	5	11	8		事業契約の締結	第11条第8項で定める違約金と同趣旨の違約金が事業契約で定められていた場合、二重で違約金が課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	No.154の回答を参照してください。
671	基本協定書(案)	5	11	8		事業契約の締結	違約金の算定について、サービス対価の額に消費税及び地方消費税を加算した金額とありますが、違約金や賠償金、キャンセル料といった金員には消費税は課税されないため、消費税及び地方消費税の加算を訂正いただくことは可能でしょうか。	費目により課税されるものと不課税のものがありますが、不課税のものについては、消費税及び地方消費税を加算する必要はありません。
672	基本協定書(案)	5		11	8	事業契約の締結	違約金等の発生は基本協定書の締結以降という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 あわせて、No.154の回答を参照してください。
673	基本協定書(案)	5		11	8	事業契約の締結	「優先交渉権者が提案したサービス対価の額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金」とありますが、このサービス対価とは様式6-5の提案価格のことでしょうか。	御理解のとおりです。
674	基本協定書(案)	5		11条	8項	事業契約の締結	優先交渉権者が違約金を支払うとありますが、優先交渉権者が連帯して支払うわけではなく、帰責性を有する者が違約金を支払うとの認識で宜しいでしょうか。	請求に対する違約金は、PFI事業者を支払っていただきますが、PFI事業者自らが支弁するか、当該違約金を帰責企業に求償するかは問いません。
675	基本協定書(案)	5		11条	8項	事業契約の締結	事業契約書111条及び別紙8にも募集及び選定手続きの不正や暴対法に係る条文があり、二重に違約金が課せられておりますので、対象の事象の内容からも基本協定のみにして頂けないでしょうか。	No.154の回答を参照してください。
676	基本協定書(案)	5		11条	8項	事業契約の締結	優先交渉権者が違約金を支払うとありますが、優先交渉権者(代表企業、構成員、協力企業)が連帯するのではなく、優先交渉権者のうち帰責性を有する者が違約金を支払うとの認識で宜しいでしょうか。	請求に対する違約金は、PFI事業者を支払っていただきますが、PFI事業者自らが支弁するか、当該違約金を帰責企業に求償するかは問いません。
677	基本協定書(案)	5		11条	8項	事業契約の締結	事業契約書111条及び別紙8にも募集及び選定手続きの不正や暴対法に係る条文があり、二重に違約金が課せられておりますので、対象となる事象の内容からも基本協定書のみにして頂けないでしょうか。	No.154の回答を参照してください。
678	基本協定書(案)	5	11	9		事業契約の締結	第11条第9項で定める違約金と同趣旨の違約金が事業契約で定められていた場合、二重で違約金が課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	No.154の回答を参照してください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
679	基本協定書(案)	5	11	9		事業契約の締結	違約金の算定について、サービス対価の額に消費税及び地方消費税を加算した金額とありますが、違約金や賠償金、キャンセル料といった金員には消費税は課税されないため、消費税及び地方消費税の加算を訂正いただくことは可能でしょうか。	費目により課税されるものと不課税のものがありますが、不課税のものについては、消費税及び地方消費税を加算する必要はありません。
680	基本協定書(案)	5		11	9	事業契約の締結	「優先交渉権者は、前項の金額のほか、優先交渉権者が提案したサービス対価の額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の5に相当する金額」とありますが、このサービス対価とは様式6-5の提案価格のことでしょうか。	御理解のとおりです。
681	基本協定書(案)	5		11条	9項	事業契約の締結	本項に規定されている違約金の加算分を加えるとサービス対価の100分の15の違約金となっており、他案件と比較して高額の設定になっておりますので、事象に関係なく違約金は一律サービス対価の100分の10として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
682	基本協定書(案)	5		11条	9項	事業契約の締結	本項に規定されている違約金の加算分を加えるとサービス対価の100分の15の違約金となっており、他案件と比較して高額の設定になっておりますので、事象に関係なく違約金は一律サービス対価の100分の10として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
683	基本協定書(案)	6	14	1	(4)	秘密保持	第(4)号は、裁判所に対してのみ開示可の性格のものであるため、第1項の条文は以下の内容と理解してよろしいでしょうか。 市と優先交渉権者は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密に係る情報(ただし、第1号ないし第3号に掲げるいずれかに該当する情報を除く。)を第三者に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、当該情報が第4号ないし第8号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。	基本協定書(案)第14条第1項第4号「裁判所により開示が命ぜられた場合」の開示について、裁判所への開示が命ぜられる場合だけではなく、第三者への開示が命ぜられる場合もあります。 なお、基本協定書(案)第14条第1項を下記のとおり修正します。 市と優先交渉権者は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密に係る情報(ただし、第1号ないし第3号に掲げるいずれかに該当する情報を除く。)を第三者に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、当該情報が第4号ないし第8号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。 あわせて、新旧対照表及び基本協定書(案)の修正版を参照してください。
684	基本協定書(案)	6	14	2		秘密保持	市が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、市において当該請求の内容が、同条例第8条及び第9条に基づき公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、市は優先交渉権者に対して、その旨を通知するものとし、市は特別目的会社に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に市に示し、市に協議を求めることができるものとする。 とありますが、後段において市が、市に協議を求めるとなっておりますが、以下の内容でお間違えないでしょうか、 市が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、市において当該請求の内容が、同条例第8条及び第9条に基づき公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、市は優先交渉権者に対して、その旨を通知するものとし、優先交渉権社は非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に市に示し、市に協議を求めることができるものとする。	基本協定書(案)第14条第2項を下記のとおり修正します。 2 市が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、市において当該請求の内容が、同条例第8条及び第9条に基づき公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、市は優先交渉権者に対して、その旨を通知するものとし、優先交渉権者は市に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に示し、市に協議を求めることができるものとする。 あわせて、新旧対照表及び基本協定書(案)の修正版を参照してください。
685	基本協定書(案)	11		7		出資者誓約書	「事業契約上の八王子市と特別目的会社の債権債務関係が終了してから1年と1日を経過するまで、特別目的会社について、解散・・・その他の倒産手続きの申立を行わないこと。」とありますが、これは事業契約満了後も1年+1日+清算期間は特別目的会社を存続させないといけないということでしょうか。	御指摘も踏まえ、基本協定書(案)別紙1 7. を削除し、8. を7. に繰り上げます。 あわせて、新旧対照表及び基本協定書(案)の修正版を参照してください。
686	業績等の監視及び改善要求措置要領	3	3.	(1)	①	PFI事業におけるセルフモニタリング	PFI事業者が設定するセルフモニタリングにおいて、原則である年3回の実施時期はPFI事業者で設定してもよろしいでしょうか。	業務要求水準書「Ⅱ. 4. (4)③ウ」において、四半期活動報告書により、セルフモニタリングの状況等を報告することとしており、四半期ごとに実施することを想定しております。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
687	業績等の監視及び改善措置要領	6	(2)	①	イ	イ 重大な事象以外の事象	開館準備業務、維持管理業務、運営業務のイ 重大な事象以外の事象に「業務の怠慢」と記載がありますが、市が想定している怠慢と判断する基準をお示し願います。	「業務の怠慢」とは、統括マネジメント業務をはじめ、設計・建設業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務において、業務要求水準書への記載内容を適切に遂行していない場合を指します。また、PFI事業者が提案した利用人数などの目標数値を達成していない場合も想定しています。
688	業績等の監視及び改善措置要領	5	3	(2)	③	イ減額ポイントの対象	減額については、開館準備業務に係る対価及び統括マネジメント・維持管理業務・運営業務に係る対価の合計額を対象に行うものとする。とありますが、光熱水費は減額対象外と考えてよろしいでしょうか。	減額ポイントの計上対象となる事態は、どの業務において生じた事象であれPFI事業者の責めに帰すべきものであるため、業務ごとではなくPFI事業者に対して行われることとなります。このため、水道光熱費も含まれます。
689	業績等の監視及び改善措置要領	6	(2)	③	オ	減額ポイントのサービス対価への反映	「減額については、開館準備業務に係る対価及び統括マネジメント・維持管理・運営業務に係る対価の合計額を対象に行うものとする。」とありますが、水道光熱費も含まれますでしょうか。含まれている場合、リスクが過大であるため、除外して頂けませんでしょうか。	No.688の回答を参照してください。また、原文のとおりとします。
690	業績等の監視及び改善措置要領	6	(2)	③	オ	減額ポイントのサービス対価への反映	「当該12ヶ月分のサービス対価の総額に対し、該当する減額割合を乗じて減額を算定」とありますが、この総額とは、減額の対象となった事象の業務区分(6-B別添①の各細目)の12か月分のサービス対価を指すという解釈でよろしいでしょうか。 また、減額の対象となった事象が開業準備期間中である場合、必ずしも12か月ではない、提案する開業準備期間中の費用を総額と理解してよろしいでしょうか。 例)開業準備期間中に、「警備業務の不備に起因して侵入者が起こした重大な人身事故・犯罪」が発生した場合、6-B別添①の内、開業準備業務-「開館準備期間における警備業務」の期間総額に対し、減額措置を行う。	減額ポイントの計上対象となる事態は、どの業務において生じた事象であれPFI事業者の責めに帰すべきものであるため、業務ごとではなくPFI事業者に対して行われることとなります。このため、当該12ヶ月間に累積した減額ポイントを、当該12ヶ月分のサービス対価の総額の支払いに適用することとしております。
691	業績等の監視及び改善措置要領	7	5.			インセンティブの付与	インセンティブの付与について、「定量的、定性的な改善効果が認められた場合に、PFI事業者の貢献度をサービス対価の評価に反映させるものとする。」とありますが、減額ポイントが付与された各項目に対し、改善効果が認められた場合に、当該減額ポイントと同等のポイントが累計から引かれるような理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。